


มากเช่นคอกกหลาย กหลายมีหลายรอย นน เจ้า...
 เช่นคอกพักทองและ หลายพรรณ ต่างสี ต่างชนิด
 กลิ่นหอมต่างกัน แต่เท่าที่นิยมในประ...
 ก็มี เหลืองพระลอ แดงละออ ข...
 เหลืองหมากสุก ท่วมหาชมพู ราก...
 กรุงเทพฯ แพงมาก คอกงาม ๆ...
 สดางค์ ถ้าเป็นต้นหรือกิ่งราคาต้นละ ๑ บาท...
 ขึ้นไปถึง ๓ บาทเป็นอย่างน้อย กลิ่นกหลาย...
 เป็นกลิ่นที่หอมเย็นใจกว่ากลิ่นอะไร ๆ ใน...
 คัมภีร์อินทรีนิพนธ์ กล่าวสรรพคุณว่า...
 มีกลิ่นหอม ก็นอ้อย ข้าพเจ้าไม่เคยรับ...
 ประทานเลย แต่มีผู้รับรองว่ารับประทานได้...
 จริง เพราะเคยรับประทานมาแล้ว คือ ฉาย...
 กับน้ำตาลเป็นขนมอย่างกล้วยฉาบ นอกจาก...
 น้ระยชไทยคือ ความกำเริบแห่งลม ค...
 เสมหะ เย็นสลาย แก้โรคท้องร่วงก็ได้ แต่...
 การกินกหลายแก้ โรคท้องร่วงนี้ ข้าพเจ้าเห็น...
 ว่าคงจะสู้ ฉักฉักชินกันไว้ก่อนไม่ได้...
 พระเจ้า...
 พระบาทสมเด็จพระจุลจอมเกล้าเจ้าอยู่หัว...
 ทรงโปรดคอกไม้มาก ดังที่สังเกตจากพระ...
 ราชนิพนธ์ ไกลบ้าน พระราชหัตถเลขา เกือบ...
 ทุกฉบับ ทรงพรรณนาดังคอกไม้ที่มีในต่าง...
 ประเทศว่างามนำค กหลายเป็นคอกไม้ที่...
 ทรงโปรดเห็นด้วย...

210.52
 M472n

 00643172





三木榮著

日暹交通史考

東京 古今書院發行

Vertical text on the right edge of the book, likely a library or collection stamp, including characters like 史, 考, 日, 暹, 交, 通.



三木榮著

日暹交通史考

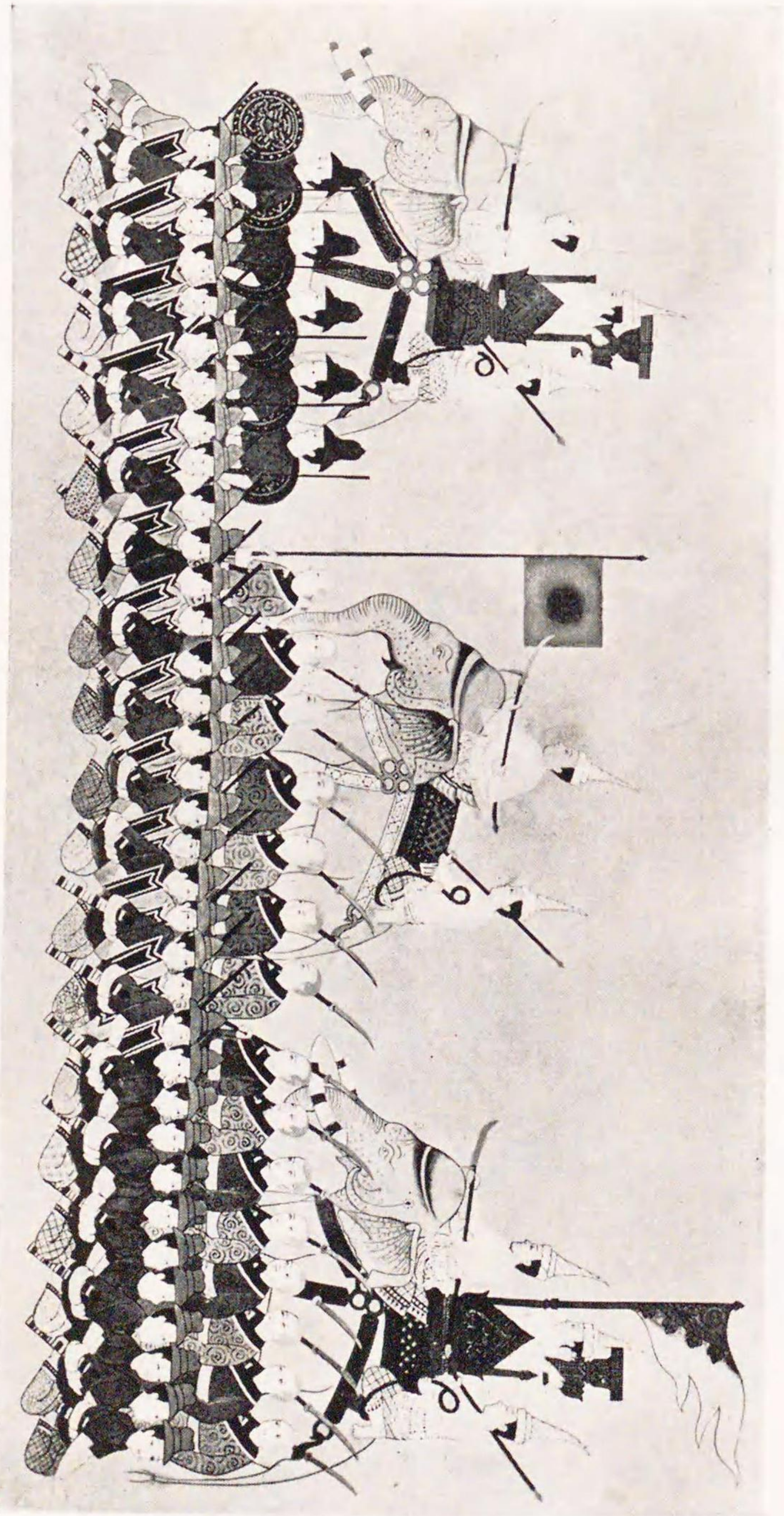
東京古今書院發行

Vertical text on the right edge of the book, likely a library or collection number, written in small characters.

210.52
M 472n
III



643172



17世紀の中葉、ゾラ・ナライ王の建設にかゝる、當時の主都アエチサのワット・ヨム寺院の壁画に描かれた、日本義勇軍の
カチン祭(迦維那)の行列の圖：カチンとは毎秋、黃袍を僧侶に供養に仕へて行く行列で、圖中、中央の象の
先頭に乘つてゐる武士が隊長で黄金地の日の丸の旗を棒持するは珍重に値するものである。

目次

はしがき……………一

日暹交通史の専攻家と参考書に就て……………一

日暹交通史料解説……………七

上古より豊臣時代に至る日本と南洋との關係……………三

歐人の東洋遠征……………三七

光る王國……………三七

葡萄牙人の南洋遠征……………四二

英葡二國の東洋遠征と邦人の雄略……………四四

日暹の國交……………五五

暹羅國書中の國王名に就て……………六三

暹羅國書中の使節名に就て……………七四

御朱印船……………一四四

異國御朱印帳 二五
 異國御朱印帳 二六
 暹羅への航路 二七
 暹羅通事 二八
 暹羅貿易關係者列傳 二九
 木屋彌三右衛門 三〇
 龜井茲矩 三一
 角藏玄之 三二
 末吉孫左衛門 三三
 後藤宗印 三四
 荒木宗太郎 三五
 大賀九郎左衛門 三六
 末次平藏 三七
 島井宗室 三八
 三浦按針 三九

耶揚子 四〇
 日本町の今昔 四一
 鎖國以前の日本町 四二
 鎖國以後の日本町 四三
 禁教と鎖國 四四
 鎖國是非 四五
 海禁後の日暹關係 四六
 後序 四七
 跋（東恩納寛惇） 四八

日暹交通史考

はしがき

日暹史の専攻家と参考書に就て

此一小編を編修するに當つては、斯道専門家の教示を受けたことは一再に留らず、尙ほ歸朝の後、史家の門を叩いて益々研鑽の歩を進めて追々完璧のものとし、老後の思ひ出に上梓しやうと楽しんで居つたのであるが、歲月徒に人を待たず、今となつては、教示を垂れた人々の多くは幽明境を異にし、指導を仰ぐことの出来なくなつたのは、痛恨の至りである、依つて不完全ながら急いで脱稿することゝなつた。

私は、在暹、既に十八年となつたが、曾て青年時日本に居る時から日暹史に就ては、深き興味

を持ち未だ東臺の學生時代、暹羅へ渡る二ヶ年前から、毎日放課後となると隣りの帝國圖書館へ往つて夜の九時迄、暹羅に就ての關係史實を涉獵するのを何よりの樂みにして居た。それから明治四十四年の春、渡暹したのであるが、大正二年の夏、一日、故政尾博士の官邸を訪れた時に、博士の云はるゝには、今度自分が職を辭するに當つて皇帝陛下から、皇室圖書館に永久に保存する爲、日本に在る日暹史實の記録をなるべく原本の儘、蒐集して贈つて貰ひたいと云ふことを依頼されたと云ふことであつた。就て早速京都大學に居る自分の友人なる松本亦太郎氏の處へ、然るべき専門家に依頼して貰ひ度いと頼んだところ、三上參次博士から、恁ふいふ書狀が來たとて私に示されたことがあつた、松本博士は國史學の泰斗なる三上博士に相談して内田銀藏博士を推薦したところ、根本史料は、次の諸書から原文の儘、拔萃すると十冊、七百枚程になる。

第一集は附録として寫眞五枚を添へるので、之は新村氏所藏の柬埔寨文字の國書の寫眞や「自日本國に到る暹羅國二舟也」と云ふ御朱印狀、島井文書など數葉の寫眞であつた。

此中、暹羅國立圖書館の藏になつて居るのは、第一集の第五冊が來て居らないし、第二集は附録と共に白蟻の害を蒙り暹羅の圖書館から消失して了つて残念のことである。

第一集

- 第一冊 通航一覽 暹羅國部 一、二
- 第二冊 通航一覽 暹羅國部 三(附、六昆琶牛)
- 第三冊 通航一覽 暹羅國部 四、暹羅國部 五(附、莫臥兒) 太泥部、信州、迦知安、密西耶部
- 第四冊 通航一覽續輯
- 第五冊 暹羅國風土軍記 暹羅國山田氏興亡記

第二集

- 第一冊 外蕃通書 暹羅國書一、二、三
- 第二冊 異國日記 (拔萃)
- 當代紀 (拔萃)
- 駿府記 (拔萃)
- 羅山林先生文集 (拔萃)
- 和漢寄文 (拔萃)
- 異國渡海御朱印帳(拔萃)
- 異國近年御書草案(拔萃)
- 異國御朱印帳 (拔萃)
- 上村氏所藏文書

鹽文書

(拔萃)

龜井文書

(拔萃)

神野文書

(拔萃)

末吉文書

(拔萃)

島井文書

(拔萃)

相國寺心華院書翰屏風(拔萃)

相國寺外航印信 (拔萃)

異國來翰之認 (拔萃)

全堺詳志 (拔萃)

第四册

海外異傳

第五册

視聽草

(拔萃)

增訂一話一言

(拔萃)

國學志貝

(拔萃)

駿河志料

(拔萃)

駿國雜志

(拔萃)

第三集

第一册

野史

(拔萃)

和漢三才圖會

(拔萃)

增補華夷通商考

(拔萃)

珍珠囊

(拔萃)

五事略

(拔萃)

采覽異言

(拔萃)

增譯采覽異言

(拔萃)

朱氏談綺

(拔萃)

第二册

長崎志

(拔萃)

長崎志續編

(拔萃)

長崎港草

(拔萃)

長崎談

(拔萃)

續長崎鏡

(拔萃)

長崎夜話草

(拔萃)

筆のすさび

(拔萃)

和漢船用集

(拔萃)

長崎圖

(拔萃)

肥州長崎圖

(拔萃)

はしがき

譯司統譜 (拔萃)

先民傳 (拔萃)

徂徠集 (拔萃)

第三册 石城志 (拔萃)

本朝世事談綺 (拔萃)

大唐清朝商船入津記(拔萃)

奥船出所 (拔萃)

向向舊記寫 (拔萃)

長崎湊異國押役人附(拔萃)

第四册 鐵研齋翰軒書目 (拔萃)

和蘭通舶 (拔萃)

紅毛天地二圖贅說(拔萃)

元和航海記 (拔萃)

正徳長崎新令 (拔萃)

日暹交通史料解説

第一集之部

通航一覽

本書は本編三百二十二卷、附録二十三卷通計三百四十五卷、外に凡例總目二卷圖一帙より成り、永祿九年(西曆一五六六年)三河國に安南國の船漂着の事より始まり文政八年(西曆一八二五年)徳川幕府異船打拂の新令を發せしに至るまで二百餘年間、日本の對外關係に就きての記事を類從輯録したるものなり。

本編の部は大體に於て國別に部門を立て琉球國、朝鮮國、長崎港異國通商總括、異國渡海總括、安南國、南蠻、唐國、阿蘭陀國、譜厄利亞國、柬埔寨國、暹羅國、其他に分ちて記述し、附録は事を以て類を分ち専ら海防に關することを擧げたり、編者、大學頭、林緯は幕末外交の局に當れる人にして嘉永年間、其の屬僚に命じ舊編古記を涉獵して外國關係の記事を輯録せしめ以て本書を編成し、時局を講究するの資に供したるなり、實際編纂の事に當りたるは、宮崎成身外十一人にして林緯は其の事業を總裁したるものとす、其書の成れるは嘉永六年(西曆一八五三年)に在り。

本書從來、唯官府に數部の寫本を藏せしのみ、明治四十五年(西曆一九一二年)六月より東京の圖書刊行會に於て之を刊行し會員に頒布することとしたるも卷帙浩濶なるを以て今(大正二年、西曆一九一三年八月)

尙ほ完成に至らず、此の第一集には東京帝國大學文科大學史料編纂掛備用の原本より本書暹羅國に關する部を謄寫して之を收め體裁一に原本に従ひ勉めて其の本來の面目を存することに注意したり、本書暹羅國の部は卷之二百六十五より卷の二百六十九に至る五卷にして附するに六崑、琶牛、莫臥兒、太泥、信州、迦知安、密西耶、諸國の部を以てせり、之を要するに本書は嚴密なる意味に於て、根本史料其の者にあらず、編者先づ事實の大綱を敘したる上に之に關する諸書の記事を其儘輯録引用し、之に考證を加へ按文をも附したるものにして畢竟一種の編纂物に外ならざれども、其材を採る頗る該博、取捨選擇大に意を用ひたるものなれば、資料としては蓋し完備に近きものなり、暹羅と日本との交通に關し、日本に存する重なる史料は、略、此の書、暹羅國部の中に於て之を見出すことを得べし。

通航一覽續輯

前書の續編なり、卷の八十一の一巻、は暹羅國の部なるを以て茲に之を收む、本卷には文政十二年（西曆一八二九年）及天保元年（西曆一八三〇年）に、是より先き暹羅國に漂到せしといふ、八丈島の者、十二人を唐船にて長崎港に送り來りしことを記し、長崎志續編、甲子夜話續編、カマヤン漂流記の文を引用せり、但、本書の按文に據れば、其の漂流記、果して暹羅なりしや疑はしとす。

暹羅國風土軍記

山田仁左衛門の事蹟を記すること頗る詳細なるものにして、平假名交り文にて記す、山田に隨ひて暹羅國日本町に在りし智原五郎八後祝髮して宗因といふの記する所なりと云ふ。然れども果して五郎八、自記のまゝなるやは斷言し難し、恐らくは、暹羅國日本町に在りしものゝ傳ふる所を基礎とし、之に多少敷衍潤飾を加へて敘述したるものならんか、本書七卷より成る、首に總目錄あり、卷の七には、附録として天竺德兵衛渡天物語を載す、渡天物語の記事は稍々妄誕に涉るものありと雖、亦參考に資すべきものなり、今、此の集には、和學講談所の舊藏書印ある東京帝國大學文科大學史料編纂掛備用の寫本に據りて本書、全部を謄寫し之を收む。

暹羅國山田氏興亡記

片假名交り文なり、前書と同じく山田の事蹟を記すれども、比較的簡略なるものなり、記事の出所は大體前の暹羅國風土軍記と同一なるべし、此の書元祿（西曆一六八八—一七〇三年）の頃、長崎より寫し來る人ありて、江戸にて密かに寫し廣めたりと云ふ、本書の末に淺間宮繪馬の記あり、又寛政六年、（西曆一七九四年）五月十日近藤守重の識語あり、もと水戸家の藏本を寫したるもの、史料編纂掛に存す、今之に據り謄寫してこゝに收む。

此の第一集には、附録として寫眞五枚を添ふ即ち左の如し、

第一號。慶長十三年七月二十五日、暹羅國渡海朱印狀、此の朱印狀は徳川家康が慶長十三年（西曆一六〇八

年)に暹羅へ渡海の船を發せる大阪の商人、田邊屋又左衛門に與へたるものにして日本政府公認の暹羅行貿易船たることを證明せるものなり、今又左衛門の姻戚末吉孫左衛門の後裔なる大阪府東成郡平野郷町末吉勘四郎氏の家に現存す、式の如く、大高紙(檀紙)二枚を用ひ杉原紙二枚を以て之を包めり、文書に捺せる朱印の文は源家康弘忠恕にして外交文書に常用せるものなり、此寫眞は明治四十三年(西曆一九一〇年)川島元次郎氏が現物に就き撮影せる種板より今回新たに擴大して撮れるものに係る、寫眞中部の黒紋は、朱印狀を折り且つ捲きたるより生じたる皺を表示せるものなり。

此の文書は第二集の中に末吉文書として之を収録す。

第二號。大歳乙巳年(慶長十年、西曆一六〇五年)四月、東埔寨國書(原文摹寫)

第三號。同上(漢譯文摹寫)

第四號。歲在丙午(慶長十一年、西曆一六〇六年)季春三月、東埔寨國書(原文及漢譯文摹寫)

往時、暹羅より日本へ遣はされたる國書は、頗る鄭重善美を盡したるものにして其形式は異國日記等に記する所により略之を想見することを得と雖、其の實物、若しくは摹寫の今に存することを聞かず(今後或は發見されども、未だ見當らず但漢譯文の控は異國日記に存し外蕃通書通航一覽等に之を採録せる事は人の能く知る所なり)然るに暹羅國と密接の關係ある東埔寨國よりの來書數通は京都相國寺内の心華院に天明八年(西曆一七八八年)迄、所謂書翰屏風の中に貼附せられて現存したり、右の書翰屏風は同年の火災に罹り焼失し今存せずと雖、其摹寫は他の外交文書の摹寫と共に近藤守重編する所の

外蕃書翰の中に之を載せたり、又別に最近に此の書翰屏風の摹本二卷京都に於て發見せられ、今現に京都帝國大學文科大學教授文學博士新村出氏の所藏たり、而して此の摹本は、外蕃書翰中の者よりも比較的佳良なるが如し。

寫眞第二號及第三號は乙巳年即ち慶長十年(西曆一六〇五年)に東埔寨國王浮勝王嘉が日本國主に宛て奉呈せる書にして第二號は原文、第三號は其の漢譯文なり、漢譯文を見るに暹羅鳥銃貳門……伴東の語あり、蓋し東埔寨より進物として、暹羅鳥銃を日本に齎らし來れるものなり、其の所謂、暹羅鳥銃とは多分、實は歐洲製にして暹羅へ輸入せられたるものなるべし、此の文書に對する慶長十年十一月徳川家康の復書は異國日記に載せ、外蕃通書にも採録せり、又第四號は丙午年(慶長十一年即ち西曆一六〇六年)東埔寨國臣握雅老元輔等、日本國王に致せる書の原文に漢譯文を附せるものにして、文中暹羅に關することなしと雖、文書に捺せる一種特別なる朱印を其の儘摹寫しあるを以て第二號、第三號と對照する爲め併せて撮影することゝしたり、以上第二號、第三號、第四號、何れも前記、新村博士所藏書翰屏風摹本に就き、今回特に撮影したるものに係る。

第三號及第四號の漢譯文は相國寺心華院書翰屏風として第二集の中に収録すべし。

第五號。寬永二年十月十一日銀子借用證文此の證文は、寬永二年(西曆一六二五年)小濱民部が貿易船を暹羅に發するに當り忠右衛門といふ者、彼の國にて貨物購買の資金に充つる爲め、島井權平より銀二貫目を借

りたる證書なり、今鳥井權平の後裔なる福岡市、鳥井俊三郎氏の家に現存す、此寫眞は京都帝國大學文科大學に於て原物を撮影せるより複製したるものなり、文書の原寸は一尺一寸一分五厘×七寸九分五厘なりとす鳥井氏所藏の文書中には、同時代、海外貿易資金の貸借證文數多あり、「ホルトガル」商人が鳥屋(鳥井)權平に宛てたる「ホルトガル」文の借用證書も亦同家に現存す。

大正二年八月二日

京都に於て稿了

(以上文學博士内田銀藏)

この内田博士の蒐集された「暹羅日本交通史料」は全部、政尾博士遺族にも傳はつて居る筈である。

右は政尾博士が歸朝の後に、内田博士の校閲の上、立派なる和綴の製本が出来て、要所々には博士自ら英譯を加へて大正三年の夏、暹羅國皇帝陛下に獻上する運びとなつて、今、皇室圖書館に收藏されて居るが第一集中、第五冊は重複するからであらう送つて來てはなかつた、公使として赴任されてから尋ねたら、やはりそうであつた。

内田博士は大正二年十二月十四日に、京都帝國大學、學生集會所に於て開かれた、史學研究會、

總會の席上「徳川時代に於ける日本と暹羅との關係に就て」と云ふ、講演をしたが、大正四年八月となつて其時の速記は高橋萬次郎氏の助力を借りて多少の改訂増補を加へて大正五年二月、東京、富山房から出版された「續史的研究」中の一五七頁から一九二頁に載つて居る、大分詳しいものである、此當時、私は内田博士から書狀を戴いたが、大正七年であつたか、博士は歐米視察に出掛けられ歸朝後、間もなく、他界されて最早博士に質問することも出来なくなつた。

其後、大正十年の春に政尾博士が公使として赴任されたので此機に於て同公使の助力を借りて暹羅側、歐洲側の古記録でも研究しやうと思つて居るうちに、政尾公使も其歳の八月十一日に卒去されて遂に其機を逸して了つた。

それから印度支那の東京のハノイの東洋學院に居つた書記官ノエルペリ (Noel Peris) 氏は、大の日本通にて、三十六年間、一度も自國に歸らず、日本へのみ度々旅行した人であるが、日本歴史は、もとより能樂、謡曲に至るまでも、能くした人であるが、特に晩年に於いては、徳川時代初期に於ける日本と南洋との史料に就て、十六ヶ年も探査研究した程に造詣が深く、佛蘭西側の資料や歐洲人の記録を參考として發表されたこともあつて、暹羅の日本町に就ては得る所が尠くなかつた、私も御陰に依つて種々の示教を蒙つたが大正十一年の六月十六日、自動車が樹木に

衝突した際、不慮の災厄に遭ひて同廿五日、不歸の客となつたのは、悼しいことであつた。

それから、いま一人もと京都市役所の庶務課長であつた、川島元次郎氏は後、京都の文科大學の選科に學び内田博士に就いて近世史の研究に没頭し、文學士となつたが、特に「徳川初期の海外貿易家」と題する一編は、明治四十年の一月大阪朝日新聞の懸賞史實に當選して壹千圓の賞を受けたことがあつたが、其後同新聞社から刊行し、又大正六年九月には、仁友社からも刊行し其後少し形を換へて増補訂正した「朱印船貿易史」は大正十年九月、内外出版社から發行されたが、此中には暹羅への貿易家九名許りの列傳も載つて居り、當時の海外貿易に就ての有益なる參考資料であるが、氏は其後、長崎高等商業學校の教授として、其地と共に研究に好都合の位置に在つたが、大正十一年の冬、肺炎に冒されて歿された。氏に就て尋ねべき日蓮貿易家傳が多々あつたのであるが、今となつては痛恨を禁じ得ない。

尙ほ、此外に長崎の古賀十二郎氏、辻博士、新村博士、黑板博士及び、史料編纂掛の諸史家、或は後藤肅堂氏の如き熱心家もあるから、大に意を強うするに足りて居るが、前記の如く自分が頼みにして居つた、之等の人々が、近年追掛けての遠逝に就ては失望落膽せざるを得なかつた、爲に私は一旦筆を絶つたが前記の書冊が燈明臺の如く輝いて居る以上、貧弱なる私の資料とは云

へ、徒に筐底に没し去るのも不本意千萬故、再び筆を起して目鼻を附けることにした。

尙ほ右に記せる參考書中「外蕃通書」は、近藤守重が文化五年（西曆一八〇八年）に御書物奉行に任ぜられて其在職十一年間に成つた、得難い好著であるが、從來寫本として傳はつて居たのであるが、現今は「改定史籍集覽」の第二十一冊の中に收めてある、之は帝國大學の史料編纂掛の備付本と帝國圖書館の藏本と文學博士井上頼因氏の藏本とを對照して異同を校合したものであるといふ。又、外蕃通書は國書刊行會から出版された近藤正齋全集の中にも載つて居り、其十五冊から十七冊までが暹羅の部で、彼我の國交文書迄載せ、それに就て諸書を引用して考證迄下して居る。

「通航一覽」は幕末攘夷論などで、世論が沸騰して來たので大學頭林煒が官命に依り諸藩から外交記録を蒐集して編修し嘉永六年に完成した本で近年となつて國書刊行會から發刊されたものがあるが、其卷の二百六十五から、卷の二百六十九までが暹羅國部で之には諸書の抜萃輯録や編者の考按をも添附して居るが、尙ほ暹羅國部の外に卷の百七十（異國渡海總括部）、卷の百五十四（長崎港異國通商總括部十七、商法、貨物、賣買停止）、卷の百六十四（同上二十七商法、正徳御改正）等にも參考記事が載つて居り、卷の二百四十七、同二百四十八（阿蘭陀國部九、十、御奉公筋）に載せた

風説書にも割合に多く暹羅に關する報告が載つて居る(と、内田博士の教示を賜はつたが其拔萃は前記「暹羅日本交通史料」に載つて居る。)

而して「異國日記」は、「異國渡海御朱印帳」、「異國御朱印帳」、「異國近年御書草案」と共に南禪寺の金地院に現存して居る、これは未刊であるが、それに據ると日本から暹羅に遣つた、文書の文言や、暹羅から來た國書に添へた漢譯文も今に多く傳つて居るのみならず、暹羅文の本書の體裁に至る迄、略ぼ想察することができるのである。又、山田長政から土井利勝に宛てた、元和七年四月十一日附の書面や、寛永六年三月三日附、酒井忠世の家臣、關主稅助に宛てた書面なども載つて居る。

「天竺德兵衛物語」は一に「天竺渡海物語」、又は「渡天物語」或は「宗心紀行」など、稱して世に流布されて居るが、正徳二年(西曆一七二二年)の大坂法橋寺島良安(尙順)氏の和漢三才圖繪にも載せてある、之は寶永四年(西曆一七〇七年)、德兵衛が九十六歳(一に八十九歳)の時、往時を追懷して其見聞を長崎奉行に呈したもので、此書の世に流布されて居るものは、筆寫の度毎に潤飾されたものとみえ、頗る荒唐無稽の妄誕の説を載せて居るものが多いが、中には比較的信憑するに足るものが載つて居る、往時の暹羅事情を知る絶好の本である。

山田長政の事蹟を明細に知らんとするには、右の「天竺德兵衛物語」の外に「暹羅國風土軍記」、「暹羅國山田氏興亡記」などがある、共に通航一覽にも載つて居るが、尙ほ徳川時代には、「暹羅物語」と云ふ本があつて、嘉永三年(西曆一八五〇年)齋藤拙堂の「海外異傳」には、主に之から拔萃したのであるが、共に日本町に居た智原五郎八の著であると云はれて居るのであるが、今となつては何れが原本であつたか分明しないが、或は、現存してない「暹羅物語」の方が原本であつたらうと云ふ説もある。

山村昌永の「増補采覽異言」は文化元年(西曆一八〇四年)に出て居るが、之には「碎玉話」、「天竺德兵衛物語」、北島見信の「紅毛天地二圖贅説」(元文二年、西曆一七三七年)を擧げて居る。それから九年後の文化十年(西曆一八一三年)に平田篤胤は「氣吹颯」(ききふせつ)を著はしたが、之には「風土軍記」や「駿州山田仁左衛門紀事」から拔萃して「山田長政傳」を見事に作り上げてあるが、此「仁左衛門紀事」なるものは蜀山人の「一話一言」や「駿國雜誌」にも轉載されており、駿河人の記述したもので架空の説多く信憑するに足らない。然るに、平田篤胤のやうな大家が、之を引用した爲に、此「氣吹颯」が原となつて、「海外異傳」も引掛り、明治、大正より昭和の御代に至る迄博士、史家、著術家、並に中等教科書、小學讀本に至る迄、之に倣つて長政傳を物する爲、ある部分は無

稽の説が事實として取扱はれ看過されて居る節があるに氣附く者は稀である。蜀山人の「一話一言」も前記同様「仁左衛門紀事」を引いて居る。

明治となつては、二十五年出版の、關口隆正の「山田長政傳」(漢文)、明治二十六年の渡邊修次郎の「世界に於ける日本人」、同三十二年出版の大町桂月の「東西二十四傑」及び、史學雜誌第六編第十二號の小倉秀貫の「山田仁左衛門の元の身分は轎夫」などがあり、大正となりては、後藤肅堂氏の「山田長政と暹羅より奉納せし繪馬に就て」(大正十年冬)、大正十三年の國史上疑問の人物中、西村眞次氏の「山田長政」などの有益なる文がある。其他、暹塚麗水氏の「山田長政」や政尾藤吉氏の「山田長政」などもある。

其他、日暹交通史資料としては、「元和航海記」、「長崎志」、「同續編」、「長崎記」、「長崎事始細見録」、享保五年(西曆一七二〇年)西川正休の「長崎夜話草」、「長崎湊異國押役人附」、「碎玉話」、「止戈談叢」、「燈前夜話」、「先民傳」、蜀山人の「一話一言」(新百家説林、蜀山人全集)、「羅山林先生文集」(卷の十二)、「當代記」、「視聽草」、「駿府記」、「駿河志」、「淺間詣」、「國學志貝」、新井白石の「外國通信事略」、「采覽異言」其他、龜井家、上村家、神野家、末吉家、島井家の諸文書、「全塚詳志」、帝國大學史料編纂掛編の「大日本史料」、諸大家の「日本經濟史」、「商業史」の諸書、「古事

類苑」、尙ほ辻善之助博士の「徳川家康の海外交通」(海外交通史話所載)などにも、参考となるべき記事が澤山ある。又、暹羅との通事、即ち通譯のことを究べるには、明治三十年、神戸の額川君平氏が非賣品で印行された「譯司統譜」がある。以上は日本側の参考書類であるが、

外國側の資料としては、明治十八年に刊行された、亞細亞協會の雜誌即ち(Transactions of the Asiatic Society of Japan. Vol's XIII—XIV)の中にある(E. M. Satow 氏の Notes on the Intercourse between Japan and Siam in the Seventeenth Century)と云ふ數冊に互る論文は、帝國大學の圖書館(震災で多分焼けたであらう)や東京の暹羅公使館にも藏されて居た筈であつた、之には歐洲人の記録のみならず、暹羅側の資料も引いてある。これは明治十八年、當時の參事院議官土方久元氏が洋行の途次、新嘉坡に寄港したる際、曾て日本に公使であつて、其時在暹羅の公使をして居た英人サトー氏に邂逅し、懇に山田長政の事蹟の調査を委囑したが、それが此時の論文で「第十七世紀に於ける日暹交通考」といふものである。越えて明治廿八年氏が再度在日本の公使として來朝の際、之を時の宮内大臣たりし土方伯に寄せたので、伯は、宮内官の寺崎遜氏をして邦文に翻譯せしめ題して「山田長政事蹟考合」といふ表題をつけて、明治二十九年に宮内省から一冊の單行本として非賣品で印行された、然し之は日暹交通史の一般に互つて考證記述したもので山田長

政の事蹟を記したのではない。

又、在暹羅の暹羅協會(Siam Society)が明治四十一年頃に出版された雑誌七編第一卷に和蘭人の原本なる「暹羅國誌」を英譯して載せて居る、之はサトー氏も引用して居るが長政時代に暹羅の和蘭東印度會社のアユチャ出張所に居た、「エレミアス、ファンフリート」(Jeremias Vanriet)なる者が寛永六年(西曆一六二八年)から同十一年(西曆一六三四年)迄、アユチャに留り、會社の以前の報告を蒐集したものが彼の死後、六十年の後、和蘭に於て出版されたもので恰度、長政が暹羅に居た時代彼も在暹中であつたのである、之には、「暹羅に於ける日本人の既往並に現在の地位」と云ふ一項を設けて數頁に互り日本人に關しての記事が載せてある。

「波斯より東印度に至る顯著なる旅行記」やケンペル(Kämpfer)の「日本歴史」や「クシヤアル」の「暹羅紀行」や貞享二年頃(西曆一六八五年)に佛蘭西の公使「シヨウモン」が暹羅へ渡つた時の記事には、十七世紀に於ける「アユチャ」の地圖が載つて居つて、鎖國以後の日本町のことも少しは書いてあるといふ。

尙ほ貿易の方面では、「和漢寄文」や西川如見の「増補華夷通商考」や「大唐清朝商船入津記」(中古叢書七十六)や「和漢船用集」卷四や安永七年版の「肥州長崎圖」や「正徳長崎新令」など、

近頃では徳富蘇峯氏の著や内田銀藏氏や竹越三又氏其他大家の經濟史には皆參考となるべき資料が載つて居る。

外國のものでは、前記の「暹羅國誌」や(Calendar of State Papers Colonial Series, East Indies 1513—1616, P. 464) 又アンダーソン氏の「第十七世紀に於ける暹羅と英吉利との交通」(Anderson, English Intercourse with Siam in the Seventeenth Century. London, 1890) の附録(Appendix E)として掲載された、延寶六年(西曆一六七八年)に記述の暹羅貿易に關する報告書(Ind. off. Rec. o. 4696)や「ロックス」日記など皆參考となるべき記録である。「ロックス」日記は大日本史料にも載つて居る。未だくゞ涉獵すれば、いくらもあることゝ思はるゝが、先づ此位に留めておく。然し此稿に於ては、之等の全部の資料を悉く列記するのは煩はしいから、その筋道だけを一通り述べるに止めて置き、他日の完成を俟つことにしやう。由來史を論ずるもの専門家は文獻のみに偏して實物を忘却し實際家は實物に拘はつて文獻を放擲するのが常である、故に公平なる判斷を下さんには、宜しく實地を踏査し其國の言語を參考し、文獻を探究して夥多の資料を蒐輯し其中より之を蒸溜して其精素を萃せば或は正鵠を得るに邇いであらう。

幸に同好の士の有益なる未知の資料を公にし高教を垂れ賜らん事を乞ふ次第である。

上古より豊臣時代に至る日本と南洋との關係

徳川初期時代に於ける隆昌なりし日暹關係を談するに先立つて、我が上代に於ける日南關係などに就ても一應研究するの必要あらんと思へども如何にせん、上古のことは文獻の徴すべきもの極めて尠き故に、我が國史に現はれて居る一二の例を擧げて臆氣ながらも南洋地方、即ち暹羅方面との關係が絶無でなかつたといふことを知るだけに止めておかう。

欽明天皇の四年(西曆五四三年)九月、百濟の聖明王が扶南(暹羅地方)の財物、奴二人を貢獻したといふことが、國史に見えて居るが、扶南(Fouman)といふのは、現今の暹羅から馬來あたりを指したものであると云ふことに史家の説が一致して居るから、當時既に純粹の印度物即ち暹羅地方のものが、我が國に傳來されたことは明かである。

支那と、扶南との交通も早くから開け、南齊の武帝の永明二年(西曆四〇四年)に、扶南國王闍那跋摩王が、釋那伽仙を遣して金縷龍王像、牙塔等を貢獻し、又、梁の武帝の天監二年(西曆五〇三年)

に扶南王が、佛梅檀瑞像、娑羅樹葉などを貢獻した如きは顯著なる事實である。

百濟から公に我國に佛教の傳はつたのは、欽明天皇の十三年(西曆五五二年)で聖明王が金銅釋迦佛一軀、並に經論幡蓋などを獻したのは周く世人の知るところである。

降つて孝徳天皇の白雉五年(西曆六五四年)四月、吐火羅國の男女二人、舍衛國の女一人、日向に漂着し、越えて齊明天皇の三年(西曆六五七年)七月、靚貨羅國人、男一人、女四人が筑紫に漂着し、同五年(西曆六五九年)には吐火羅國人、乾豆波斯河、其妻舍衛國の婦人と共に來朝して歸化したとある。

按ずるに吐火羅國とは、古の大夏の地で現今の土耳其斯坦で、舍衛國は印度であるが、恐らくは南洋方面の人間であつたであらうか。或は吐火羅は今の比律賓の「タガロ」で舍衛は支那史の毗舍耶で今の「ビサヤ」であるといふ説もある。又、暹羅最古の國名「タワラ、ワデイ」とも思はれる。

又、元亨釋書には、元正天皇の養老元年(西曆七一七年)十月、中天竺迦毗羅衛國の僧、無畏三藏が我が歸朝の僧、行善に隨つて來朝したが、時機未だ熟せなかつたし、布教も餘り、はかばかしくなかつた爲、携へて來たところの毘盧舍那經を大和の久米寺に藏して去つたとある。

案ずるに此迦毗羅衛國と云ふのは、今の印度のネパール國地方である。又、天平八年七月には中臣の名代が唐から歸朝したが、途中南海に飄つて備に難苦を嘗めた、其時、波斯人、李蜜暨な

るものを伴つて歸つたことが續日本紀に見えて居るが、唐時代、波斯國と廣東との航通は殷盛で波斯人も澤山支那に渡來して居つた。

聖武帝の天平十八年(西曆七四六年)八月、中天竺、伽毗羅衛國の僧^佛苾芻(菩提仙那)及び、林邑の僧、佛哲が來朝したが、時に恰も天皇は東大寺を建立して、盧舍那佛(大佛)の鑄銅像を造つて居られた最中であるから、苾芻をして大佛の開眼(天平勝寶四年)をせしめられたといふ。

元亨釋書には、釋菩提(苾芻)は、南天竺の波羅門僧で、天平十八年(西曆七四六年)(一説に天平七年)七月、本朝に渡來したが、行基法師は一百の沙門を率ゐて難波の津に迎へ、天皇亦禮部、鴻臚、雅樂三寮に詔して音樂儀仗を裝うて迎へしめられた程に、西海の波面に小舟が現はれ漸く近くに從つて二人の梵僧が乗つてゐた、即ち行基は迎へ笑つて菩提の手をとつたが、もと相識の間柄のやうであつたといふ。勅して大安寺に館せしめた。又一僧を佛哲といひ、林邑の人で、大慈悲心あり衆生の貧困を愍むの心篤く、舟に乗つて南海に行き菩提に逢つて俱に共に來朝したのであるといふ。

我が國の樂部の中に、菩薩拔頭の舞及び林邑の樂のあるのは佛哲が傳へたものであるといふ。按ずるに此林邑と云ふのは、今の佛領印度の平順府、近傍一帶の地で、又臨邑とも云つた所であ

る後に占城^{チキン}と云つた、其當時安南は南越といひ東埔寨は「カンボヂアス」と云ひ、十四世紀から眞臘^{シムラップ}と云ひ暹羅地方は、赤土、暹國^{シヤン}、羅斛^{ラオス}、扶南、タワラワデイなどと云ひ、緬甸地方は驃國と呼んだ、當時瓜哇や蘇門答刺や東甫寨や馬來地方は、佛教隆盛の時であつた。

類聚國史に桓武天皇の延暦十八年(西曆七九九年)七月に、天竺の人、綿種を齎らして漂流して三河國に着いたから、命じて之を西南諸地方に種ゑしめたとある。

日本逸史には平城天皇の大同三年(西曆八〇八年)三月、雅樂寮を定めて林邑の樂師二人を採用したことが見えて居る。

又、元亨釋書には平城天皇の皇子、高岳親王(眞如法親王)が、僧となつて貞觀三年(西曆八六一年)に入唐し、法を求めて長安に留ること二十年に互り、一旦奮然として、八十餘歳にして五天竺の歴遊を思ひ起ち、道を西南夷に取り、陽成天皇の元慶四年(西曆八八〇年)に、流砂河を渡つて羅越國に至つて逆旅に遷化したとある。又、東大寺の僧、凝然の撰んだ、和漢合運曆には、羅越國の森林中にて虎害に遭つたことが記され、大日本史の注文にも之を引いて轉載して居る。然るに辻善之助博士の新研究では羅越國とは、今の馬來で「マラッカ」海峽の北方地方であると斷定して居る。又、羅越といふのは今のラオス(老掌或は老撾)地方であらうと云ふ説もあるし、又、一説

に流砂河とは天山南路と西藏との間にある「タクラマカン」の沙漠のことを指したものであるとも云ふ。

唐時代に、支那から印度に往くには、數種の入竺路があつた。即ち陸からは流砂河を涉つて「ヒマラヤ」山脈なる葱嶺を越えて北天竺に出でたもの、即ち玄奘や法顯や宗雲等の長安求法の僧が多く此道を取つた、所謂天山北路である。又四川から西藏に入り雪山を涉つて「ネパール」に出でた支那僧が可なり多かつたが、之は所謂、吐蕃道である、又廣西から安南に出でて海路を占波、東蒲寨、緬甸を経て印度に渡つたもの、或は安南から羅越を過ぎて緬甸に入つたものもある。羅越を今の「ラオス」とすれば我が高岳親王が流砂を渡つて逆旅に遷化したといふのは此道に當る譯であるが唐時代に於て流砂河は何れの河を指して云ひしにや、寛永の天竺徳兵衛時代には、湄南河のことを流砂河と稱して居るが、天山北路に於て流砂河を涉つてから葱嶺を越えたといふところをみると湄南河ではないらしい、何れにしても上古のことであるから今から考が及ばない。

又、その當時海路は廣東から占波に出で、末羅遊(馬來)又は、閩婆(瓜哇)を経て獅子國(錫倫)に行くもの、或は、マラツカ海峡を過ぎて裸人國(スマトラ)に立寄り印度の海口、耽羅栗底(暹羅)

に至るもので、法顯、義淨、不空、金剛智、達磨、等の採つた道で之が南海道である。(耽羅栗底をイと發音するなら暹羅のことである)

さて、唐時代に於ける南洋のことを知らんとすれば、かの唐一代の名僧、過海和尚鑑眞の東征傳(一に「大和尚傳」とも云ひ、東征傳とは「唐大和上東征傳」の略で寶龜十年淡海眞人開元の著作に係り、もと鑑眞の弟子、唐僧思託の撰を撮略したもので今日、本傳は傳はつて居ない。)に依つて其一斑を知ることが出来る、彼は天平十六年に日本の留學僧、普照、榮睿の二人と多くの弟子、並に建築家、彫刻家等を従へて渡東に志したが、五度、日本へ渡らんとして失敗し、前後十三年の後、第六回目に漸く日本の土を踏むことが出来た、鑑眞は潮風の爲、兩眼の明を失ひながら、榮睿も鑑眞部下の祥彦も船中に死の轉歸を取つたが、十四人の弟子と共に天平勝寶六年(西曆七五四年)辛くも奈良の都に着くことが出来たのである。聖武帝は勅命を以つて大佛の尊前に戒壇を築かせ白四羯摩を行はしめられた、そして此時登壇受戒を済ました者が天皇以下四百人に餘つた。

かくて鑑眞は天平寶字三年に唐招提寺を建てて隱棲することとなつたが、朝廷の御歸依を一身に集めて大和尚の稱號をさへ賜はつた。彼は失明の後は嗅覺が特に鋭敏となり、何でも鼻で嗅ぎ知り、殊に藥物學の素養ありし爲、日本の醫學界に少からず、貢獻した、特に唐招提寺風と稱し天平の彫刻界に工匠の刺戟を與へ別種の味を漂はせたのは著名の事實である。渠が奈良朝に於て

南都戒壇の基を築き唐招提寺を起して律宗の祖となつたことは、我が國史に瞭かなる所であるが、渠が我が天平十六年(西曆七四四年)に、明州を出帆して暴風雨の爲に振州の江口(現今の海南島海口)に漂着した時の記事に、

「此時、冬の十一月であつたが、花は満開で樹の實や筍は、夏冬を辨ぜず産し、その珍異なる口味には益智子、檳榔子、荔枝、龍眼、甘蔗及狗薺、樓頭などがあり、大さは鉢盂の如く、味ひは蜜の如く花は七寶色に似ておる。膽唐香樹は聚生して林をなして居り、風が吹けば、芳香は五里の外迄も香ふ其外、優曇鉢華、波羅奈樹もあり、果實は冬瓜大である、十月でも田を作り正月でも粟の收穫がある養蠶は年に八度で收稻は再度、男は木笠を着け、女は布袈を着けて居る、人皆入墨を施し、齒を鑿つて鼻で飲む。」尙ほ「凡そ海中に在ること十四日で始めて岸に着くことができたから、人をやつて舟の碇泊する浦を求めしめたが、四人の土人が道を案内して云ふには、大和尚は果報で死なぬが此地の人は、人を喫ふから大急で立ち去れとのことであつたから、船を引いて早速に海に入つたが晩になつて、被髪帶刀の者が來て諸人大に怖れたが食を與へたら、すぐ立ち去つて了つた。」又「若芳といふ海賊の首領が毎年、波斯國の船二三隻を掠め奪つて物貨を取り人を掠めて奴婢として居るが、其奴婢の居る所は、南北三日、東西五日の行程である」と、又

廣東の殷盛であつたことを記して「開元寺に胡人の造つた白檀華嚴九會がある、工匠は六十人を率ゐて三十年かかつて造り畢つた、云云、天竺に傳へやうとして居るのであるが……勅して開元寺に留めて供養して居る……又、波羅門寺も三ヶ所あつて梵僧が居住して居る」、尙も記して、「江中には波羅門、波斯、崑崙等の船が碇泊して居ること數を知らぬ程で、船には香藥、珍寶を山の如く積載して居る其船は深さ六七丈あつて、獅子國、大石國、骨唐國、白蠻、赤蠻等へも往來して居住もして居るのである、云々」と記されて居る、これに據つて唐初に於ける南洋の大體に就て窺ひ知ることができよう。

降つて扶桑略記に醍醐天皇の延喜二十年(西曆九二〇年)唐僧、長秀なる者が其父と共に波斯國に往き、洋中暴風に遇つて漂流し燈爐島に着したが父が病の爲に困苦して居たのを我が船に助けられて本邦に來て治つてから歸國したとある。案するに徳川時代の暹羅への航海記(天竺徳兵衛物語)にも、燈爐島の名が出て居るが之は今の東浦寨沖のツーブラザー、アイランド(兄弟島)を、指したものであるそうだから、平安朝時代に、我が船の此方面に渡航して居つたといふ證左ともならう、然し當時の燈爐島は果して何處を指したものであらうか。

以上は、上古に於ける日本と西南諸國との交渉が、史に見えて居る一端に過ぎぬが、我が奈良

朝、文化の隆盛時に於て瓜哇も東蒲寨も佛教興隆の極に達して居つたのは、何たる照應であらうか、無論馬來半島も暹羅も其圈内にあつたことは遺物に依つて徴することができる。必ずや文獻に上つて居らぬ彼我交通の事實があつたことと推想されるのである。

我が國、遣唐使の制は、推古朝の十五年、小野妹子を隋に遣はして以來二百九十二年間連続したのであるが、宇多天皇の朝（西曆八九四年）に廢せられたが、恰も徳川時代の海禁同様、密航者の宋其他に渡航したのは想像するに難くはない、但し宋より渡來した商船は其後とても頻繁であつたされど平安朝の鎖國主義は、平清盛に依つて打破せられ、彼の大宰大貳の時、清盛は妙典（許斐忠太）といふ航海家を愛し、盛に宋へ渡航せしめ、妙典は七回も宋へ渡り二度迄も入竺して居る。されど當時、此外にも幾多の航海家のありしことは疑を入れないところである。

これより西陲の豪族、島津、少貳、大友、等が私に外國と貿易すること漸く始まり、西陲不羈の士民が屢々朝鮮を侵し、終には元寇の役となつたが其餘憤に激せられたる邊民は、元の沿海を屢々侵掠し、傍若無人なる振舞は、明の代となりても累年止まなかつた、室町時代には彼等の活動は一層猛烈となり、明國や朝鮮からは使節を派して、禁壓を請ふに至つた。室町幕府は時に變遷はあつたが、主として重商政策を執り、些少の國威の失墜ありても物質上の利益を希ひ、明國

の歡心を買ふ爲には、或は海賊を捕へて支那に送つて機嫌を取つた程であるが、變幻出沒の妙を極めたる海賊隊は禁令を犯して朝鮮支那の沿岸を侵したことは以前と毫も異ならなかつた。

彼等は西陲不逞の徒を嘯集して海賊隊を組織し、八幡大菩薩の旗を押し翻したから支那では「バハン」或は「日本甲螺」の倭寇來と稱し、畏怖されたものであつた。ある者は八十艘の船を連ねて明の松門衛を襲ひたるなど、山東、浙東、福建、廣東の諸地方均しく此慘害を被り比年倭寇の侵掠隊は、出沒自在を極めた。これらの隊員は、紅衣に黃の帽子を被つて短き袴を纏ひ、上陸して戰爭する際は好んで胡蝶陣を張つて彼の地の守兵を惱まし法螺貝を吹きたて扇子を擧げて進退し、日本刀を振り翳して奮戦したといふ。

殊に支那の亡命者が平戸邊に來て邦人と協同して大仕懸の海賊を働くやうになつた爲に、彼の地の海路の交通は殆んど鎖され、不便の陸路に據らねば交通が危険となつた程である。されど明國政府も足利幕府も之を如何ともすることが出来なかつた、明國政府は遂に日本にのみ信頼して居る譯にゆかず、自ら進んで其首魁を捕へんとするに至つた。

かくの如く足利時代に於ける我が國民の海外發展は主として朝鮮、支那であつたが彼等は尙ほ進んで南洋方面にも出沒したことは、首肯することができよう。なぜなれば倭寇の事蹟も殆んど

支那の記録に依つてのみ知らるる有様なれば、何等の記録の残らざる南洋諸地方の事に就ては湮滅して傳らなかつたので且つ當時、吾國人の嗜好は多く南支那南洋の珍物を求めたところから推しても想察ができる。而して南蠻の船舶は南洋の産物を齎らして閩浙の諸港に渡來して貿易したのであるが、我が邊民の主として往來したのも此沿岸であるから、壯心落々たる徒の南方の珍寶を得んとして百尺竿頭更に一步を踏み出して、南洋の滄波上に鵬翼を張つたことは疑を容れないところである。

果せるかな、我が後柏原帝の永正八年(西曆一五二一年)將軍義植の時、今より四百十一年前に於て我が商人が馬刺加海峡へ南進して貿易したる事實は葡萄牙人の「アツフォンソ・ダブルケルケ記」の中に「ゴレー」人として見えて居るのは、正しく日本人を指したることなるは高桑駒吉氏が史學界第二卷第十一號にて論斷したることありて川島元次郎氏の徳川初期の海外貿易家の中にも記載ありこは葡國第二次總督アツフォンソ、ダルブケルケ(Afonso d'Albuquerque)が、それらの日に現今の新嘉坡の如き東亞貿易の關門であつたマラッカを占領した時、彼が本國政府に送りし報告と見聞を録せる記事は彼の子息なるブラシウス(Blasius)が編纂した「アツフォンソ、ダブルケルケ記」(Commentarios do Grande Afonso d'Albuquerque, Lisboa, 1557)に詳細に記されてある。又

其英譯文は (The Commentaries of the Great Afonso Taluerque, edited by Walter de Gray Birch, Published by the Hakluyt Society, London 1875—84, part III pp. 88—90) に載つて居る。

「よし今日に於て彼等の同情は、一層明かになりたるにせよ、當時彼等の本國は大陸にあると稱せられたが一般の意見では、實は一つの島國で此島から毎年二、三艘の船がマラッカに來航するのである。彼等が齎らす商品は生絲、絹布、錦繡、陶磁器及び多量の穀物、銅、明礬、砂金で國王の刻印がある金錠をも多量に輸入した。彼等は、甚だ寡黙で且つ其本國の事情を何人にも口外せないから、吾人は此小なる金錠が果して彼等の本國の通貨なるか、或は其輸出地の港を通過したることを證する爲に斯くの如き刻印を施したものであらうか、之を確知することはできない、此等の黄金は彼等の本國に近き「ペリオコ」と稱する一島から産する、此島には多量の黄金があると云ふ。ゴレー人の本國は「レクエア」と云ふ、男子は容貌秀麗で其服裝は頭巾なき外套の如きものを着、土耳其人の用ふる偃月刀に似た、而も一層細長い大刀と長さ六七寸の短刀とを佩びて居る。彼等は勇敢でマラツカ地方では敬畏されて居る。彼等は入港しても其積荷を直に陸揚しない少しづつ之を出して取引をする、彼等は信義を重んじ眞實でなければ、俱に語るを好まない、マラツカ商人で若し食言をする者があれば、彼等は直に詐僞者を捕虜とする。彼等は速に

取引を片付け迅速に歸國するのを常として居る。彼等は本國を去つて他國に留ることを好まぬから陸上に殖民地を有することはない毎年一月マラツカに向つて本國を出帆し、八、九月には歸航の途に就く其航路は大抵セレート島とシンガプーラ（新嘉坡）岬角との間の海峡を大陸の岸に沿うて進むを常として居る。

ダルブケルクがマラツカ占領の後、印度に向つて歸航せんとした時、「二隻のゴレー船はシンガプーラの入口に着し、將にマラツカに進航せんとした、然れどもラツサマン（官名）と稱するマラツカ王の海上取締官の助言に依つて彼等は暫く假泊地に留り、マラツカ市が葡萄牙人に占領されたことを聞き入港を見合はさんとしたが、此地の官權は彼等の事情を聞いて護衛兵と休戦の旗とを贈つた故、彼等は直にマラツカに入港した。」又「マレー人は奸譎で一般に信義のない種族であるけれどもゴレー人は常に信義を守つて、自ら高貴の種族で善良なる習慣の民族であるから自分等と通商の出来る者は大なる光榮であると考へて居つた。」

右の如く未だ葡萄牙人が新嘉坡岬以東に足を伸ばさない時代に於て邦船のマラツカ海峡に驥足を展したことは驚くべき事實である。「レクエア」は琉球のことで、當時、琉球は支那と日本と交通が頻繁で彼等も商業の爲、滿刺加地方へ邦人と並んで渡航したものがあつたのと我が商船の南

洋へ渡航するものが一旦琉球諸島に寄泊して琉球人を其船員に傭入れて伴つた爲に琉球人と混同されて云はれたものである。

ある學者は足利義滿のとき暹羅の商船が貿易の爲日本へ渡來したと云はれて居る。ルイス・フロイスの日本國誌に依れば、足利義輝の永祿六年（毛利元就が雲州に兵を出して尼子氏と戦つて居る時代）に、暹羅の戎船が肥前の横瀬浦に入港したことが判知る。

織田信長時代となつては、吾が商船の暹羅に往き貿易せしことは、暹羅側に確證がある。

安土、桃山時代となつては、天正十六年秀吉の海賊禁止令に遭ひて海賊は、最早支那沿岸を見限つて更に航足を南洋に伸ばして比律賓群島、馬拉加海峡の邊りをも襲撃した事實が歴然と判るやうになつて來た、恠くて我が半賊半商の商船は、其頃には東洋の半分を蹂み躪つて居たのであつた。

然るに時勢の變遷は、わが邊民をして斯くの如き侵略主義を放棄して次第に眞面目なる貿易主義に傾かしむるやうになり、中には純粹なる商業貿易に従事するものが出づるに至つた、半賊半商は日本人許りでなく歐洲船も皆此類であつた、こは海上に於て實力が最後の勝利であつたからである。かくて半賊半商の輩が追々と減じ、商業貿易的海外發展策が講ぜらるるに至つて、我商

船の帆影が東部「アジャ」の海上到る處に見られるやうになつたので政府の力で商船と海賊船との區別を明かにして、外國人に商船の信用を認めさせるやうな手段を講ぜなければならぬやうになつて來た。

室町時代に於ての支那貿易は支那から勘合符を送り越しそれを所持し居るものは、公の貿易船と認め、さもなきものは海賊船と見做す規定で始め足利義滿の時、明の成祖が勘合百道を與へたのに始まつたもので符契の類で勘合紙とも云つたのである。其船を勘合船といひ後年の御朱印船の制も之を模したものである。即ち先方に半印の勘合印底簿と云ふ臺帳の控があつて日本から行く船舶の勘合符と照して、若し合はざれば寇船と見做して伐つことに定めたのである。此制は朝鮮貿易にも採用されたが、かの天文二十年に大内義隆が亡びてからは、明の政府は日本との通商を拒絶してしまつたので、この制度は永らく行はれないで居たのである。

桃山時代となりては、南進の機運は愈々熟したので秀吉は先づ、我が國民の外國侵略を禁じ、文祿元年からは、御朱印船の制度を設けて海外貿易に従事する船舶に對して朱印の免許狀を下附することにした爲家康も之に倣つて朱印狀を下附し、南洋貿易を奨勵したので雄心勃勃たる邦人が桃山江戸初期に於て南洋の天地を活舞臺として雄飛するの一大機運に到達したのであつた。

歐人の東洋遠征

光る王國（黄金國）

六百年前の昔、歐洲人に就て追想すれば、學術未だ進まず、航海未だ幼稚なる當時にあつて、世界圓球の理すら道破されなかつた時代に於ては、四時果實が熟し良穀が野に滿ち、花卉は榮え金波銀波は搖々として其間を流るる南洋諸島は、印度王國なる名稱の下に埋れた「アラビヤン、ナイト」の物語であつた、人は小説の世界にすらあるまじき妄想を逞しくし、金、銀、珠玉、香、象牙、犀角、玳瑁、其他たぐひ馬來の珍異は山の如く、又海の如しと傳へられたから、後世の好奇なる商賣を刺激することとなり、大野心家の心をそそつたのである。さればいつしか大膽なる航海者を吸引し、四方世界の冒險兒をして光る王國に珠を拾ふの夢を結ばしめたのである、コロンブスの亞米利加發見の如きも、實は此夢に過ぎなかつたのであつた。

かの亞米利加及び南亞弗利加の發見者は、此間に印度遠征の志望を抱き、又他の局面に於ける

地理學者は、東方星下に地上の壯麗富華を蒐めたと聞ける「日光國」或ひは「黄金國」に達すべき安全にして確實なる行路を見出さんと欲した。而も南洋諸島の風説は既に十三世紀の頃ほひ伊太利フェニシヤ人の探檢に因つて全歐洲に傳つたのである。

東洋國民の「王の王」なる「クブライカン」の都門の壯麗は如何に當時の人心をして憧憬的とならしめたことであらう、續いて南洋の海を航して歸つたかの「マルコポール」は彼の珍譚に依つて一世を驚かした、曰く「深紅の龍蓋、緞子、紅寶石、エメラルド、碧玉を散らせし剪絨は日々車千兩「カニバル」の門を出入すると云ひ、或は「カン」の宮殿に珠玉の寶壺があつて玉座を輝かし、燭火は五色の光彩を放ち金、銀、絹、香料、寶玉、其他無名の珍怪は彼を圍繞し、到る處の寺院宮殿は黄金を鏤め到的處の河流は金沙に輝き、到る處の森林は異香を放ち、全土は凡て美麗煌耀を極めた、極樂世界である」と、之を聞いた丈にても西世界の人々を垂涎せしめたことは無理からぬことである。

下田氏の太平洋の歴史には、地理學の元祖「トレミー」の「ゲオグラフィヤ」(西曆一五〇〇年頃の著)の圖には、今の太平洋の場所が「大支那」と云ふ陸地となつて居て海は極めて狭い、本文には我が世界の人類住地は東方は未知の地で限られて居る、此未知の地は亞細亞人の最東の國民なる、支那人及セリス國民の住居する地域に添うてゐると云ひ、又支那の項には、支那の東と南は未知の地だと云つて居る。

古代は全く太平洋や南洋を知らなかつた、續いて「コスマス」の「トボラフイヤクリスチヤナ」にも「チニツク(支那)より先には何の航行すべき所も無い」とあるから、コスマスの知識は「トミレー」以上に出でては居らない。「サラセン」帝國が勃興した時支那は恰も唐時代である。(サラセンとはアラビヤの東海岸地方)商業航海に長じたアラブ人は、第九世紀の頃に支那の「カンブ」即ち今の廣州、「ザイトン」即ち今の泉州に出入して貿易に従事した、されど彼等は郷國と支那との間に往復するに南洋を通過した譯である。

佛國の宣教師「ルードー」は當時の「アラブ」族の旅行記を纏めて「古代支那と印度との關係」といふ名で一七一八年に出版して居る、此書の最初には、八五一年頃書いたと云ふ「アラビヤ」商人「ヌレイマン」の支那紀行が載つてゐて此者が始めて支那の東方にある海のことを確實に記して居る、同書には尙有名なる「アブ、サイド」其他の人の紀行があつて亞細亞の東方の海のこととが所々に出て居る。十字軍でアラビヤ人と接觸してからは、アラビヤ人から聞き傳へて、支那の東方に廣漠たる大洋のあることが大體西洋人にも知れ互つた、一一五九年から一一七三年の間

にアラビヤから支那に航した「バイヤミン、フベラ」は西洋人中太平洋に關する最初の正確なる記録を残した人であるが、其記行の一節に「セイロン」から支那まで四十日行程である、支那は東方にあつて其東は「ニツファ」海に限られて居る、此海は時に荒れて航海者を困らせる」尙西部太平洋の颱風の時の航行困難の状が如實に述べられて居る、支那人は自國の東方の海を昔から單に「東海」といつてゐるし、是迄の旅行者は總て東方の海といつてゐるのに、ここに始めて「ニツファ」の海と名づけられたのは何れによるか恐らくアラビヤ人から聞き傳へたのであらう。

第十三世紀に蒙古人が歐亞大陸の大部分を統一した大帝國を建設して直接西洋と接する様になつてから、此に又東西の交通が始まつた、有名な「マルコポーロ」並に其後繼者などは皆支那へ往復の途中支那海を通過して其紀行を残してゐるが「マルコ、ポーロ」の記事は荒唐無稽の説が多く、其他の者は布教の目的で東洋に來たものであるから、地理上のことは閑却してゐる、要するに十三、四世紀の東洋旅行者は單に南洋を通過したと云ふに過ぎぬ、獨りアラビヤ人「イブン・バツウタ」の旅行記に馬來群島地方の地理、土俗、物産などに就て可なり詳細に述べてゐる、此者は一三〇四年今の「モロッコ」の「タンジール」に生れて阿弗利加、印度、支那等に大旅行をした人である。

蒙古帝國が衰へてから、第十五世紀末までは東西交通の再び衰へた時代である、當時、西洋人の東洋に關する地理的知識は極めて貧弱なもので印度は半島となつて突出してゐるかはり深く灣入した海があり、瓜哇島の南方に大瓜哇と云ふ巨大な島が横たはり、南方大陸と云ふ假想大陸が南半球の大部を占めてゐる事は、十八世紀後半迄信ぜられた位である、但しアラブ人は第八世紀以來、印度、馬來、支那に航して商業布教に従事し、殊に馬來地方では土人の大部分を教化して各要所に居留地を建てた、即ち葡萄牙人の來る迄は、南洋に就てはアラブ人が最も詳しく知つて居た。

葡萄牙人の南洋遠征

我が明應七年（西曆一四九八年）今から約四百五十年も前に、ヴァスコダガマが、希望峰を迂廻して、印度洋に回航し、南洋の歴史に新時期を劃してから、葡人は、古來東洋の賈權を握つて居たアラビヤ人を仲介として居た伊太利ベニス人と、東洋競争者の位置に立つたのである。雄王「イマニエル」は、東洋榮華の話聞いて一五〇九年、其臣セキユーラをして四艘の戦艦を以て遠征の途に向はしめたのが、これぞ南洋諸島蠶食史の發端である。セキユーラの船は、印度ガン

ヂス河口に入り、其よりベンゴール灣を後にして司馬太來に進みバケル港を経て、アチン王國を一覽し海峡を渡つて「マラツカ」に入り、偶々馬六甲マラッカと葛藤を生じたのであつた、是より先き印度に於ける葡萄牙の經營は着々其歩を進め、第一次總督ドム、フランシスコ、ダルメイダ、は、マルバル海岸の南部「コチン」に府を開き、回教徒同盟に對抗し一五〇九年ヂナウ島沖の一戦に、敵艦隊を粉碎して、從來、「アラビヤ」人が「シリヤ」地方を通じて行ひ來れる歐亞陸上貿易の死命を制し、葡國植民地の基礎を確立したが第二次總督「アツフォンソ、ダルブケルク」は益々攻略的政策を取つて所在回教徒の巢窟を覆へし、一五一〇年北部のゴア孟買から汽車十七八時間の南方を略して府を此所に移して城壘を構へ、勢威西南印度の諸王侯を壓した。此時に當つて彼は其部下の探檢船より、南洋の香料諸島の富源を聞き、馬來半島の「マラツカ」が、東西兩洋の關門にて東西貿易の要衝を占むる好適の地であることを知り、會々葡人の一隊が前にマラツカ王に抑留せられてあつた故に、一五一一年親らマラツカに到り、王に對して葡人の釋放を求め是等の侮辱の賠償を要求し、樽俎折衝成らず、蹶然として兵を用ひ、之を襲撃して一舉に此地を占領したのであつた。爾來之を馬來方面に於ける商業貿易の策源地とし、忽ちスマトラ、瓜哇、セレベス、ボルネオ、モルツカ諸島、(香料諸島)を占領し、一五一七年(永正十四年)には廣東灣口の「サンチ

ヨアン」島(上川鹽)、寧波(葡人はリャンボと呼ぶ)等にて支那人と貿易し、間もなく澳門を占領しかくて一五二一年(大永元年)頃にはモルツカ諸島以西の馬來、東印度地方は全然葡萄牙人の勢力に歸し、到る處葡語の地名が附せられた。

又、一方南米航路をとつて、南洋に出でんとした者の中、葡國の航海者、「マジエラン」は一五一九年(永正十六年)八月に西班牙王の保護出資によつて彼の世界一週航路に向つて、西班牙の港セルヴイルを出帆した、一五二〇年(永正十七年)十一月廿八日の夕、凡そ一ヶ月もかゝりて細長き曲折せる岩礁の多き海峡、即ち今尙彼の名で呼ばれて居るマジエラン海峡を通過して渺茫限りなき大洋に出た之から翌年三月十六日に比律賓諸島に着いたのであるが、此航海は、缺乏、病氣、悲歎などの爲めに、恰もコロンブスの第一航海の時の様に苦難を嘗めたが、マジエラン海峡では暴風雪に苦しまされ通しであつたに引換へ、此大洋に出でては幸にも一回の風浪にも遭はず順風に帆を揚げて初めて此大洋を横斷した、彼が是を太平洋と名付けたのは當然である。彼は比律賓島に一ヶ月程滞在して居る間に、不幸土人と争うて殺されたが、其船員は一五二二年(大永二年)八月十日、丁度本國を出てから三年目で世界を一週して「セルヴイル」に歸つた。

かくて葡人の南洋に於ける勢力は、年月と共に盛大に赴いたが然し葡人の商業は、銃劍に依り

て占領されたる後に行はれたので、従つて土人は毫も彼等に親しまず、常に反抗した。支那に於ても廣東附近を占領し、要塞を築造せんとした爲、葡人の使節は處刑せられて失敗に終つた、一五四〇年頃(天文年間)は、極東に於ける葡萄牙植民帝國の全盛時代であつたが、僅に六十年も出でずして和蘭人の興隆の爲に根柢から覆へされた。

葡國人が始めて日本に渡來したのは、種々の説があるがマラツカ占領後三十年の後、天文十二年(西曆一五四二年)の秋であると云はれて居る。

英蘭二國の東洋遠征と邦人の雄圖

一五九六年、和蘭人は、多年、葡萄牙人の獨占に歸した東洋貿易の利權を打破せんとして四隻の艦隊を東洋に派遣したが、僅かに一隻を失つたのみで、翌年の七月に無事に和蘭に歸航したが、これより以後、和蘭、東印度商會の設立を見、葡人に對抗して着々其歩を進めたが、和蘭人の吾が國に見えたのは、慶長十四年(西曆一六〇九年)平戸に來航したのが、兩國修交の端緒であつた、英國は、永祿七年(西曆一五六四年)に肥前の五島に來航して通商を乞ひ、天正八年(西曆一五八〇年)の夏、始めて平戸に來て松浦隆信と通商交易を約したことが舊記に見えて居るが、眞に

貿易に従事したのは、慶長十八年からであらう。

英國は和蘭人に東洋貿易の先鞭を着けられたのを大に遺憾とし、一六〇〇年(慶長五年)に株式組織の東印度商會を創立し、蘭人に對抗して直接東洋貿易を試みるに至り、一六〇九年(慶長十四年)には、印度のスーラト、瓜哇のバンタムに商館を設立するに至つた。此に於て英國が東洋に於て偉大なる植民地を經營するの基を開いたのである。

右の如く歐人が着々と南洋に進出して來た爲に、慶長、元和の頃となつては、曾て葡人が始めて見たゴレー人なる者は、的確に日本人として知らるゝに至り、邦人海外雄飛の歴史は、漸く明瞭になつてきた。

パーチアスの廻國記に載せてある、英人、ジョンデヴィスの第二回、東印度航海記事には、邦人勇夫の意氣が躍如としてゐる。

ジョンデヴィスは一六〇四年十二月五日、帆船タイガー號、及、タイガースフェルプ號を率ゐて英國を發し、喜望峰を回航して、東印度に至り、翌一六〇五年十二月二十七日頃(慶長十年十一月十八日頃)、マラツカの附近よりパタニーに航せんとして現今の新嘉坡の東南なるビンタン島、(今のリオ群島中のプロピントンのこと、新嘉坡がラッフルス卿の手に依つて開かれる以前はマラツカと、

暹羅のバナニーとの中間港で暹羅から此地に米など輸出して、相當に貿易の行はれた島であつた)に近き一
小島に假泊したが、此地で、日本人の乗り込める一戎船ジャンクに邂逅したが、此船は、約七十噸の小船
なるに、乗組の日本人は、九十人も乗り込んで居り、其多數は船員としては、武張り過ぎた風が
あつた英人等は支那沿岸の航路に關する知識が、乏しかつたから之等の日本人に問ひ試みんと欲
し、二日間、彼等を饗應して其歡心を求めた而して彼等が曩きに、支那及び東埔寨を剽掠した武
人であつたこと、ボルネオ海岸の淺瀬に乗り上げて其乗船を破碎したるに依つて、バナニーから
米を積んで來た商船を襲ひ撃つて其乗員を斬殺し、船と積荷とを掠奪して之に乗移り日本に向て
歸航せんとしたが、逆風の爲に、此附近に漂蕩して居るものであること、又其掠奪した船も水平
線下に漏口を生ずるに至つたから、タイガー號を英人の手から奪ひ取るか、然らずんば命を棄て
んか、二者、其一を選ばんと決心するに至つたこと等を知つた。英人の或者は、勇敢なる彼等に
對して恐怖を抱き、頗る警戒するところがあつたが、船長ジョン、デヴィスは、彼等を信用して
英人の助言を用ひず、恚くて英人等が、日本船の積荷を檢査し、米の間に貴重なる財寶を隠匿せ
ることもあらんかと、搜索をなせる間に、日本人は忽殘襲撃を始め、多數の英人を殺戮し、船長
デヴィスも亦兇刃に斃れた、然れども殘餘の英人は、奮闘激戦して遂に日本人を鏖殺することを

得た云々」又、「彼等の手足體軀、皆裂け、彈丸の彼等を殺戮したる様見るも愴然であつた、彼等
は素より遁るべき望、絶えたりとは云へ、此の争鬪の間、曾て其命を惜むものなく、此等日本人
の剛膽、概ね此の如くであつた、」又、曰く「これ日本人は、其到る各處に於て恐怖を起さしむる
程、剛膽果決の人民として知られたれば、武器を有して上陸することは、印度の何れの港にても
許さざる所であるからである」と。

恚く、三百年前の日本壯夫の意氣は、英人が證言して居る通り、南支、南洋を風靡して覇を海
上に稱したのであつた。

初め葡萄牙人は希望峰を廻航して印度に出づる航路を獨占し、又、西班牙人は、新領土メキシ
コより太平洋を横斷してフィリッピン諸嶋に到る航路を獨占したことは既に前項に説いたが、和
蘭は西班牙の羈絆を脱しフィリポ二世に戈を向けて獨立した爲に、嚴に葡萄牙の首府に入ること
を禁ぜられ印度の貨物を購ふことが、できなくなつた爲、一五九六年、和蘭人は大浪山角(希望峰)
航路をとつて、印度に達し、多年の渴望を始て満たすことができた、恚くて蘭人コルネリスマテ
リエフは一六〇六年(慶長十一年)十一隻より成る艦隊を率ゐて印度に來り、葡國植民地、マラッ
カ市を襲撃したが、同地に在留して居つた日本人は葡人を援けて能く之を拒ぎ、遂に其艦隊をし

て退却を餘儀なくさせた。これから、蘭人は初めて日本人に接觸して其武力の輕侮できないことを認めたのであつた。その以前に日本に漂着して、後、幕府の朱印狀を得てパタニー及びジョホールを経て此艦隊に投じた蘭人ヤコブクッケルナックが砲丸にあたつて最後を遂げたのも此時であつた。

マ艦隊は退いて、スマトラのアチェーに永久的城寨を築いて地歩を固め、香料諸嶋の經營に全力を注ぎ、チドル及びテルナートに於ける商會の支配權を鞏固にし、又、アンボン（アンボイナ）島の知事の要求に従つて宣教師を留めて土人の教化に従はしめ、且つ、和蘭植民と土人の娘との結婚を許して土民の馴撫に努めた。

越えて一六二三年（元和九年）英、蘭二國の争鬭の結果、此嶋に於て邦人の悲惨事を惹起するに至つた。當時、蘭人は英人の隙を窺ふことを頗る恐れて居つたが、偶々同島に在留せる邦人が城寨の兵力を一守兵に質問したのが原因で、卒然これを逮捕し、監禁して拷問の末、其口書を取り忽ち陰謀の嫌疑を以て三十餘名の在留邦人及び、十餘名の英人を拉致し去つて盡く之を虐殺したのであつた。これに依つてみると當時、吾が邦人がアンボイナ島にも發展して居つたことが判知る。

これより前、和蘭のマ艦隊は一六〇七年（慶長十二年）マラツカを砲撃した。翌年の九月には、廣東灣に達し、十四日には、サンチョアン島（上川鹽）に着し、日本船三隻に邂逅した。其節の彼等の記録には、

此等の日本人は、皆、勇壯なる丈夫で、海賊の名に背かず、日本人は甚だ敢爲なる人種で、支那人と戦ひて敗れんとするときは、自ら其腹を斷ち割つて死する。これは、生きながら其手中に落ちて殘酷なる責を受け肢體を切斷せらるゝことを避けん爲である。

と、又、印度紀行の第二卷に據れば、一六〇二年（慶長七年）に、既にパタニー（太泥）に於ては、和蘭に備はれて居つた日本人の兵隊が二百人も居り、一六〇五年（慶長十年）四月にパタニーの町が、日本人の爲に焼き拂はれたことが記されて居る。

又、一六一九年（元和五年）には、マルチンプリング及、サー、トーマスデールの率ゐる、英國艦隊が、ジャガトラ（パタビヤの隣り）を襲撃した時には、日本人の一隊が蘭人の守備兵と共に同地の要塞を防禦して居つたのを見たと言ふ。

パタビヤの日本領事館の庭には、今尙ほ、邦人の一基の石碑が残つて居る、之は、もと他から

移したものであるが、耶蘇教信者、ミチエール、テイ惣兵衛のもので、彼は、一六〇五年（慶長十年）八月に長崎に生れ、一六六三年（寛文三年）に彼の地で歿したものである。

又、スマラングの泥濘深き薄汚き支那人街にも、危く支那人家屋の壁に塗り込まれんとして居る安吉といふ者の墓碑があり、縦一行に南無阿彌陀佛と刻み、下に安吉と二字割つて彫刻してあると云ふ。これらは皆、今となつては、其昔、瓜哇に渡つた者の記念碑とも云ふべきである。

その他セレベスのメナドや、マカッサーに残る幾多無縁の墓主は、皆往昔、吾が邦人渡南の先驅をなした、貴き表幟であらねばならぬ。

其他、交趾支那のツーロンやフェイホに日本町があつたことは、近代の研究に依つて確實になつてきた。一昨年の夏、黑板博士の探査に依れば、今現にフェイホには、天竺徳兵衛が達摩の坐禪岩と稱した臘石山、即ち五行山の中の華嚴洞の岩には、「平三郎字福耶」、「宗五郎字道眞」、「阿知子」「茶屋竹島」、「川上加兵衛」「浅見八郎」「七郎兵衛」などと寛永年間に阿彌陀像寄進者の名が刻されて居るといふ。

又、三基の邦人の墓が一是田圃の中に、一是人家の庭に、一是砂原に未だに完全に儼存して居るといふ、即ち「顯考潘二郎純信墓」寛永五年、「顯考彌次郎兵衛谷公墓日本平戸」正保四年（西

曆一六四七年）尙一つは中央に日輪を記し下に日本と記し、「己巳年仲秋吉立」として寛永六年（西曆一六二九年）のものであるといふ。

又、占城には現在の三ト（昔の定祥鎮）の南方十五里程の所に河口に日本營（居留地）があつたといふ。故に湄公河の一番東方の支流を十七、八世紀頃は日本川（リオ、チャボネ）と稱したことはフルネロー（Fournereau）の記した、サイアム、ヘンシムン（Siam. Ancien）に此圖が出て居る。往昔邦人が此河を溯つて東埔寨の首府ウドング（Oudong）に往つたのであることが判知る。

東埔寨にも多くの日本人が住居して居つて東埔寨軍に加勢して暹羅へ攻め入つたことが暹羅からの國書の中にも見えて居る、即ち「東埔寨が叛して日本商人が加勢する故、之を制して貫ひ度い」と云ふ文言がある位である。當時の東埔寨の都、ウドングは、現今のプノンペン（Phnom-penh）の八里許り北方に位し、その南方に日本町があつて河口から此所迄溯江するに數十日を要したといふ、一六三七年（寛永十四年）に和蘭のハーフェナルは、此ウドングの首府に入港した際、第一番に日本人の租界長の宗右衛門が態々船に來て安着を祝し、贈物をしたといふことである。此町には、支那人街も、葡萄牙人街も立ち並で居り、邦人の町は七、八十軒あつたといふ。

而して、これらの邦人は皆、戎克チヤンクを用ゐて通商に従事して居つたといふ。又、彼等は時の國王を援けて國內に瀰蔓した叛亂を鎮壓した爲、國王の眷顧を蒙ること頗る篤く、馬來人、支那人などにも一般に尊敬されて居つたといふ。

かの石彫遺蹟として近來世界的に有名になつた大アンコールにも、日本人の基督教の傳導師が居つたと、和蘭のダグレキステル (Dugre Register) 一六四〇—一六四一の分に出て居る。

又、寛永年間、長崎の通辭、島野兼了が、アンコールを祇園精舎と思ひて參詣したことは水戸家に傳はつた見取圖によつて近年周知されてきたことであるが、寛永九年の一月に加藤清正の家來、森本儀太夫の子、森本右近大夫が參詣して石廊に願文を書き記し四體の佛像を寄進した旨記してあるが今でも幽かに讀むことができ、近來、彼の地に遊ぶ史家が書き取つて歸つたが、遅塚麗水氏の筆寫と黑板博士の分とは餘程異つて居るが、今黑板博士の分に依つて左に記せば、

寛永九年正月に初而此所來ル。生國日本
肥州之住人藤原之朝臣森本右近大夫
一房。御堂ヲ心ニ爲、千里之海上ヲ渡、一念
之儀ヲ念、生々世々娑婆壽(出?)世之思ヲ清ル

者也。爲レ其佛ヲ四體立奉物也。

攝州北西池田之住人森本儀大夫

右家(藤原?)之一吉善魂道仙士爲「娑婆ニ是書物也。」

尾州之國名谷之都、後室其

老母者明信大姉爲「後世ニ是書物也。」

寛永九年正月廿日

とある。東埔寨國から來た書翰の寫しは吾が國にも殘存して居るので、淺からぬ關係のあつたことは、記録が證明して居る。其他、呂宋に於ける高山右近の事蹟や邦人の活躍など餘りによく人口に膾炙して居る、かくの如く三百年前に於ては、南洋各地、到る處、邦人雄飛の跡は歴然として、吾が祖先の面影を躍如たらしめて居る。然しながら多々ある吾が壯夫の事蹟を一々擧ぐるは徒に岐路に入る懼れあるを以て、茲には略することとし、愈々、暹羅本土に於ける、日暹兩國の史的考察に遷ることとする。

日暹の國交

暹羅の使節の來邦、彼我文書の往復、贈酬などに就ては、果して、いつが事實に於て始めであるか、今考覈し難い。

慶長十一年、九月に家康は書を暹羅國王に遣はして鎧三領、長刀、各十一柄を贈り奇楠番と鎧砲とを求めた。多分、今屋宗忠の商船に託したものであらう。又、慶長十三年戊申十月にも、本多正純が命を承けて書を暹羅に遣はし、鎧砲及び鹽硝を求めて鎧一領を贈つた。

翌々年の慶長十五年に暹羅王から復書があつて、鐵丹、寶石、起花金口指（一字脱、戒か）一枚を贈り明年便船を以て鎧砲、鹽硝等を贈る旨を報じて來た。家康は七月答書をして鎧砲五十柄（或は刀槍類であつたか）を贈り、又、本多正純は其臣、握雅・普控オクヤイ フラクラシクに報告して鎧一領、腰刀各一柄を贈つた、且つ彼の商船、年々渡來の事を諭した。

慶長十七年七月には、暹羅國より其商船に託して緞子、緋羅紗、鮫皮などを獻じたので家康は船長を駿府に召して侍臣に命じて南蠻諸國の事情を問はしめた。

翌、十八年（癸丑）六月にも暹羅船、二艘、長崎に入港した旨、長谷川左兵衛（長崎奉行）から上申があつたと駿府記に見えて居る。

元和三年丁巳八月に暹羅人が吾が國に來航して貿易をした事が、漂流年表、外交志稿に見えておる。

元和七年辛酉七月には、暹羅の聘使、坤クン・屹實參密米ビツツムベイツ、坤クン・備斜絹等フラスカト、長崎に着津、八月、江戸に行き、幕府は彼等を神田の誓願寺（明曆三年燒失後は、淺草に移した）に宿泊せしめて、大番頭、牧野信成に館伴をなさしめた。

九月朔日、使者は登營して、將軍秀忠に謁して國書並に方物を奉呈した。

此國書の本書は、所謂金札にて象牙の筒の中に鄭重に入れてあり、豎五寸許り、横一尺五寸許りで金を薄べて暹羅文字を、鐵筆で彫り付けたものであると、異國日記に見えておる。現今でも金、銀板に文字を打金で彫り付くるのは最も得意で、貝多羅葉に經文を書くにも、鐵筆で彫刻しておる。惜しい哉、之等の原書は勿論同書の暹羅文字の摹寫すら散逸して傳はつて居らない。

又、使節は、長劔、短劔、各一把、烏銃二門、花縵(木綿だといふ)十條、金盤ハイクトシク一箇、硯一面、象牙壹千斤を將軍に獻じて、我國産の良馬を求めた。

尙ほ、有司、握雅オウケイ・西潭麻刺シクマライチは、王命を以て、本多正純、土井利勝に各花縵十條、長崎奉行長谷川權六に黒鉛九百斤、象牙五百斤、別に正純、利勝に各花縵二條を贈つた。

乃ち、將軍秀忠は、使者を召して、暹羅王に復書し貼金屏風三雙、鎧三領、太刀二柄、鞍馬三匹を酬いた

又、正純、利勝も連署して返信し、各々駿馬一匹を贈つた、又私に各腰刀一口を酬いた。尙ほ將軍は使者に白銀二百枚、時服十領、通譯に白銀五十枚、時服五領を賜うた。使節は自今年々船舶の往來を請うて歸國した。

其節、山田長政も別に聘問使に託して書翰並に、鮫皮二張、鹽硝二百斤を正純、利勝に贈り越し、暹羅王の素願を允されんことを請うたが、幕府は之を允し書を長政に報じて、各晒布二十疋を贈つた、正純、利勝も命を承けて西潭麻刺シクマライチに連署の書翰を報い、又長政にも答書した。

元和九年癸亥七月には、暹羅國、使節、郎ワラント・統心物トウシンモノ、坤コン・刺機シキ微等、來聘して國書を齎し隣交の信を表明して、閏八月朔日には使者は、前將軍秀忠に二條城で謁し、好篋糸帽一箇、結琥珀帶一

條、奇楠香四斤、冰片二斤、金地五彩花緞、銀地三彩花緞各端、雪白絞紗細布、西白大西洋布各十匹、嵌金銃二門、雪白鶯子尾十斤を獻じた、又將軍家光には伏見城で謁して象牙九本、帽一箇、金布十端、龍腦二壺を獻上したが、其式は、總て前年の通りであつた。

又、有司、握雅オウケイ・西潭麻刺シクマライチよりも書を酒井忠世、土井利勝に贈り越し、象牙三本、雪白布四疋を贈つて來た。

將軍家光よりは返翰して交際渝るなきを諭し鞍馬二匹を贈り、秀忠よりは、長刀二柄、槍三十領、鞍馬二匹を王に酬い、忠世、利勝は各、鞍馬一匹を贈つた、此時京都所司代、板倉重宗にも來翰があつて金屏風一雙、いづれも、書簡を附して其有司に贈つた。

寛永二乙丑年秋、暹羅の使節來り、往年の交儀を謝し書簡方物を獻じ、板倉重宗にも來翰があつて、即ち將軍家光より返翰を遣し重宗よりも復書と進物とを贈つた旨、紀年録に記されて居るが其時の來翰並に復書は異國日記、羅山文集共に傳へてゐないが、牧野内匠頭信成からの書が残つて居つて、信成から鎧を贈つたことが書中に見えておる。且つ善く吾が商客を遇し互市妨なきことを報じておる。書中に「往歲辱賜手書」とあるから、多分此年は暹羅の使節は見えず、唯、信成から一昨年(元和九年)の禮狀を本年、邦船に託して贈つたまで、あらう。

寛永三年丙寅九月に、暹羅王は其臣、坤・納實替悶ラクサイシチボを遣はして書を酒井忠世、土井利勝に贈り越し往年の交誼を謝して花縵帕四條、白綾紗四端を各位に贈つて前きに東蒲寨の叛いた爲に出征多事であつたが、今や國內寧肅となつた故、彼我の通商は曾て障礙なきを告げ、且つ淹留の商船歸國の事を乞ひ、且つ吾が國産の良馬を求めた、十月には、忠世、利勝が書を附けて各駿馬一匹宛を贈つて歸した。

寛永六年己巳九月十三日に又、暹羅の使節鸞・沙悃勅ワラン・サコンヂ、坤・喇圭離クン・ラキリ、坤・若車末等クン・ヤクイマツが江戸に參着、幕府は命じて廣徳寺に館せしめ、小人頭中根傳七を賄奉行として掌客としたが、居ること數日で三使は將軍家光に謁見し、上奇楠香、次奇楠香、上氷片、次氷片各一片、西洋緞四端、西洋花縵五條、花毛氈二條、象牙二擔を獻じて國書を呈した。且つ、去年王殂し、嗣子が新に立つた事を告げ、舊交を修めんことを請うた。又、前將軍秀忠には、奇楠香一斤、氷片一斤、西洋緞二端、茄花色八絲端、西洋花縵四條を獻じた。

尙又、其有司、握雅・詩坦麻刺オクヤ・シタンマシからは、書翰に添へて執政、酒井忠世、土井利勝に各象牙二擔鳥綱五端、西洋花縵五條、自具花縵一條、八絲緞三端、板倉重宗には、花縵一條、八絲緞二端を贈り、別に高木作右衛門、末次平藏等に各茄子色八絲緞四匹を贈つた、使節に對する幕府の待遇

は總て舊例の通りであつた。

又、山田長政も書を贈り越して、紅縮緬十端、花毛毯二條を忠世に贈つた、

十月、將軍家光は返翰を贈つて金屏風三雙、鎧三領、大刀二柄、鞍馬三匹、前將軍より鞍馬二匹を賜つて之に酬いた、又忠世、利勝よりは各、鞍馬一匹、重宗よりは、金屏風一雙を國王に贈り忠世より、長政には晒白布二十匹を酬いた。

將軍は一等使に白銀二百枚、小袖十襲。二等使には、白銀百枚、小袖十襲。三等使には、白銀五十枚、小袖三襲を賜うた。又、前將軍も三使に白銀を賜うたが、皆、夫々差があつた。

使節が去年王殂し、嗣子が新に立つたと告げたのは、「ペンディンソムデット・プラボロム・ラーチャー」第一世(通常、プラチャオ、ソング、タムと稱する)が遠行して第二世の「プラチエーツ・タ・イ・チラーチュ」王が新に登極したことを告げたのであつて、先王は西曆一六〇三年—一六二八年、(即ち慶長八年から寛永五年)迄、在位二十五年間であつたが、長政の仕へたのは此王の時であつて、吾が武夫の武勳を輝したのも、此時代が最潮時であつたであらう。此王は前名は又、「ピモンタム」とも云ふ、ソントム王も、その前代の國王の名も同尊號であつて、普通には、

ソムデット・エーカートサロツト・イ・ソワン・ボロムナート・ボロムボピット

と稱するが、之を公式に詳細に云ふときは、

ブラシイ・サンベツツ・ソムデツチ・ボロムラーチャー・テイラーツ・ラーマーテイボデイ・シイシンタ
ラ・ボロム・マハー・チャカラパット・ソワンヤ・ラーチャー・チボディントン・トラニン・タラチラー
チ・ラタナカース・パート・コンラン・オンパラマー・チベツト・トリポアネート。ナイヨック・ディオ
ック・ラタナ・ラーチ・チャーツ・アッチャオサイ・サモタイ・タローモン・サコン・チャカラ・ワー・
チメントン・スリエンタラー・チボディントン・ハリハリンタラー・ターダー・チボデイ・シイウイブン・
クンルチット・リツチラーメース・ランラタン・ミツカラーチ・デーチヨウチャイ・ボロム・テーパー・
ダイテープ・トリポーアナー・テイベツト・ローク・チエツタ・ウキスツツ・テイマクット・テーカタ
ー・マハー・プツターング・クン・ボロム・ボピツト。

と、頗る長く云ふのである。

プラエーカー・トサロツトは

『百一の王中の大王』と云ふ意にて『夥多の王の王』といふ意、イ・ソワン『空』、ボロムナートは『大』、

ボロム・ボピツトは、佛と同様の尊體。

即、國王の尊號は、意譯すれば、

萬能の珠玉の所有者、

尊嚴にして偉大なる大王偉大なる安樂淨土の福地にある尊體、

全銀珠玉の數限りなき寶物の所有者、

天上界の太陽よりも偉大なる最上の帝王、

三色の珠玉を持つ最高の一族、

三つの眼ある天帝と均しく尙ほ、それ以上に偉大なる大王、

同時に森羅萬象を透視する能ある、全智全能の大王、

大海原や三千卅界や無涯の虚空を總括した、宇宙よりも偉大なる大王、

其宏大無邊は太陽と比すべく、又それよりも尙ほ、偉大なる天帝よりも尙ほ一層偉大なる大王、

上天の淨土にあつて、よく施し博く愛し、勢威三千卅界に遍き無双の勝利者(帝釋天のこと)その天帝より

も偉大にて三千世界よりも宏大なる帝王中の大帝王、

先づ大體こんなことを並べたもので、スコウテン氏が、尊上に尊を加へた、稱號であると云つて

居るのは、此事である。

現、暹羅國皇帝、「プラチャチポック」陛下の御名を意譯すれば、

『多くの民を抱擁して統治する』

といふ、意味になる。



アユチヤ王城跡附近寺院の廢墟
(立てるは著者)

首都の名稱、クロング・テープ・マハー・ナコンは、巴利語の、都マハー・ナガラム (Maharagaram) の轉訛である。

長政が土井利勝に宛てた元和七年卯月十一日附の書面、並に酒井忠世の家臣、關主税助に宛てた寛永六年三月三日附の書面の文言は、異國日記、外蕃通書、通航一覽などに載せられて今に残つて居る。又元和七年九月に、正純、利勝からシヤムへ遣はした返翰の草案は、金地院崇傳の自筆のものが、別に今に遺つて居つて上村觀光氏の所藏となつて居る。

暹羅國書中の國王名に就て

元和七年、同九年、寛永六年度幕府宛暹羅國王の國書(漢譯文)及、寛永三年度暹羅國臣から土井利勝、酒井忠世宛の書翰中には、暹羅の國王名が掲げてあるが、古來、其音讀は難解の一とされて、讀解した史家は無かつたが、近藤守重が、外蕃通書中に、斯谷烏天斯(Schauten)の東洋行程記の翻譯を載せ、通航一覽にも同前、増譯采覽異言中のスコーテンの説を引用してあるが、音讀は試みて居らない。漸く大正時代となつて、長政に憧憬を持つて居る西村眞次氏は、「フアンフリート」氏の「暹羅國志」を参考として音讀を試みてみたが、全然、見當違ひの語を當てはめてみたのであるから、勿論讀解はできなかつたのであるが、此刺激に依つて、私が之を讀解すべく研究し始めたのを氏に感謝する次第である。

今暫く、氏の説(大正十三年二月廿日發行の國史講習會編の國史上疑問の人物中の「山田長政」)を抜萃して説明してみれば、

『曾て書き抜いて置いた草稿の中から、暹羅の國書についての研究の一端をかゝげることにならう。シヤム國王の稱號については、歴史家が難解の一つに計へてゐたゞけ、近藤重藏の外は之を説いたものがなく他は皆分らぬ儘に放置してゐたが、これとても、今日では略、説明がつくやうになつて來た。近藤重藏の『外蕃通書』には、多數のシヤム國書が收めてあるが、其中國王の名義になつてゐる書翰は、二通だけである。いづれも『異國日記』から採取したものらしい。それらは『大日本史料』にも載せられて『暹羅國王來舜烈』云々、と書いてあるが、シヤムでは國王、始め貴族には名前は唱へぬことになつてゐる此、『來舜烈』も固有名詞ではない。國王の稱號は幾通りもあつて、元和、寛永頃のそれらを一々知ることは困難であるけれども、元和七年(天運辛酉)の國王の書翰には、

『暹羅國王來舜烈摩倫匹浮臘烈照果怕臘馬噶陸闍安尾臘西卒皮耶馬噶離洛縛樂喇納日他尼無離倫』とあり、元和九年(天運癸亥)の、それとは多少の差異がある。後者のは前者よりも解し易いやうに思はれる。

今のところ私は全部を読むことが出来ないけれど、其中の幾部分は、ファン・フリートの“Description of the Kingdom of Siam”の國王のタイトルについて記したものと照合して、びつたりと合ふところがあるのを見る。間違つてゐるかも知れないけれど、試みに左に比較對照して見ることにしよう。

暹羅國王來舜烈摩倫匹浮臘 (Pro) 浮 (Boo) 烈 (Dy) 照 (Tsaen) 哥郎怕臘馬 (proom) 噶陸闍 (Can) 安瓦離 (Sey Clean) 西卒耶 (Seyeko) 馬噶 (Moon) 離祿喇納臘日他尼無離倫

此中照をつけたのは、吻合したもの、或は略々吻合したものである。フリートの考へでは、これらの尊稱は到底歐洲語に翻譯することが出来ぬけれども、大體の意味は書き現はすことが出来るといつて次の原文と譯文とを示してゐる。

“Pro, Boo, Dy Tsaen Kha Chornl, proom Can, Sey Claen Sey eke, Moon”

『嗚呼、天地の主、其名は天頂に聞え、其身は太陽の如く尊敬せられ、其命は必ず民衆に行はれ、其言は頭上の金冠に伴ふ』

これを近藤守重が、『外蕃通書』の中に引用してゐる、Schonten の記述の翻譯に比べると、いくらかの類似を見る。これは、『皇天より保護する所の、神聖の尊體を以て威徳隆盛にして、征討必ず勝ち、百餘の王侯を臣服し、暹羅の大國を治め、^{ユテア}酋弟亞の福地に都し、金冠の寶位に登り、黄金珠玉の宮殿に坐し、百珍萬寶を擁す』といふ文句である。

フリートに、従へば、國王が請願に答へ、或は要求に應ずる場合に於ては、前述の稱號よりも、もつと誇大な、もつと神聖な言を用ゐるとして次ぎの原文を擧げてゐる。

“Pont, yuenkhae, Chorap, Proem, Can, Sey, Claen Seyeke Moon t' Yaen Yehoua”

それが若し外國の王或は、王子に與へる書翰であると、更に誇大の稱號を用ゐるといふから、日本に寄せたものなどは最高、最貴、最長の稱號であつたに相違ない』

『鬼神と雖、侵す能はざる、美しく飾られたる壯嚴の大都』。『此福地に都する帝王』と云ふ意味である。

元和七年、元和九年頃の暹羅の國王名は、原名は、「プラ・シイシン・ピモンタム」と云ひ僧籍より身を起して王位に陞つた、「ソムデット・プラボロム・ラーチャヤ」第一世（西曆一六〇四年—一六二八年、慶長九年—寛永五年）であつて、通俗には、「プラチャオ・ソングタム」と稱し、公式には「ペンデイン・ソムデット・プラエーカー・トサロット・イ・ソワン・ボロマナート・ボロムボピット」と稱したが、此王の公式尊號は、歴代の王の公式稱號に比較すれば極く短い部である。長いところでは、前王のプラエーカー・トサ・ロット王の名は

プラシー・サンベット・ソムデット・ボロム・ラーチャヤ・チイラート・ラーマー・テイボデイ・シーシン・タラ・ボロム・マハー・チャカラパット・ソワンヤ・ラーチャヤ・テイボデイントン・トラニン・タラ
チラート・ラタナカーツ・パートコンラング・パラマー・チベツト・トリポアネーツ・ラーラナート・ナ
ーヨック・デイロック・ラタナ・ラーツ・チャーツ・アーチャワ・サイ・サモタイ・タローモン・サコン
チャツク・チャカワー・ラー・チベントン・スリエンタラー・チツ・ボデイントン・ハリ・ハリンタラー・
ターダー・テイボデイ・シーウイブン・クンルチット・リツチラー・メート・ラーラタン・ミツカラート、

デーチヨーチャイ・プロムテーバー・デイトーブ・トリブアナー・テイベツト・ローク・チエーツ・タ・ウキソット・チマクツト・テー・カタター・マハー・ブッターング・クーン・ボロムボピット。

など云ふのもあるから、前記の王名は最も短い方である。現今でも國王名を正式に云うと、一寸長くなる、例へば先帝の尊號は、

プラバーツ・ソムデット・プララーマー・チボデイ・シーシン・タラ・マハー・ワチラウツト・プラ・モンクウト・クラオ・チャオ・ユーホーワ

と云ひ、現王の御名は比較的短く

プラバーツ・ソムデット・プラ・マハー・プラ・チャチボック

と稱して居る。

先年（昭和三年）の御大典の際、暹羅皇室から、吾が皇室へ二貫匁餘の純銀製白象の置物を贈獻されたが、暹羅文字と漢字とにて國王名を銀臺に彫刻するので、私に相談があつたから、摩波普羅茶智勃嚮なる文字を撰んで上進したが、王立美術考古學文學研究所に勤めて居る浮哪、成と稱する官爵を帯びた、支那人の學者と相談の上、それが採用されたのであるが、暹羅音を漢字に當て嵌めることは、今日でも頗る無理である。これは、極く簡約して記したものである。意譯すれ

ば、「三個の威力ある寶の矢」といふ意味の尊號である。

増譯采覽異言や外蕃通書や通航一覽などに「スコーテン」の東洋行程記を引いて

「此國王は、其勢強大、自立して他に屬せず。大國を治めて部内其命を遵奉し、印度諸國中、最も有名の國たり。こゝを以て國王の稱號、其尊上に尊を加へ其國の方言にて稱する所、甚冗長なり。」とある。

その當時の國王名は頗る尊嚴に、頗る偉大に、頗る冗長の形容詞を用ひ、之を意譯しても、恰も詩を読むの感がある。その一例を擧ぐれば

帝釋天の擁護する最も名高き、最も權力ある、最も高位なる、何者も之を侵す能はざる百餘の王侯の主にして、帝王の金冠は、貴重なる五色の金剛石にて飾られ、萬象を透視し不滅の靈魂を支配する最大、最高の上帝の保護する、最も神聖なる尊體にして、それは最も尊嚴にして最も偉大なる全暹羅國の帝王である。

此帝王は壯嚴に輝く全美の玉座に登り、洪大なるアヌチャの福地に奠都し、無數の道路は、輝ける首都に通じ、そこには、群がる民草が満ち充ちて居る。

されば、此世の優秀なる首都にして都も亦、九色の寶玉を以て飾られておる。

此壯麗なる大國の統治者は、神よりも多くの黄金や、貴重なる珠玉の宮殿に住つておる。

大抵右の様な文言を、限りなく羅列したもので、その長いになると尊號だけで、優に一頁を埋

めることができる程、冗長である。

扱、元和九年四月附の、暹羅國王から將軍に宛てた、國書中にも前同様

暹羅國王、來舜烈、摩倫摩匹、浮臘浮烈照、哥郎怕臘、馬噶陸闌、妥瓦離、西卒耶、馬噶離祿、縛祿喇納、臘日他尼、舞離倫。

としてあつて、少し宛て字に出入異同はあるが、アヌチャの首都の名を認めて、あることは、前同様である。

又、寛永三年四月附の暹羅國臣、握浮哪、詩握科喇から酒井忠世、士井利勝に贈り越した、書翰の中には。

國王、普臘末、森烈、摩倫摩匹、普摩勃安照柔華、普臘勃離照、古郎馬夏陸悃、那華釐、西啞出昆耶。

とある。即ち普臘末は陛下と云ふ意、普通には、釋尊の足跡、即ち佛足跡や國王の足のことを尊稱してプラバーツと稱する。ファー・プラバートと云へば足下と云ふ意であるが、吾が國の足下は頗る低下してしまつたが、暹羅では、今だに陛下や皇族に對しては、之を使用して居る。普臘勃安照柔華も皇帝陛下、即ち頭上におはす帝王といふ意である。普臘勃安は御尊體、照は帝王、柔は居る、華は頭の意である、他の語に就ては前に説いたから茲には略する。

次は寛永五年に前王が卒し、新王プラ・チェーッ・ター・チラート王(西暦一六二八年—一六三一年、寛永五年—同八年)が登位してからの、翌六年四月附の國王書であるが、之にも同様に、

暹 羅 國 王、奈舜烈、摩倫摩匹、浮臘照、果朗怕臘、馬訶陸恂、妥瓦納離、西毘耶、摩訶雜祿、(縛祿か縛樂か脱字) 普喇納、臘日他尼、務離倫。

とあり。西毘耶は西嘔出毘耶か、西卒皮耶とすべきだが、脱字であらうし、普喇納の上に縛祿か縛樂か脱字したのであらう。やはり前同様、「アユチャ」の首都の名稱を記して居るのである。前にも述べた通り國王の本名は、別にあるのであるが、暹羅の慣習として普通書かぬこととしておる。「アユチャ」の名稱は正式に云うと舞離倫の次に尙ほ「ウドム・プラチャニウエート・マハー・サターン」を入れぬと全部ではない、此意味は「澤山の宮殿がある」と云ふ意である。即ち「ウドム」は「多くの」、「プラチャニウエート」は宮殿、「マハー」は大、「サターン」は場所以上、縷述し來つた、ところに依つて、古來、國王名と思はれ、難解の音讀として史家が其儘に棄て置いた字句を讀解できたと同時に、この研究によつて端なくも之れが「アユチャ」の名稱であることを闡明することができたのは、私にとつては忘れることの出来ない欣快の一つである。

次に項を改めて國書中にある使節名や通譯や暹羅の官吏の名の音讀を試みてみよう。

暹羅國書中の使節名に就て

元和、寛永頃の彼我の往復國書や、書翰の中の難解の發音なる官爵名や、使節の名に就て其音讀を試みた史家は一人もないやうであるから、私は茲に改めて、聊か其説明を試みてみようと思ふ。

前にも述べた通り、當時の暹羅の一代制の官爵は、六階級あつて上から、

握雅オイクヤ。握浮哪オイクフナ。握オイク。鸞ウラ。握坤オイクン。握悶オイクモン。握板オイクバン。

の六階級であつて、普通の役人では、悶モンぐらゐのところが一番多數で握浮哪オイクフナや握雅オイクヤは、極めて少數のものに授けられた。握雅オイクヤに至つては、大將、大臣級で吾が國の老中格であつた。従つて極めて稀に授つた爵であつたことを記憶しなければならぬ。之に依つて長政の階級が、どの位の位置であつたかも推考ができる譯である。

現今では通常高等官になれば、最下級の「クン」から、最上級の昭丕耶チヤオプヤまで五階級で即ち、

昭丕耶チヤオプヤ。步喇耶フアラヤ。步喇フアラ。鸞ウラ。坤クン。

である。現今では、此下の悶モンと板バンとは、僅かに宮内官と侍従だけに残つて居り。尙、宮内官には、右の五階級の外に、昔の名残りとして、「ロワング」と「プラ」の中間程の位置に、「チヤムン」と「ロワング・ナイ」といふ官職名もあるし、「プラ」から「プラヤ」迄の階級の間に、「ナイロワング・フムペン」或は、「プラ・ナイ」といふ、別の階級も残つて居り。又、別に官等は陸、海軍人同様、九階級に分たれておるから右の階級は位階とも異ふもので一代制の爵とするのが最も適當の解釋である。

慶長十五年(西曆一六二〇年)に家康から、暹羅國王に贈つた國書中に、握雅オイクヤ。普控フクキョウとあるのは「オイクヤ」・「プラクラング」と發音すべきで、その當時の大藏、兼、外務大臣、御璽を掌つた執政官のことである。故に支那人は意譯して大庫オウクラとも書いたもので、クラングとは藏のことである。

元和七年(西曆一六二一年)に、暹羅の握浮哪オイクフナ諸那ソナなる役人から長崎奉行の長谷川權六に書翰を贈り越して居るが、此名の發音は、「オイクプラ・チュラー」でなくてはならぬ。多分、暹羅の外務當局なる「オイクヤ」・「プラクラング」の下に傭聘されて居つた印度人であらう。握那西潭麻喇は、「オイクヤ」・「シイタマラーチ」で「チ」は「ツ」や「ト」に近い軽い音である。又、使節名は、

坤クン、屹實參密末ビツトツクカク。坤クン、備斜緝フラスヤト

で、坤は官爵である。

元和七年の國王の書翰中に、

愿留者。擢クシ首以總クシ之。名クシ坤采野惇クシ。

とあるは、在留日本人の内、首領を拔擢して邦人軍隊の長として之を統率さして居るといふのであつて、「クン・チャヤサツプ」は、山田長政の最初に暹羅王から授かつた官爵名である。これに依つてみれば、山田氏興亡記や風土軍記の内に長政の擢用を寛永四年としてあるのは誤りで恐らくは元和七年以前に遡らなければならぬことになる。或は元和四年であるかも知れない。

暹羅の官爵は一代制であつて恰も吾が國、上古の官制なる「カミ」、「スケ」、「サクワン」などにも似て居るし、天武帝の御代に制定の八色の姓なる、

眞人マヒト。朝臣アソヒ。宿禰スクネ。忌寸イミキ。道師ミチシ。臣オミ。連ムラシ。稻置イネヅ。

などにも似たところもあるが。暹羅では反對に姓を稱へず官爵附屬の名を呼んで、生れた時の名は呼ばぬ習慣で、別に吾が國の源平藤橘の如き血統的の姓もあるが、戸籍簿や履歷書に記す外は餘り用ひない。又、官爵の昇るに従つて其爵に附隨する名が昔からあつて、坤クンや鸞ロワンに附する名を

飛び越えて握雅ウケヤ（フラーヤ）になど附することはない。それ故に、爵位が昇進しても、一回丈は往々、名は同じこともあるが、二度目の陞進の場合には必らず、別種の名を授かる。此名は無暗に新造することなく、大概其時代の前任者に與へられた名を踏襲するのであるが、百年、二百年と經つ間には、追々と昔時の名は少なくなつてくる。此官爵名は勳記の如く、國王から授かる名であるから、自分から勝手に名を取替へることは出来ない。

恰も徳川時代の武藏守や越中守と稱した如く其者が陞進して名が替るか、死んだ場合には次代の者が又、同名を授かり、爵が昇るに従つて名も替るのであるが、又別に各省毎に始んど同名の官爵名を持つた者が居るが末尾迄、残らず讀むと少し宛異つておることが判知る、それ故、陞爵して居る人を知らずに前名の儘、尋ねて往つたり、何年振りかで同名の人を尋ねて往つて他人であつたりして、思はぬ失敗をして苦笑することも度々ある。

又、或は、長政の官爵名が大佐階級である爲に、長政を大佐として終つて居るが、當時、暹羅に於ては、少將、中將、大將、などの官制なく、實戰に於ける大將は、オークヤイ・セーナーピモツクが最高であるから、長政は、陸海軍を總べた實戰の將軍であつた、但し別に陸軍大臣に當る官職があり、之は武力萬能の當時に於ては、宰相に均しきものであつた。尙ほ、此外に副王と

も稱すべき、「ウパラーツ」と云ふ、總督が、親王の一人に任命されて居つた丈で内務、宮内、大藏(外務)畿甸、農務の五大臣は、武斷派に比すれば大した勢力はなかつた。故に長政の晩年は、暹羅最高の將軍であつて六昆の王に封ぜられたといふことが、確なところであらう。

長政の場合には、坤クンと鸞ロワンの節は、名は采野惇チヤオツツで浮哪フアラに昇進した時に名が替り、握雅ウエツヤになつても同じく司臘那毘目セトナイピモツクなる名であつたことが判知る。

元和七年の暹羅の外務當局から、本多正純に宛てた、書翰中にある國臣の官爵名は、

オクヤ、シクマラーツ
握那、西潭麻喇

で文中の遣使名は、右に述べた通り、

クン プラサト
坤・備斜緝。

クン ビテツン
坤・屹實參密末。

である。尙ほ右の遣使の名は、秀忠並に本多正純、土井利勝からの返書の中にも見えておる。

越えて元和九年の暹羅からの國書中の國王名は、前に述べた、七年の分と同様であるが、漢字の音譯の宛て字が、幾分異つて居り、脱字などがあることが判明する。

同年の握雅・西潭麻喇の官職の「プラクラング」を普控とせずして、大庫の字を當て、居るの

は、意譯であつて、大は暹羅語では、「マハー」と發音し、庫は藏、即ち「クラング」の意である。

「プラ」は此場合、御の字に當るのである。現今でも大藏省のことを、「マハー・プラ・クラング」と稱し。内藏寮のことを、「プラ・クラング・カンテイ」と稱して居る。「カンテイ」は御側の意。大庫は即ち大普臘庫マヘ! プラクラングの音譯を約したものとみてよからう。往昔は、租税の代はりに民間から品物を納めさせて倉庫に納め置き、此品物を海外貿易に當て、國庫の收入を圖つたものであるから、従つて大藏大臣が、外務、港務一切の事務を掌つて居つたものである。

此しきたりて近年迄、宮内省に附屬の倉庫局といふのが、湄南の河岸に建つて居たが、これが昔の名残りであつたが現王となつてから漸く廢止になつた。又クロム・チャオターは、當今では純粹の港務局となつたが、往昔は、此倉庫局をも兼ねて貿易に従事して居たものであつて喇那納ラナナは喇納那と文字が入れ替つた方が、漢譯音(南支那の音)に合致するやうに思はれるから、筆寫の際の誤りであるかもしれない。此歳のシイタマラーツオクツラが握浮哪ウエツナであるところをみると、以前の「オクヤ・シイタマラーツ」は、死んだか、轉任して新に握浮哪ウエツナの官爵を持つて居る人が、外務大臣に任命されて未だ一ヶ年を経て居らないといふことが判明する、今でもプラヤーの者が大臣になれば、必らず一ヶ年以内にチャオ・プラヤーの爵位を授かる習慣であるから、握雅ウエツヤになつて居

らぬ、ところをみると、プラクラングの職を襲ぎたてのことが判知る。それが爲、以前の長官と區別する爲に、略さず名を明細に認めてあるのではあるまいか。

尙ほ、同書中の遣使名は、

坤クン・納實替悶ラクサイ・シテイボ

通事の名は

啞烈越直那汪悅ワテイ・ワツチフリンク・アム

と發音すべきである、

又、同書中に、

鸞ロワンク・采野惇サイヤサツフ。今陸ナラ。浮哪フナ・司臘那毘目セーナ・ピモック、納斜ナクサイ、文底釐モントリ。

とあるのは、長政のことで、鸞ロワンクは、官爵で、采野惇サイヤサツフは名。又、浮哪フナは爵で司臘那毘目セーナ・ピモック・ラクサー・モントリラクサー・モントリと云ふ名に替つたと稱したが、現今は、「プラ・セーナ・ピモック・ラクサー・モントリ」といふのであつて、長政は、元和七年には、坤クンの爵であつたのが、其後、鸞ロワンクに昇進し、寛永三年

は、浮哪フナの爵を授かつて居つたことが判知る。但し、土井利勝に宛てた書翰には、司臘那とあり、忠世への書翰には、司臘シラだけであるが、筆寫の際、那を落したのであらう。之に依つて暹羅に於ける長政の官爵名を詳細に知ることができ、長政の晩年には握雅オウケイ・司臘那毘目セーナ・ピモックに昇進しておつたことは、ファンフリートの史考に依つて明かである。

又、寛永六年(西曆一六二九年)の暹羅王からの書翰の中にある、遣使の名は、

鸞ロワンク・沙惇勅サコンヂ。坤クン・喇圭離ラクガイ 坤クン・若車末ヨクケマツ

で、「サコンデー」は、「サコンデーチャ」とも稱する。

右の使節の名は、異國日記では、一ノ使「オロワン・サコンテッフ」。二ノ使「ヲコン・ワッケヒイ」で、長政の書翰の中には、「オコン・ワッケイ」と認めてあり。三ノ使は、「ヲコン・ヨコハツ」となつて居るのが之である。又、握雅オウケイ・詩坦麻喇シタンマライツから酒井忠世に宛てた、書翰中には、使節名オウケイの宛て字が少しく異つて居る即ち

鸞ロワンク・サコンデーチャクン・サワツト 坤クン・喇圭厘クン・ヨクケマツ
鸞ロワンク・沙惇勅クン・サワツト 坤クン・喇圭厘クン・ヨクケマツ

と離リが厘リになつており車シャが厘リになつておるが、發音は右と同様である。

喇圭離は、異國日記や長政の書翰では、サが落ちておる。語尾が殆んど消えるやうに發音するから「サワット」でも「サワッデイ」でも或は、「サワットリー」としても、たいした、差はないのである。辨事、即ち通譯の名は、

ムーン アスラシヤ
悶・啞須臘亡
ムーン アーサー・ラム
悶・啞須臘亡

アーサーは、志願兵とか、義勇軍とか、いふ意にて、宮庭の陸軍の古記録中に、坤アーサーとか悶アーサーとか云ふ役目が澤山あり、ラームとは、通譯のことであるから、之は長政の書翰中にある日本人の通事、二五右衛門（通事一人、二五右門尉と申者）のことで、日本義勇隊附の譯士であつたであらう。

右に依つて、暹羅からの書翰中の官爵名の漢字音譯の讀解は、悉皆、了解ができたことと思ふ。今迄、私は元和、寛永頃の暹羅からの書翰を讀む毎に、使節名などの音讀が難解の爲、隔靴爬痒の思ひがして、何がなしに物足らぬ感に打たれ、充分に讀む氣になれなかつたのであるが、苦心研究の結果、遂に之を讀破することができて、今迄摸糊として居つた使節名の解讀が出来たのみ

ならず、長政の眞の官爵名迄が、判然として來て、日暹交通史上に一曙光を認めるやうになつてきたのは自分ながらに欣喜に堪へない次第で、抑へ難き愉快を覺ゆるのである。恨みを抱いて異域の地下にある長政をして甦生せしむるには、是非とも手近にある、此國書から研究する要があると思ふ。

慶長十一丙午年九月廿一日、暹羅國に御書及び鎧太刀等を贈らせられ、奇楠香ならびに鐵砲を求め給ひ、十月十日また其商船を本邦に渡すべき旨の御朱印を遣はさる、同十三戌申年十月十日日本多上野介正純仰を受けて書と鎧とおくり、御所望の鐵砲を促し、また鹽硝をも求む、同十五庚戌年はじめて復書あり、來歳の船便にこれを獻ずべしとなり、（此書、いま所見なし）、よつて七月また御書を遣はされ、國王に鐵砲、其臣握雅普控に（握雅は官名、普控は名なり）鎧刀を賜はり本多正純よりも再び復書を贈りて、これを謝し、かつ年毎に商船渡來の事を諭す。（彼商船入津せし事、慶長十七年に、はじめて見ゆ）

（通航一覽）

日本國 源家康。謹啓ニ（按ずるに異國出契、異國日記、古文書録には謹白に作る）

暹羅國王 殿下。

夫交盟者。其地雖不遠。不親則如千里。其

暹羅國書中の使節名に就て

國雖不_レ近_ラ。通_レ信則如_二近隣_一。(按ずるに前書には比隣に作る)寡人於_二貴國_一。有_レ所_二倚賴_一者。上上奇楠香。極品銃砲也。以_二殿下(按ずるに前書には閣下に作る)鈞命_一。搜_レ尋_レ之。而投_レ贈_レ此地。則實恩惠也。即今(按ずるに前書には、また今也に作る)本邦軍器、鎧三領_{共大}。長太刀壹拾柄。雖_レ爲_二不腆之具_一。存_二喧誠_一而已。萬般付_二船主口實_一也。不備。

慶長拾壹年丙午九月廿一日

御印

日本へ商品被_レ渡候者。不_レ可_レ有_二疎略_一候。國々所々雖_二何之津湊_一、如何様ニ商買候共。可_レ被_二心安_一候。押買押賣違亂在_レ之間敷間。舟、何程成共、渡海可_レ然候。委曲、從_二安仁方_一可_レ申候也。

慶長十一年丙午拾月十日

御印

半南士美解留

閣古邊果伽羅那加

午十一月九日、右ノ御書御朱印并安仁文、今屋宗忠ニ渡候、請取有_レ之(異國近年御書草案。異國出契。異國日記)

○按ずるに十月八日、宗忠に暹羅渡海の御朱印を賜る、其商船より傳達せしめられしなり、猶渡海御朱印の條併せ看るべし。(通航一覽)

慶長十一年、暹羅國に此方より御書に物を贈られしより、彼國の使も常に來りて參拜の儀ありき。(外國通信事略)

本多正純贈_二暹羅國_一書

謹而啓達。海路遙隔。陸地山遠。故不_レ通_二音書_一。今隨_二鈞命_一呈_二愚翰_一。抑吾公。

貴國銃砲大望。不_レ淺也。被_レ達_二歡聞_一。來年二三柄於_レ被_レ惠者。公亦、爲_二忻然_一多幸也。然而

貴邦鹽硝勝絶。國內雖_レ爲_二不出_一。於_レ被_レ出_レ之者。解_二一舟纜_一。令_二渡海_一。必矣委曲。回報所_レ希也。本邦軍器、鎧大具。贈_二進之_一。定表_二微志_一而已。維時冬天、保裔。不宣。

戊申十月十日(慶長十三年西曆一六〇八年)

日本國臣本多上野介藤原正純判

暹羅國王左右臣下 奏達 (方策新編)

暹羅國書中の使節名に就て

慶長十三年十月（西曆一六〇八年）

大御所命三本多上野介正純寄書于暹羅國被求彼國銃炮鹽硝被贈鎧一領

慶長十五年庚戌年七月

大御所被投書翰於暹羅國被贈信物先年本多上野介正純遣書于彼國而告大御所欲求彼國銃炮、鹽硝之旨因茲自彼國來歲之船便以三物爲可寄來被謝之

日本國 源家康 謹啓

暹羅國王 殿下

夫海山雖隔萬里親則不異咫尺之地抑夏日有商船便傳

貴國之信不移寸步如對高顏歡抃有餘時予大望之銃炮、鹽硝去歲家臣本多上野介以

短書達于

貴國即來歲之船可被投惠趣握雅普控被記書面欣悅不淺彌如全諾所希也自今以

後。

貴邦與暹國每歲於有貿易商舟之往來者兩國和平人民豐熟遠方亦如比隣可修厚盟者也本邦土宜雖薄物記別幅贈進之秋天稍涼順序保裔

慶長十五年龍集庚戌 初秋日（西曆一六一〇年）

日本國 源家康 謹啓

封

暹羅國王

殿下

進獻目錄

暹羅國王

銃砲

五拾柄

右

臣握雅普控

鎧

壹領

暹羅國書中の使節名に就て

腰刀 壹柄
脇刀 壹柄

右

(異國日記、異國出契、方策新論)

本多正純。復暹羅國臣握雅普控書。

謹啓去歲。承

主君命呈封卑牘。彼書到日。達于貴國幕下。

主君之所懇求。鎧砲、鹽硝。來歲之船。可被進獻之表文。拜覽惟幸。

貴公爲芳信。鐵丹。寶石。起花金口指壹枚。被獻

主君。歡悰不尠。以愚意可述謝辭之旨。君命也。本邦政化。風俗治體。四邊無事。貴域商船。年年

於着岸者。任船主心可加慈惠也。從暹羅邦。投贈之信物。具別幅。維時。爲國嘉祥。誠恐誠惶。

不備。

右 同章

暹羅國王臣、握雅普控足下

千時孟秋日 (慶長十五年、西曆一六一〇年)

日本國本多上野介藤原正純

(異國往來)

○按ずるに此書簡年號をのせざれども、其文意を推考して今年(慶長十五年)のものたるをしる。

慶長十七壬子年、暹羅船、肥前國、長崎に入津し、七月晦日、其船主、駿府城に登りて土宜を獻す。東照宮これを御覽あり。(長崎御用書物長崎集等に本邦よりは、文祿の頃より渡海せしよし、載せたれども、此國の船、渡來のことは、今年に、はじめて見ゆ。たゞ如官日簿抄にのみ、慶長十年入貢すと記したれども、他に絶て所見なければ信じ難し)。同十八癸丑年、また商船二艘入津す。(通航一覽)

慶長十七壬子年、七月晦日、連雨不霽。暹羅商客船頭獻段子緋羅鮫皮等。因令問諸國蠻夷之物語給云々。(駿府記)

慶長十七年秋、七月晦日暹羅の商客段子、緋羅鮫皮を駿府に獻す。

神君其商客を御覽あり、近侍の臣に命ぜられて南蠻諸國の事を問はしめ給ふ、通詞、長崎より隨ひ來る。

慶長十八癸丑年六月五日、從長崎長谷川左兵衛、暹羅船二艘着岸之旨申之云云。(武徳大成記)

暹羅國書中の使節名に就て

元和七年酉年、暹羅國より使節渡來し八月廿六日、江戸に着して、誓願寺に旅宿す。
 (堺の大商、木屋彌三右衛門、これに隨ふ。こはしばし渡海して彼國の事に熟せしによりてなり、誓願寺書上によるに、同寺は此頃、神田須田町の邊にあり、明曆三年回祿の後、淺草に移さる)。
 牧野豊前守、信成(この頃大番頭なり)馳走の事を奉行す、同廿七日登城あり。酒井雅樂頭忠世等、列座し金地院崇傳も其席に候して使節の旨趣を問尋す。同廿八日、御城に招き正純、利勝に贈れる書簡を請取(彼國の權臣、山田仁左衛門よりも、書を來たし長崎奉行長谷川權六にも來簡あり)。
 崇傳これを読む、通信通商を願ひ、かつ駿馬懇望の旨なり。

九月朔日使節登城

台徳殿に拜謁して國王の書簡及び方物を獻ず入御の後、崇傳に其書を読みめらる。(通航一覽)

(以下、異國日記)

一、元和七辛酉年五月十一日、茶屋四郎次、來臨、出京の刻にて(通航一覽云、此書、前文によるに崇傳昨日、江戸を發し京師に赴きしなり、四郎次とは、四郎次郎のこと)途中にて對談、暹羅使者之内意、物語也。長谷川權六への書の案の寫、被爲見候。左に留置。

暹羅國。握浮哪諾那。奉ニ

國王命。下ニ握耶西潭麻喇。着職修書。謹至三千

長崎長谷川權六足下。切我

國王。欲以ニ敝國ニ與ニ

貴國王。修好永固綿延。俾西商民共享舟楫往來之利。顯遣使坤。吃實參密末。坤。備斜緝等。賽書儀。

上ニ獻

貴國王處盟。好情。由至長崎。敢仗

贊襄。恩迎。書儀。以壯觀望。并導諸使。赴

京。詳獻。適宜。以全通好之意。若有事務所。請。成藉。玉成。且聞

貴處多産。名馬。我

國王。深慕之。而無由。伏望用心。遍求。得最良者。乘時。覈遣。來使回旋。以慰夙慕。敢不銘刻

足下。巨勳。哉。唯

台。昭。不。宣。承。我

國王命。一。備。黑鉛。玖百。觔。象牙。百。觔。將。意。納。之。幸。也。

謹。將。上。獻

王儀。開。具。以。聞。

長。劔。壹。把。(真。金。頭。口。并。嵌。嵌。寶。石)

(金。束。兩。頭。兩。邊。亦。嵌。寶。石)

暹羅國書中の使節名に就て

短劍壹把用金嵌石亦如長劍

鳥銃壹對附飾發機處純用真金

花縵拾條但五彩色

金盤壹具真金起花

石硯壹具彫刻花草

象牙千觔

天運辛酉年孟夏七日書(西曆一六二一年四月)

通航一覽云、

按ずるに慶長以來の書に年號を記せしものなし、暹羅もと梵字の國なれば、建元あるべきとも思はれず、享保十二年其屬國東埔塞より、長崎奉行に贈れる書にも、また天運の號あれば疑ふらくは、これ唐人譯書を作る時、假に美號を設けたるにて是より後も、猶また、其號を用ひしなるべし。

(三木曰、暹羅には紀元年曆はあれど、年號なき爲、支那人は現今でも「天運」を用ゐて居る、今昭和四年四月より五年三月迄は暹羅の佛滅紀元二千四百七十二年、暹羅建國紀元(チュンラ、サカラート)千二百九十一年に相當し、即ち元和七年は、佛滅紀元二千六百四十四年、チュンラサカラート紀元九百八十三年で

あつた筈。

元和七年八月九日、江戸御年寄衆之折紙、八月五日之日附にて南禪寺、金地院え到來、暹羅人來朝候間、早々江戸え可罷下上意候由也。

折紙之案、左に有之、次飛脚也。板防州より(按ずるに京都所司代板倉周防守重宗なり)被届候。今度暹羅王より使者差上被申付て、御用之儀も可有御座候間、被罷下候様にと、御内意候其御心得にて、彼使者罷下り候時分。乍御太儀御下可被成候。恐々謹言

八月五日

- 土井大炊助
- 利勝判
- 本多上野介
- 正純判
- 酒井雅樂頭
- 忠世判

金地院

此時、土井大炊殿より添状有之、早々罷下り候様にとの書中也。不及留案、文言大形同前也。御用筋にて被爲召候間乍太儀下向待入候由也。

暹羅國書中の使節名に就て

同日江戸御年寄衆へ返書遣はず。板防州の使者に則渡候。案左に有之。

八月五日之御飛札、同九日、巳之剋(刻に同じ)、板防殿より御届拜見仕候。今度暹羅王の使者指上せ被申に付而、拙老儀、可罷下一旨、御内意之趣、被仰下候奉得三其旨候。任御書中二彼使者、京都罷立時分承合、少先様へ可罷下一候。聊油斷不存候。御前可然様に御執成奉願存候。恐惶謹言。

八月九日

金地院

判

酒井雅樂頭様

本多上野介様

土井大炊助様

尊報

土大炊殿へも返書遣候。別狀被下辱候、則可罷下一候由。大形同前之文言也同十二日南禪寺を立て江戸へ同廿二日下着。同(元和七年八月)廿三日登城、御禮相濟仕合無殘。廿三日早朝、土井大炊殿、本多上野殿、酒井雅樂殿、井主計殿、永信濃殿、伊喜之助へ参る。

(通航一覽に按ずる、井上主計頭正就、永井信濃守尙政、ともに西城の老中、伊丹喜之助、この比御勘定の事を奉行す)

早速下向 御感不斜由、各示諭忝儀也。

一、同廿六日暹羅人到着于三江戸誓願寺、牧野豊前守賄也。本使兩人下々以上不^ス過^キ廿人。通事日本人權六(長谷川)使、都合六、七十人有之由也。

一、同廿七日登城暹羅通事を被召。御年寄衆各、愚(按ずるに崇傳なり)亦同席。今度、使者の意趣を被相尋互に問答、金札の案

(通航一覽に按ずるに金札の辨下にあり、長崎の俗これを金札といひ、其使節船を金札船といふ。就中暹羅の金札最精巧のよし。すなはち明史に、金葉表また、金字表とあるものこれなり。)

并書付内覽の後、可上奏旨、被申處に金札は直進、上野殿、大炊殿への書狀是も金札奏上の後進すべき由也、然ば先、其狀を渡され候へて其上にて奏上申すべきに相定る。木屋の彌三右衛門も來る、今は入道也。

(三木云木屋の彌三右衛門は堺の商人にて暹羅へ自らも渡り、屢々貿易船を仕出す、詳細の事蹟判明せず残念である。)

一、同廿八日、右の通事、登城、御年寄衆、傳も(按ずるにまた崇傳なり、下再び注せず)同席對顔、彼書を上る、高築の盆の様成物を袋に入、蠟封あり。大炊殿へ一ツ上野殿へ一ツ以上二ツ日本の臺に居て上る、封を破り袋を開く、内に文箱あり其内に筒を袋に入、開て見れば筒の内に書あり、傳、開て讀之、出仕の衆、歴々見物也。書の寫并認様以下左に記之。

暹羅國握耶西潭呈本多正純書。

暹羅國。握耶西潭麻喇。謹致書於

日本國本田(多?)上野守門下。茲奉我國王命云。欲下與

貴國一通好儀。如同二國大與舟楫往來之利。特遣使、坤、屹實參密末、坤、備斜緝等齋書儀。上獻

貴國王殿下使至下願仗

鼎言。恩。迎書儀。以壯觀望。并導諸使役。赴

京交接適宜。以光和好之意。若使者有事務告請。望爲贊襄且聞

豐丘沃野。多產良駒。我

國王深慕之而無由。是命也。重訂來使。售二三匹。以歸。敢藉伯樂之願。得如數而還。足慰其夙慕

矣。但、敝境所產罕。奇倘有。可爲快心。仰候

台教。今而後。世世永好。毋絕辭

命。舟楫咸蒙疏通之利。上下共享泰平之天。國之幸也。

門下之惠也。唯

昭亮焉。承

命敬修花縵拾條。花縵貳條。具送以將。微忱。至均領之。恭慰不勝。謹楮以

啓。

謹將上獻

貴國王儀物。開具以聞。

長劍壹把。真金頭口嵌寶石金束

短劍壹把。真金嵌寶石

鳥銃壹對。附飾發機處

金盤壹具。起花

花縵拾條。俱五色

石硯壹具。彫刻花草

象牙千觔

天運辛酉年四月七日書。朱印有之。(西曆一六二一年)

右之書、白き唐紙一枚長を横にして、竪を九寸五分にして、經の如くに、幅三寸七分にたゞみて、片面に五

暹羅國書中の使節名に就て

行づゝ是を書、端一面は明て上の啓の字一字是を書、奥は皆來紙なり架籠に入、架籠も白き唐紙につき目あり、其上に赤き唐紙を切て外題あり外題に日本國、本田上野守門下と書す、封、架籠の右に肅啓と三字、左に賜覽と二字書之、中の封の字は外題より下の、つぎ目に書之。

架籠共に下より、キリ／＼と卷て筒に入袋に入、右に記る如し。

大炊殿への書も文言并紙以下の認様同前也、書の口に土井大炊守門下と書す、外題も同前也。

右の書二ツ共に盆袋以下、其儘に給候返書頼入候由大炊殿、上野殿御申候間、取て歸り如_レ右案文、書留。翌、廿九日に右二ツ共に御兩人へ清兵衛に持せ返進案を此方に留申候間、返書は如御意調可_レ申候、此書、盆、箱、袋以下、異國より到來之物に付、御手前に被_レ爲_レ置可_レ然と申遣す。御満足候との口上の返事也。

一 同廿九日、牧豊州、永喜（通航一覽云、按ずるに、林永喜は、道春の弟にして常に御前に候し、訴牒の事を議し、或は寺社の訴論をも沙汰せり）傳、同道して誓願寺へ行、暹羅の兩使に對談、通事の告を以て國の風土を聴き歸る也。

一 九月朔日、暹羅國の兩使（坤、乾實參密、備斜書）出仕、將軍様、大廣間へ出御、卷_二御簾_一、進物兼て羅列、長劔短劔二ツ臺一ツに載_レ之、のしを紙にて包み進上、暹羅國と書つけ、硯一面臺一ツに載_レ之のし無之、銃炮二丁臺一ツに載_レ之、のし包、紙書付、劔と同じ、以上三色、臺三ツは下壇の内へ入、金の盆臺一ツに載_レ之、の

し包、紙書付、同前、印子の盆と書_レ之、花綾（自注木綿也）十段、臺一ツに載_レ之、象牙四十五本、但、臺十五に三本づゝ載_レ之、以上の三色は縁に陳列。（三木曰、國王へ進獻の場合、今尙、金銀の高杯盆を用ふ）將軍様、長袴肩衣、上壇に大蒲團（緋段）着座、酒井雅樂頭、土井大炊助、本多上野介、長袴肩衣也。傳、紫薄衣段子の掛羅、諸大名諸侍、各次の間、縁着座半袴也。傳、御座側縁に候す。先書を雅樂頭御披露、上壇の少し右の方に被置候暹使兩人通事共に三人下壇へ上り拜をなす。雅、上、大、三人（按ずるに雅樂頭、上野介、大炊助なり）奏事往返、通事互に傳説_レ之、禮了而三使退出。

上様入御の後、於_二小書院_一大名諸侍、各、朔日の御目見へ了而、各退出、上様常の間へ入御、召_レ傳、書を被_レ爲_レ讀、書は年寄衆へ上候様成、高築のやう成盆の結構成に居て袋（段）子に入、蠟丸にて封す。開_レ之、内に文箱のやう成舟形なるものあり。蓋を明て内に象牙の筒あり、筒中に金札在之、豎五寸計、横一尺五寸計金を薄くのべて、字をたがねにてほり付る、暹羅字梵字の如し南蠻假名と一ツの由也。唐の字に譯して書あり。白唐紙一枚、豎一尺餘り折本に經の如くに、たゞみて四行づゝ書_レ之、案左にあり。

暹羅國王上書

暹 邏 國 王 來 舜 烈 摩 倫 摩 匹 浮 臘 烈 照 果 倫 怕 臘 馬 噯 陸 闌 妥 尾 臘 瓦 離 西 卒 皮 耶 馬 噯 離 洛

暹羅國書中の使節名に就て

ポツアツライトライチャクニプリロム
縛樂喇納。日他尼。無離倫。
通航一覽に

(按ずるに増譯采覽異言、暹邏の條に斯谷烏天斯^{スコウテンヌ}が東洋行程記を引て、此國王は其勢強大、自立して他に屬せず、大國を治めて、部内其命を遵奉し、印度諸國中、最も有名の國なり、こゝを以て、國王の稱號、其尊上に尊を加へ、其國の方言にて稱する所、甚冗長なり。これを義譯すれば、「皇天より保護する、神聖の尊體威德隆盛にして、征討必勝、百餘の王侯を臣服し、暹邏の大國を治め^{ユヂヤ}曾弟亞の福地に都し金冠の寶位に登り、黄金珠玉の宮殿に座し、百珍萬寶を擁するの義なり、其王后もまた、尊號、これに准ず則、「日月の照臨するが如く王と並びて一切婦人の王にして天下の母たり」との義なりといふ、しかれば、今、此稱號もまた、それらの義なるべし、

三木曰、右は國王の尊號ではなく、首都アヌチャの尊稱である。「鬼神と雖、侵す能はざる、アヌチャの尊く美しき福地に都する帝王」と稱したもので當時の國書は何れも同様式に書いたもので、別に長い國王の尊號があるけれどもこれは記さない習慣である、即

プラチャオクロング、サイアムは暹羅國王、來舜烈^{ソムデット}は尊い、摩倫^{ボロムピット}摩匹は偉大なる帝、プラチャオ帝王クロング、テーパー首都、トワラ、ワデイ戸を閉す、即ち堅固の、シイ、アヌチャ大都、マハー大、デイロツク壯嚴の地、ポツアノパロット九色の寶石、ラーチャ、タニー大國、プリロム心地良き、な

どの意であるが、之を直譯したのでは、暹羅語に於ける眞の意味をなさないので、餘程意味深長に神秘的に云ひ表はして居るものであるから、實際外國語に譯すのは困難であらう。暹羅人でも餘程學者でないと思譯することはできない。恰も吾が國に於ける勅語中にある難かしい熟語のやうに、暹人すら一寸解り憎いのである。此外に國王名は別に固有名詞があるので、その當時の、國王の長い名を義譯して見れば、

「皇天(上帝)より擁護する、最も名高き、最も權力ある最も高位なる、何者も征服し能はざる百餘の王侯の主。王の金冠は、貴重なる九種類の寶石で裝飾せられ、萬物を透視し、不滅の靈魂を支配する最大、最高の上帝の保護する、最も神聖の尊體、最も優秀、最も高貴、最も偉大なる全暹羅の皇帝此皇帝は壯嚴にして美しき玉座に登り、洪大なるアヌチャの福地に都する。無数の道路は、輝ける首都に通じ、そこには群がる民衆が満ち充ちて居る。

これは此世の優秀なる首都にして都は九色の寶石をもつて飾られておる。
此、美しき大國の統治者は、神よりも多くの黄金や貴重なる珠玉の宮殿に住つておる。
その身は、黄金の玉座の上帝の主であり、黄金の塔には白象や赤象が守護しておる。
それらの象は、秀でたる。歩行者、何人にも與へられない、九つの貴重なる秀れたる神々である。
恐れしめ、勝つことを認識された劍の主、此主は、四本の腕を有する偉大なる戦の神である。」

ざつと、こんな風の文句を無暗に連続したものである。

書啓

日本國王殿下。切惟古明君致治施仁政。善交隣。是以近悦。遠來樂。趨之朝野。而仰受覆庇也。今

日本。車乘相仍。冀帥古以和好。滄溟爲限。愧辭命。而荒疎。殊非本意。大失交隣之道。夙懷觀興

於大乘。未能旋慰。奉

佛而。風化無貳。未聞經教之與。不可得而與之否。歷來

貴國商艘繼至。而優郵之。勝我赤子也。常諭該司。溥濟之。毋滯難之。愿留者擢首以總之。名坤

采耶。用導新舊來販等利。便。使向後知所興感矣。敬以詳

聞。謹願遣使。坤。屹實參密末。坤備斜緝等。齋捧書儀。上

獻以表衷誠。問。候

台福。肯以諸盟。毋絕辭命。以踐古之誠。兩國之利也。敝土少有奇產。倘有可用。賜以

佛教之玄。咸臻泰平之象。務使下蒼生樂業。謳歌善政。惟明鑒焉。事畢。遣使發旋。俾獲速聞佳音。

爲厚望也。

天運辛酉歲首夏八日書(元和七年四月西曆一六二二年)

(此書口印無之也。尊敬之儀歟。不審。)

右之書た、み本にして上書に肅啓と二字書レ之。

於御前ニ畢て御感上意、於三次之間、雅、上、大、三人を以、返書可ニ相調ニ被ニ仰出、書斗、永井信濃守、

取出、被レ渡、請取て退出、盆、箱、袋、金札共に長州、信州、奥へ被レ納也。

架籠あり、白唐紙にて如レ常。但次目を裏へなして次目の上に

天運辛酉年四月初八日封と十一字書す、面に眞中に打上て日本國王殿下と大字書之右之方に押下て暹羅國

王書啓と六字書之、左の方に賜覽と二字書レ之。

此書、架籠共に下より、きり／＼と巻て金札と一ツに象牙の筒に納て初には、御前へ上り申候也。書計、

持て歸院、御返書、下書を思案する也。

一、 同日 御返書并上州、大炊、兩人の返書何も下書、相認め登城、即、備上覽案在左

答ニ暹羅國主ニ

日本國。源秀忠。回翰

暹羅國主 麾下

暹羅國書中の使節名に就て

吾邦與

貴域之遙、依隔滄溟、未及通信。然而商舶之往來。略聞風化。而不無想像心。今也。令勞二使坤。屹實參密備斜葺等。持三音書來朝。筆之所記。口之所演。以譯通。知其心。不勒動寸步。如到其境。目擊道存者乎。特領六種方物。惠意不淺。奉佛而風化無貳之示諭。可謂有道。於吾邦。開闢以來儒教傳來。佛法東漸。道其德。其德。上在儒家者。順孔夫子之教。立三才五常道。在佛家者。學釋牟尼法。持三歸五戒律。下至士農工商。不捨其業。以故。魯典竺墳。汗牛充棟。亘古亘今。非音崇佛。在文用武。在武用武。其外風俗。二使所歷覽。不遑縷舉。每歲通信之志趣。所感無佗。必修隣交。薄物土宜。錄別幅送之。采納爲幸。維時季秋。順序自齋。

元和七龍集辛酉九月 日 (西曆一六二一年)

右之書、下書、小高(檀紙)に書て、備上覽也、文言尤可然旨被成 御誕、但、書の中、朱を付候廿二字は相除可然歟と被仰出

(三木曰、右は不遑縷舉の次に、「吾邦商士。留貴域者。擢首統事之告報。實其身之大幸也。」の十二字である)

雅樂殿、上州、傳、談合、上意尤一同に申上相除之、誠に日本の商人など彼國の仕置など仕候は萬一、

以來不届儀も出來候へば、是非に御構無之儀、尤の上意と各、存候也。

此次に上州、大炊殿の返書の下書をも備上覽候也。案左に有之。

兩執事答暹國國老。

日本國臣。木多上野介正純報二章。土井大炊助利勝報二章。

暹國握耶西潭麻喇足下。

依

貴國王之命所頒芳帖。件件示諭。滿懷不尠。抑二使、坤。屹實參密末。坤。備斜緝等。捧貴國王書

來

朝。六種之奇産。如紙面到來二臣相議。奏上

大樹源君。二使拜禮。感意無佗。整得回翰。渡與二使。年年通信。商舶往來。實自佗之大幸也。聊不

可レ有隔礙一矣。

貴國王。良駒深慕之告報。於

吾邦。亦携武藝二者。無不レ欲之。符節相合者。源君感其志。廼見送遺之。并土宜如別幅。奏達仰

レ之。至予微臣。共爲

王命。花縵如記賜之。不堪戴荷之至。付二條。自分之惠賜同領之。雖爲輕乏。俊馬一匹充獻

暹羅國書中の使節名に就て

貴國王。利刀一腰充寄^{スル}。自分涓埃之報^ヲ也。餘付^{ハス}三使之舌端^ニ。依^リ無^キ別件^ノ。答^フ具^ニ一紙^ニ矣。不^レ悉。

元和七歲在辛酉季秋吉辰^(元和七年九月西曆一六二二年)

土井大炊助利勝朱印

本多上野介正純朱印

(清書之時兩人の名如此書之)

別幅

- 一金屏 三雙^{共押金}
- 一鎧 三領^{共大具}
- 一太刀 二振
- 一龍蹄 三疋^{共鞆皆具}

(此別幅下の繪の間に合鳥の子、端を八寸計、明て書^レ之、奥は明次第、來紙也。年號日付も無之印も無^レ之。書と一ツに架籠に入、架籠のこしらへ様如常、上の眞中に續目あり、をしきげて封の字を書^ス右の方に日本——左の方に暹邏——書の端、作りの如し)

右兩通共に御意に入、則、清書可^レ仕旨、被^ニ仰出^ス候也。下繪の間に合、鳥、三枚、上様の御返書、下繪

の鳥子一枚に書^ス之。端を六、七寸明て奥をば、御印の所共に壹尺斗^バ明て、其内に以上廿二行、一行に廿一字充、年號と書との間は、二行明て上下の明様かつかうの能^キ様に調之又下繪の紙一枚に別幅を書^ス書様左に在^レ之。(都合により右に書入れたり)、又、下繪の紙一枚を架籠にする如^レ常。以上下繪の紙三枚也。但、架籠の紙は繪を豎様に書也、三枚共に裏は切薄也。(以上異國日記原本)

九月三日、使節また登城して、台徳院殿を拜し奉る。則、御暇を下され、白銀、時服を賜はり國王への御返簡、賜物及び本多正純、土井利勝より、かの山田仁左衛門への回翰と、正純等より、これを渡す。(通航一覽)

(以下、異國日記原本、)

- 一 同(元和七年九月)三日、午後、暹使に御暇、被^レ下也。其以前に右の書、清書急々に相認、御城へ持參、書に御印被^レ爲押、則、架籠へ別幅共に入、のり付にする也。御文箱へ入、文箱は銀子を以て、豎一尺四、五寸、横六、七寸、高さ四寸計に紅の緒を付て環も銀子也緒に封を付る、唐織の袋に入、紫の羽二重にて平包の様に包て桐の箱に入、錠をおろす、かぎを添て又、上を段子の平包にて、つつみ臺^{のせ}に居る。
- 午時、暹使、登城、大廣間の上壇に茵、鋪^レ之、如^ニ出御之時[、]但御簾をば不^レ掛、上壇の奥の床の上に御文箱、臺にすへ置也。下壇之縁の方に東向て鎧三領大具、飾立て唐戸の上にすへ置、屏風三双具足の後の縁

暹邏國書中の使節名に就て

に立て置^レ之。御太刀袋を、はづし具足の傍に置^レ之。御馬、庭上に三疋共に鞍皆具して引立る。扱、暹使を下壇の疊の上へ呼^ヒ上、雅樂殿、大炊殿、上州三人被^ル出合、御書を上壇の床より取下^リ錠を開き、取出^シ、封の儘みせて、又、如^レ元の臺に居せ渡^ス之、次第に音物被^ル引渡^ス也。暹使拜して縁へ出る。次の間へ請^ヒ入て暹使に音物を被^ル下、二使に一人、銀子貳百枚づゝ小袖十づゝ被^ル下也。通事に銀、五十枚、小袖五つ、其外の日本通事兩人に銀子廿枚、小袖二つづゝ被^ル下、暹使退出、以後、右の被^ル下物共、それ〴〵箱に入、宿所に被^ル遣也。

一 御年寄衆の書も同時に調べる。下繪なき間に合鳥子上を少^シ切^ッて、たけを短くして端奥を明て如常清書する架籠も同じ鳥の子、上書も書の端、作りの如く書^レ之、上の續目の封の一字、如^レ常相認、文箱を大きにわけさせ紫の緒を付る、大炊殿、上州へ城にて渡^ス之。兩人の印も城にて押^ス之、印肉は傳、香合を持參して押也、箱に入、緒をして封付て渡^ス之。

一 大久保治右衛門六尺、山田仁左衛門、暹邏へ渡り有付、今は暹邏の仕置を仕候由也。上様への書にも見へたり、此者の事歟、大炊殿上州へ文を越。

乍^ラ恐^レ欽^ニ奉^ニ言^ニ上^ニ候、爰元、從^ニ屋形^ニ御上様迄以^テ金札^ニ被^ニ申上^ニ候之條。萬々御前、可^キ然^ニ様御取成^ニ奉^ニ願^ニ候爲^ニ使者暹仁^ニ人并伊藤久太天、被^ニ差遣^ニ候之條、乍^ラ恐^レ可^レ被^レ得^ニ尊意^ニ候。爰元從^ニ屋形^ニ御上様江御進物、以^テ注文^ニ(目錄のこと)申上^ニ之條、御披露奉^ニ願^ニ候隨て乏少之儀^ニ御座候へ共、鮫二本、鹽硝二百斤

致^シ進上^ニ候。懇と奉^ル表^シ御祝儀^ニ斗^ニ候、誠惶敬白。

元和七年(西曆一六二一年)

山田仁左衛門

卯月十一日

長正在判

從^ニ暹邏國^ニ

進上

大 炊 様

御小姓中御披露

(此狀奉書の如く成紙を折紙にして、常の日本の折紙の如くにして來也、上州へも同然の由也。大炊殿への狀は此方へ給候返事可^レ調由也)。

右の返書同時に調^フ之、案左にあり。

音耗披閱。

貴國之兩使。捧^ニ

王書^ニ來

朝。并土宜如^ニ二件^ニ到來。奏^ニ上^ス

大樹源君。兩使拜禮。則賜^ニ

暹邏國書中の使節名に就て

返翰^ヲ歸

國。譯士伊久、口陳附^ス之。鮫貳本。鹽硝貳百斤。至^ル兩臣。惠來厚意多多。晒布貳拾匹。充投^リ贈^ス之。聊^カ補^ス空書^ニ耳。不宣。

元和七年

土井大炊助

九月吉辰

利勝朱印

本多上野介

正純朱印

山田仁左衛門尉

此書は間に合鳥子^{ハセノ}を上下を切^リたけを短くして書^ス之。架籠^{カケゴ}をも、ちひさくして上の續目の上に答の一字、下に封の一字書^レ之、右に兩人の名^ナ士^シ左に山田

以上何れも、同時に調へ御城にて渡候、山仁左より大炊殿への状も大炊殿へ御城にて返進する也。

一 同晩(元和七年九月三日)暹邏より 上様へ上候、書簡、架籠共に御返書の下書、井上主計殿へ渡候御前へ可^キ被^レ上由也。(以上、異國日記原本)

通航一覽卷之二百六十八

暹邏國部四

○御書呈書并通商貢獻使者拜禮等。

元和九癸亥年七月、(西曆一六二三年)、暹邏國より使者渡來し(萬年記、東武編年要録に七月來貢とあるは入津の月なるべければ、かく記す)閏、八月朔日、山城國二條城に登り大廣間にをいて

台徳院殿を拜し奉り、呈書獻物を捧ぐ(ことし將軍宣下によりて御上洛、台徳院殿は、二條城、大猷院殿は、伏見城にましましてしなり)酒井雅樂頭忠世、土井大炊頭利勝にも書儀あり、時に通事及び木屋彌三右衛門も使節に従ひて登營す(御禮の式、元和七年に異ならず)同三日また、伏見城にいたりて、大猷院殿を拜し奉る書簡は呈せず、獻物は、朔日、二條城に納む同五日御返簡を崇傳に命ず、(酒井忠世、土井利勝の復書も同人の手に成る)此とき、京都所司代、板倉周防守重宗にも來書あり、則回翰を贈る。(其來書所見なし、返簡は林道春これを作る、但し、異國日記等に使節御暇の事を缺く)

萬年記、東武編年要録

元和九月亥七月暹邏國使价來貢

異國日記 二之卷には、

一 元和九年癸亥閏八月朔日、暹邏使者於三條、御城大廣間、御禮申上る。前將軍秀忠様、御肩衣御袴長上壇南面諸侯衆何候、各半袴也大炊殿、雅樂殿并奏者、半長衆は長袴也。使者二人、通事一人、并奏者、

暹邏國書中の使節名に就て

日本の通事は、肩衣半袴也。木屋彌三右衛門は入道なれば十徳を着す。暹國よりの進上物、鍔砲二丁、白熊二十頭、伽羅一壺、かなきん甘端、花綿五端、暹羅笠一ヶ、龍腦二壺、以上七種也。捧暹羅書一如先年也。又二使并通事二人、木屋も面々進物を捧げ御禮申上る、何も縁也、高力攝津守披露也、禮了而退出、上様入御、小廣間にて傳を召す。於御前右之書を講讀申上る也、金札有之譯書相添也。何も書を如元收て、御前へ差上て退出申也。

一同三日(元和九年八月) 於伏見御城大廣間、新將軍様へ暹羅使者御禮申上る、(進物は、同朔日(一昨日)酒井雅樂殿、御披露也(按ずるに拜禮は、今日、獻物は先だちて朔日二條城に納めしなり)、時之奏者、阿部備中殿也。(按ずるに藩翰譜、及び御役人代々記等に、備中守正次、今年七月廿七日、御奏者番より老中に轉ずとあり、されども此、記事によれば、いまだ御奏者番たりしが如し)但、信物は象牙九本但疊暹羅笠、金巾二十段龍腦二壺從暹羅國主之進上也。使者私之進物大形同朔日、新將軍様へ書をば不捧也、酒井雅樂殿へ書を上る、文箱袋以下先年、本上州、土井大炊殿へ上げ候如く也。使者退出、新將軍様入御、常之御座の間にて於御前、右之雅樂殿への書讀上げ講釋、極晩歸る。

一同四日(元和九年八月) 暹羅人、當院へ來り方物兩種惠之。

一同五日(八月) 於三條御城、土井大炊殿奉に而暹羅への御返書、可相調旨、被仰出、則、右之譯書請取也。井主計殿、永信濃殿(按ずるに井上主計頭正就、永井信濃守尙政ともに西城の老中たり)何も御

馳走也、爲上意三人、亦書之講釋を御聽候。道春、永喜も候座、譯書を持て歸寺、同日酒井雅樂殿使札來、右之暹邏への返書類入由也。則、暹邏書翰來、同六日伏見へ參上、雅樂殿へ對談、暹邏への返書文言等双談申、從新將軍様御馬二匹鞍皆具、從雅樂殿は馬一疋鞍皆具可遣由也。若君様、新將軍様に被爲成候儀をも文言に卒度、書載可然歟との儀也。

此日、五山十刹諸出世之 公帖、新將軍家光様へ可申上旨、昨日、於三條被仰出之由、以雅樂殿言上申覺書、直に備上覽、右筆衆に申渡、下書調、内藤伊賀守へ相渡極晩歸寺也。右之暹邏之書二通共在左。

暹邏國王上書

暹邏國王。來舜烈。摩倫摩匹。浮臘浮烈照。哥郎怕臘。馬嘯陸闌。安瓦離。西卒耶。馬嘯離祿。縛祿喇納。臘日他尼。舞離倫。致書上。

日本國王殿下。往歲辱承回華翰。所云足知。

貴意通和雅誼真切。稔聞君明臣良。國治民安。及崇尙佛教。誠得符古致治之道。鄙心景仰。無限歡騰。

貴國與本國。滄溟遙隔。未通音問之素。今幸商舟往來。獲假會緣。故有通知之懿。茲承和好。勝同一家。去歲擬欲重修恭候之忱。緣該屬東埔窳。舊浮哪詩士板忠順令其守鎮恪供乃職。臨終時曾

囑^ニ其子^七士^他。嗣^レ襲^當忠誠^效順。及^レ故^悖父^遺囑。不^レ請^擅襲。掉^レ臂^失貢。由^レ是^國議^差使^往諭。詎^他逆^命不^レ悛。致^事旁^午。弗^レ違^修候。爲^レ歎。爾^今。他^越分^釀禍。政^荒民^苦。勢^將殘^敵。本^國欲^下乘^二便宜^一。興^二水^陸師^一。以^踐中^平其^境。慮^ル貴^國商^販彼^處者。值^三干^戈之^秋。誤^爲彼^助。未^レ免^混傷。恐^非和^好本^意。望^諭停^之。容^事平^後依^舊通^販。蓋^二兩國^締交。情^尤骨^肉。敵^國即^チ貴^國也。休^戚共^之。望^三歲^歲往^來不^レ絕^一。若^一貴^國所^レ欲^用之^物。乞^示下^當應^命也。茲^願聞^二彼此^安樂^一詳^悉。肅^遣三^使。郎^統心^物。坤^喇機^微。賚^捧金^書。譯^唐字^一幅。并^後項^禮儀^一上^一。

獻唯

台昭不宣。

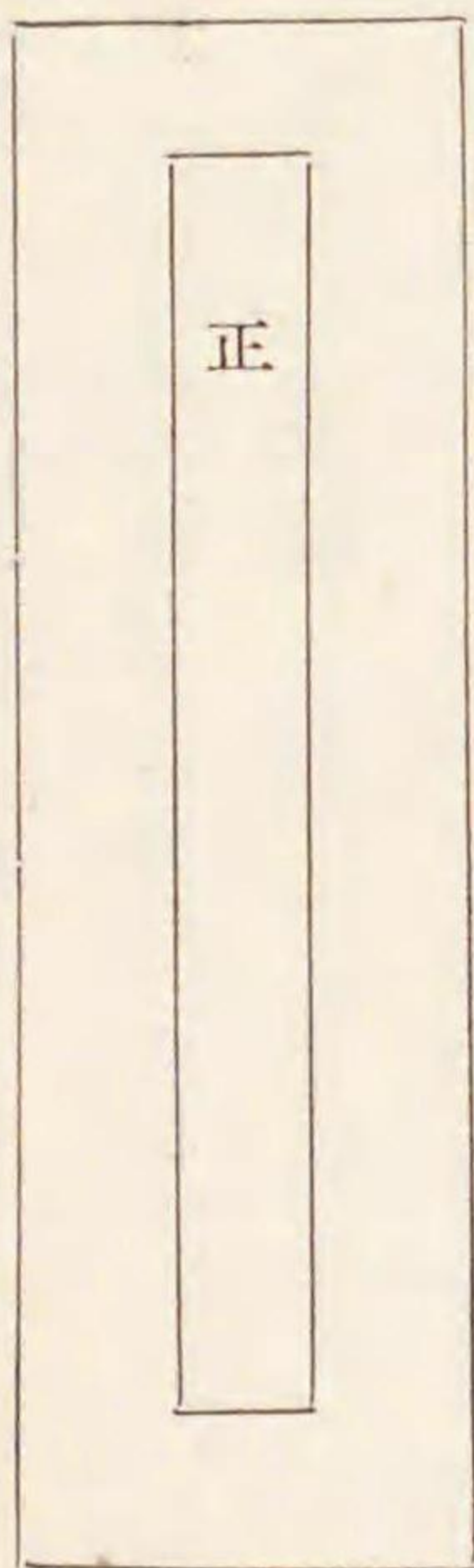
計開

- 好蔑系帽 壹項
- 結琥珀帶 壹條
- 奇楠香 肆觔
- 冰片 貳觔

- 金地五彩花緞 壹端
- 黃地五彩花緞 壹端
- 銀地三彩花緞 貳端
- 雪白絞綿布 拾匹
- 雪白大西洋布 拾匹
- 嵌金鳥銃 貳門
- 雪白鷺子尾 拾觔

癸亥年孟夏穀旦書 (元和九年四月 西曆一六二三年)

右の書、白唐を折本にして書の上に正の一字書之、書に無二押印、架籠如常、上に譯書唐字壹函と六字直に書之、押紙もなし、印もなし、裏付目真中に上に謹の一字書之下に封の一字書之。



赤は別の紙を押付る也。
 酒井雅樂殿への書は、唐紙折本にして書之、上に如此赤ふ
 だ有之。
 架籠に入架籠白唐紙に赤紙にて外題あり酒井雅樂守書と六
 字在之。

暹邏國。握雅西潭。奉酒井忠世一書。

暹邏國書中の使節名に就て

暹邏國。握雅西潭麻喇、大庫。謹致書。

日本國、坂井雅樂守閣下、辱承。

貴國王大德。諾以通和永久美意。咸賴。

閣下鼎力。贊襄之功。披讀。

貴國王華翰。若承。顏接詞。感戴無他。反蒙。回賜。厚賜。龍駒。已啓進。嘉納。及聞。

貴國王勳履亨嘉。歡騰無限。去歲本擬。重修問候。緣。國事。旁午。弗。遑。如。願。爲。歉。今。特。整。舟。顯。

差。郎。統。心。物。坤。喇。機。微。齋。捧。金。書。并。禮。儀。詣。京。進。獻。更。望。贊。襄。迎。導。以。壯。美。觀。荷。來。使。欲。陳。諸。事。

咸賴玉成之一。

貴國多產。良驥。望爲。挿。下。尋。壯。大。極。善。驅。馳。者。指。示。來。使。購。買。載。回。如。二。

閣下所。欲。用。之。物。有。示。當。應。命。也。我國主多致。意。焉。外。具。微。儀。爲。伸。誠。之。敬。統。唯。炤。亮。不。宣。

開件

象牙 參擔

雪白布 肆疋

白綾紗 肆疋

癸亥年孟夏穀旦書（元和九年四月）
（西曆一六二三年）

右之書、閏八月六日（元和九年）伏見へ參、雅樂殿にて披見、則、返書賴入候由に候故、取て歸寺、此時五岳出世之御判、新將軍様へ可申上旨昨二條御説之由申入、御城へ同道申出仕、極晚歸寺、則返書調、清書して七日早々持せ遣す、案在左。

酒井忠世復暹邏國握雅西潭一書

日本國。臣雅樂頭、藤原忠世。報章

暹邏國握雅西潭麻喇大庫麾下。來書啓。讀數過。

貴國大使。郎統心物。坤、喇機微。齋。捧。金。書。并。禮。儀。來。朝。諸。臣。議。聞。于。吾

大樹源君。今幸出。武江。在。華。洛。兩。使。拜。禮。全。書。并。方。物。獻。上。歡。顔。無。他。即。整。得。回。翰。付。與。兩。使。至。于

令子新樞府。亦有。獻物。點日拜禮。如。上。報。之。以。良。驥。貳。匹。具。奏。獻。維。幸。如。子。亦。受。三。種。嘉。賜。無。處。欲。謝。抑

貴國

本朝修。交。盟。者。雖。隔。萬。里。滄。溟。只。在。心。合。與。不。合。者。微。臣。聊。不。可。有。罪。意。良。驥。一。匹。上。獻

暹邏國書中の使節名に就て

貴國主ニ希啓シ進焉。

新樞府。先

大樹源君ニ還リ駕乎武江。予亦扈從。臨發、騎不涉繁詞。都付ニ在兩使三寸。自嗇不宣。

元和九年癸亥閏八月 日 (西曆一六二三年)

雅樂頭藤原忠世 朱印

右間合鳥子一枚に書之。架籠如常上書等相調七日伏見へ持せ遣す。但文箱は桐にて扇子五本入之箱蓋中だかに念を入白メの環紫緒也。暹羅よりの書、雅樂殿へ清兵衛(佐兵衛か)に持せ返す也。返翰別紙に寫して假名付雅樂殿へ遣す也。

同日、極晩清兵衛(佐兵衛か)歸る。公帖の御判も相調、八通五包來る銀子も五十枚拜領也。明八日、

新將軍様、御供にて御急候間、跡に伊喜之助(按ずるに御勘定頭、伊丹喜之助)被殘置候條、迎の儀に印をも堀(彫)せて押、喜之助へ渡して暹羅人へ遣候様にと御頼候。則、八日に印判屋惣三郎に申付、忠世の古文(古篆ならん)を印に象牙にてほらする也。出來次第押して可遣候也。八日、二條にて新將軍様へ御目見、銀子拜領之御禮、御判之御禮をも申上る雅樂殿、御取成也。又雅樂殿の書之事、彌、右之通に御頼之由、印は押し遣し印をば則、喜之助殿に言傳、江戸へ可進と申合る、此雅樂殿之返書清書仕置、印を

も押、閏八月十五日に伊喜之助に渡す、印をば書狀相添雅樂殿へ遣す喜之助へ渡す也。則、繼飛脚之便宜ありて今日、江戸へ下す由也。

今十五日、上様之御書、大炊殿之書も神泉苑にて(通航一覽に、按ずるに山州名跡志に神泉苑は太子遊覽の處にして其舊跡二條の南、大宮の西にあり、後世、其傍に眞言の寺院を造立すとみゆ、然れば崇傳この寺院に止宿せしなるべし)清書して上る也猶左に詳也。

一 閏八月九日(元和九年)先將軍様へ暹邏への御返翰下書、備上覽案在左

台徳公復賜暹邏國主御書。

日本國。源秀忠。回章

暹邏國主麾下。往歲之裁答。已達

麾下。再勞三兩使。忽獲

惠書。慰。密。良。多。特。受。若。干。方。物。不。勝。欣。感。抑。束。埔。塞。國。由。他。襲。廢。禮。失。貢。干

貴國。因。茲。胥。議。差。使。誅。他。逆。徒。吾。邦。商。士。淹。留。彼。地。者。爲。彼。援。兵。防

貴國。攻。兵。欲。戮。之。非。與。吾。邦。一。和。好。本。意。上。之。思。慮。雖。固。然。之。理。更。不。及。猶。豫。歟。(自。吾。邦。欲。下。命。令。異。域。遐。障。豈。敢。及。乎) (十五字依上意除之)

商。客。輩。重。利。耽。慾。如。此。姦。黨。爭。免。其。罪。速。重。遣。使。征。伐。可。任。其。意。勿。怪。勿。怪。每。歲。商。船。往。來。可

暹邏國書中の使節名に就て

レ應^ス命^ニ。楮餘付^ニ譯舌^ニ。不腆^ニ土宜^ニ錄在^ニ別格^ニ。
莞納^ニ幸甚^ニ。統希^ニ若^ニ序^ニ。

昭諒不宣。

元和九年癸亥閏八月 日 (西曆一六二三年)

右之書之下書、中高一枚に書之、於御前、讀上講釋大炊殿主計殿被^レ候^ニ座^ニ也、仰^ニに曰^ク、『自^レ吾^ニ以下^ニ及^ニ乎^ニ』迄十五字除^レ之、可然歟との御詠也、尤と御請申、次の間にて書直し 御前へ差上る清書可^レ仕旨、御詠也。及^レ晚歸^ニ寺^ニ。下繪之紙並御音信物之記録、從^ニ主計殿^ニ可^レ被^レ越由^ニ候故、其一左右を相待^ツ。

一 十日、早朝、至^ニ土井大炊殿^ニ、板周防殿にて御寄合にて留守也。寺田與左衛門出合、奥へ請入、遲遲より昨日書を上げ候とて被^レ爲^レ見、書を入る食籠袋以下、如^ニ先年^ニ、雅樂殿へ來るも同前也、書計取出し一返讀して寺田へ、きかせ候、大炊殿留守にて候へ共、書を取て歸寺して返書、可^ニ相調^ニ由、寺田被^レ申候條、彼書計取て歸候、書之案在^ニ左^ニ、但^ニ二條^ニ之 御城へ出仕御放(話?) 申候て、午刻歸寺、但、大炊殿、昨九日於^ニ御城^ニ、大炊殿、自分之返書をも頼^ニ入^ニ由、直に約諾故、如^ニ右^ニ也。

左之大炊殿への書色、雅樂殿同前、文言少差依^レ有^レ之、留^レ之紙様以下、雅樂殿書、無^ニ毫差^ニ也、年號之處の印も同、おくに白紙二枚と有^レ之也。

遲遲國掇雅西潭奉^ニ土井利勝^ニ書

遲遲國。掇雅西潭麻刺大庫。謹致^ニ書^ニ于

日本國、土井大炊守閣下^ニ。辱承^ニ

貴國王大德^ニ。諾以^ニ通和^ニ永久^ニ美意^ニ。全賴^ニ閣下^ニ鼎力^ニ贊襄^ニ之功^ニ。披^ニ讀^ニ

貴國王華翰^ニ。宛^ニ若^ニ承^ニ額^ニ接^ニ詞^ニ。感戴^ニ無^ニ他^ニ。反蒙^ニ回賜^ニ厚賜^ニ良馬^ニ。已啓^ニ進拜^ニ嘉^ニ。及^ニ聞^ニ

貴國王動履亨泰^ニ。歡騰^ニ無^ニ限^ニ。去歲^ニ本擬^ニ重修^ニ間候^ニ。緣^ニ國事^ニ旁午^ニ。弗^レ遑^ニ如^ニ願^ニ爲^ニ歎^ニ。今特^ニ整^ニ舟^ニ。

顯差^ニ二^ニ郎^ニ、統心^ニ物^ニ。坤喇^ニ機微^ニ。齋^ニ捧^ニ金書^ニ并^ニ禮儀^ニ。詣^ニ京^ニ進獻^ニ。更望^ニ贊襄^ニ迎導^ニ以^ニ壯^ニ美觀^ニ。苟來^ニ使^ニ欲^ニ陳^ニ

諸事^ニ。成賴^ニ玉^ニ成^ニ之^ニ。

貴國多産^ニ良驥^ニ。望爲^ニ搜^ニ尋^ニ壯^ニ大^ニ極^ニ善^ニ驪^ニ。馳者^ニ。指^ニ示^ニ來^ニ使^ニ。購^ニ買^ニ載^ニ回^ニ。

閣下所^ニ欲^ニ要用^ニ之物^ニ。有^レ示^ニ當^ニ應^ニ命^ニ也。我國主。多致^ニ意^ニ焉^ニ。外具^ニ微儀^ニ。聊爲^ニ伸^ニ緘^ニ之^ニ敬^ニ。統唯^ニ 昭

亮^ニ不^ニ宣^ニ。

計 開

象牙 參摺

雪白布肆匹

遲遲國書中の使節名に就て

白絞紗肆匹

朱印有之
癸亥年孟夏敷旦書 (元和九年四月)

右之書、上包白唐紙に赤ふだを押土井大炊守書如此、六字書也裏に上に謹、下に封の二字あり字の上

一 大炊殿よりの返書、下書、相調、十五日に御城にて懸御目、十日の晩より咳氣煩、御城へも不罷出十五日に出仕申也。
案左にあり。

土井利勝、復暹邏國握雅西潭書。

日本國臣大炊頭藤原利勝。回翰

暹邏國握雅西潭麻喇大庫。閣下。去去歲秋。始而通信書。來使齋。吾大樹源君報號。歸奏之。及聞國風淳化。今又兩使捧華帖。肅示適來以來意。奏上之。源君幸在華洛。受拜禮。領方物。即裁答書。具土宜回禮。執奏惟幸。至微臣亦依

貴國主命。茲領手誨。嘉聞。動止康勝。特賜三種方物。甚感有餘。年年商舶通津。何違其命。益固交盟者彼此之盛事也。

本邦渥注之産。任來使之所求豈可慳恡乎哉。既得良驥壹匹。敢以爲獻。萬望咲留。在閣下舌端耳。維時秋風保驅。不悉。

元和九年癸亥閏八月 日

大炊頭 藤原利勝 朱印

右大炊殿之書、文言、一段之氣に入之由、則、於神泉苑清書して架籠、箱、以下、上書等、如常雅樂頭殿と同前に相認、御城へ持參大炊殿之右筆に渡し、其由、大炊殿へ直にも申、御満足之由也。

一 同十五日 (元和九年八月) 上様より暹邏へ被下物、目錄、井上主計殿より請取。案在左。

一、長刀 貳振

一、袷 三拾、内縫滿十、内島染物のしめ廿

一、馬鞍皆具共 二匹

以上

閏八月十五日

右之目錄を神泉苑へ持て歸、清書する、案左にあり。

暹邏國書中の使節名に就て

別幅

- 一、長刀 貳振
 - 一、袷衣 三拾内縫紋薄摺色十
 - 一、龍蹄 貳匹 共鞞皆具
- 右

此別幅も御書の紙、同前也、御書何れも清書相認、架籠に入、下をば、のり不_レ付に御城へ持參、井上主計殿へ渡す、御書の紙、架籠、銀之笈、包物、袋、上家以下、何れも、去々年酉年(元和七年)被_レ遣候時の如く也。右之書共、案、永喜所望候間寫遣す。道春へも暹邏之書計り一通之案遣す。其外方々、望之衆へも案共遣す。

(以上 異國日記)

閏八月十九日、土井大炊頭殿より暹邏國へ同人よりの返翰に印を押に來、御狀并印、清兵衛御言傳にて來る、則、此方貼印封_二架籠_一也。印は書判にて封_二返翰_一、同時に大炊殿使者に渡す。(國師日記抄)

板倉重宗復_二暹邏國握雅西潭_一書。

日本國。板倉周防太守源朝臣重宗。復_二書_一暹邏國握雅西潭麻喇大庫坐前。爰賜_二尺牘_一千里面話。不_レ亦慰_二乎就_一承_二ハル_一

貴國主安泰祐_一勝祝祝幸幸。今遠馳_二兩專使_一謝_二往歲之交義_一。雖_二我

國主_一豈不_レ動_二喜容_一乎。我及左右、將_レ命者、爲_二之先容_一乃使_二兩專使_一獲_レ見_二我

國主_一其所_レ致之金書、方物、件_一件既納_二了也_一。事_一實載在_二我

國主_一之回翰_一而并_二口述_一共附_二兩專使_一且寄_レ我以_二象牙貳箇、雪布肆匹_一。領謝有_レ餘感荷不_レ輕。古人交

隣之道。有_二事_一大事_レ小之理_一我豈無_二其意_一哉。時_一惟_レ海不_レ揚_レ波。自_レ今每_レ歲市_一舶風_一帆。當_二宜問_一

津_一。有_レ無相_レ易_レ虛往_一實_一還。是豈非_二彼此之福_一乎。貼_二金屏風貳_一張。雖_レ爲_二不_レ腆_一聊_レ投_二贈焉_一以_レ信矣。

非_レ以_レ物矣。伏惟照_レ察。不_レ宜。

癸亥(元和九年西曆一六二三年)秋閏八月下浣(通航一覽曰、按ずるに方策新篇に七月と記せしは誤りなり)

(羅山文集、方策新論)

元和九年、閏八月、暹羅江返書、所司代、板倉周防守重宗に代て林道春書_レ之。

(如官日簿抄、柳營年表祕錄)

寛永二乙丑(西曆一六二五年)年秋、暹羅王より使節を來たして往年の交儀を謝し奉り(往年は元和九年をさしたるなるべし)書簡方物を献ず、板倉周防守重宗にも書儀あり、すなはち御返簡を遣はさる重宗よりも復書及び物を贈れり(異國日記等の書に所見なく疑はしけれども姑く載せて後證を俟つ)、同時、牧野内匠頭

暹羅國書中の使節名に就て

信成よりも書と鏡とを贈りて往年の書儀を謝す（其來書所見なし、信成が書は林道春これを作る）

（通航一覽）

寛永二乙丑年秋。暹邏國王。遣使來于日本國。謝往歲之交儀。獻書翰并方物。即被投返翰。暹邏王又贈書并方物於板倉周防守重宗。重宗遣返書及日本土産。（紀年錄）

寛永二年八月（西曆一六二五年）

牧野信成送暹邏國執政書

日本國牧野内匠頭信成。謹致書于

暹邏國握雅西潭麻喇大庫閣下。茲得風船之便。遠投一簡。想左右起居裕勝。所祝在此。往歲辱賜手書。開誠如對話。欣慰欣慰。殊領土宜數件。感佩惟深。爾來雖欲報答。潮信難通。頗失素意。遙勞仰望。庶幾恕宥之。若於

貴國王坐前。語及吾儕。則宜依閣下之先容而已。且今此使价。赴于

貴國。余之所親識之船也。願閣下善遇之。而其市商交易無所妨。則彼此之福利有所期也。惟幸。

惟幸。若又閣下於敝邦有所求。余力之所及。唯命是聽而已。雖爲不贖。國製之鎧、全具一件。

投贈閣下。聊表書信。邦域雖異。情意惟同。伏希照察。

乙巳歲八月吉辰（寛永二年）（西曆一六二五年）

（羅山文集）

寛永三丙寅年使節また渡來して彼執政より酒井忠世土井利勝に書儀を贈り往年の交儀を謝し（即ち元和九年なり）。かつ淹留の商船歸國の事を乞ひ、かつ駿馬を求む。よつて忠世、利勝各回簡及び馬を贈る。（通航一覽）

異國日記に

一 寛永三年（西曆一六二六年）丙寅九月廿三日、於三條城二之丸、酒井雅樂頭殿對談自暹邏上げ候、返書頼入由也、右暹羅之書在左。

啓折テ上ニカク、タケ尺寸有ニ別幅

暹邏國臣某、奉酒井忠世書。

啓

暹邏國臣。握浮哪詩握科喇詣末耶屢ヒ提匹喇那納具沙勅物盤。謹致書于

日本國臣酒井雅樂頭 臺下。恭惟明公紀綱。明肅綜理。調停雄鎮。一方藩屏。金湯鞏固。撫綏萬姓。閭

閭歌頌。歡騰偉政。素著芳聲。遙聞我

國王。深嘉焉。茲奉我

國王。普臘末。森烈。摩倫摩匹。普臘勃安照柔華普臘勃離照。古郎馬夏陸悃。那華釐。西啞出昆耶。令

暹邏國書中の使節名に就て

旨。謂人共一天。國分兩地。海外諸邦。惟我國與二

日本國。稱爲二上最。自古以海道舟楫未通之時。傳聞

貴國威望名重。今則遐邇輻輳集舟車所至。稔知

貴國地雄人傑。信諸邦視若天淵之異。今幸天與良緣。同結和好。喜溢望外。第爲滄溟參商。不能

親炙耿光。以快素願。雖商舟絡繹。曾未得玉音。頻教盛使特臨。使知國土昇平。起居殊勝。亦籍

令諸邦。咸美我兩國厚愛之雅聲名。何其重耶。歲癸亥。時遣使進短札菲儀。問候致敬。使回拜

嘉。華翰厚貺。雖知二

貴國政。平俗美永。盟通和之意。止據本价之口說。故未得其真於心。似有歉。然爾茲荷二

貴國王餘波。國治民安。五穀登盛。惟東埔塞逆醜。尙未順服。必欲整師征討。歸向而後已。謹顯

坤。納實替閱。通事。啞烈越直那汪悅齋。書敢伏將此情。由轉啓

貴國王。詳知二其意。視同二一國。相下期和好。與天地日月。並久。更祈二彼此使者。歲歲無不問。凡有

所。欲惟命之聽。商舶所至。悉聽二兩平交易。不致滯滯。依迅遣歸。均祈一體。是幸。外有鸞。采野

惇。今陛。浮哪司臘那昆目納斜文低盤。發。舟商販。已經三三歲。未回。不知何故。望鼎力維持遣歸

均感無涯。我

國王。最喜貴地所產良驥。前年差人求買。未得二其超絕者。煩爲留心。搜求奇駿。許二來。役購。買。務在。必得以副。我

國王素望之意。

明公輔佐忠誠。維持兩國。同于一家。功莫大焉。來役望賜。回音。依迅遣歸。統惟。炤亮不宣。

朱印。歲丙寅孟夏望日謹書（寬永三年、西曆一六二六年四月）

別幅

謹具

花縵帕肆端

白絞紗肆端

奉二將

敬意。莞納幸甚。

右之書丙寅十月三日、於板倉周防殿、大炊殿へ返進。

酒井忠世復二還還執政一書。

日本國臣。雅樂頭、藤原忠世。報。章

暹羅國書中の使節名に就て

暹邏國臣 執政 麾下^{ニハカニス} 遠領^ニ華翰^ヲ 莊^ニ誦再^ニ四。特荷^ニ華幔帕、白綾紗各肆端^ヲ 感愧兼併爾諭及往歲所
レ答之鄙書達^ニ于左右^ニ幸之孔矣^{ハナカシキナリ}。亦復承先^{ルニキ}是濡滯商主。刷還^{ハラツテ}之大望雖^モ其制先降^リ 依^テ貿易^ニ于^レ今^ニ遲留。
附^{シテ}此歸橈。還^シ鄉可^レ到^ニ本籍^ニ。茲聞^下

貴國有^リ隣附之逆醜^ニ而欲^ス上征^シ之。想夫小固不^レ可^ニ以敵^レ大。不^レ日而宜^ニ其伏^ス也。且所^ノ求之良馬。吾^ガ
邦所^レ產何涉^ニ慳吝^ニ乎。所^ニ使价一見而貿取^シ也。別獻^ニ一驥^ヲ以表^ス微志^ヲ。奏
上^{ラバ}惟幸。芳隣信義。商舶來^ニ往。須^ク克甫當^ル。餘多不^レ及。伏惟昭^{セヨ}察。

龍集丙寅小春 日 (寬永三年十月西曆一六二六年)

雅樂頭藤原忠世

日本國臣	雅樂頭藤原忠世	報章
暹邏國臣	執政	麾下
		謹封

土井利勝、復^ス暹邏國執政^ニ書。

日本國臣 大炊頭、藤原利勝。回^コ報^ス

暹邏國臣 執政閣下

使价就^{イテ}商船^ニ到。領^ニ一翰書^ヲ受^ク三種賜^ヲ感佩感佩。往年之答書。供^フ清眸^ニ幸之又幸也。承聞^ク

貴國。欲^{スト}征^{セント}隣並之逆醜^ヲ。兵是兇器也。不^レ止而用^フ謂^ハ是兵。何如^ゾ不^レ動^ニ干戈^ヲ。坐致^{シテ}中^ニ太平^ヲ。吾邦海內無

一爲。風俗淳^ニ化。所^ニ使价見聞^ス也。往還互不^レ可^レ有^ル隔礙^ニ。先年淹滯之商主。聊非^モ挽留^ニ依^ル交易之事^ニ

者乎。附^シ此歸帆^ニ刷還^テ。任^ス主之心^ニ而已。

貴國主。見^ラ欲^セ吾

邦之良馬。先所^ニ求寬^ニ未^レ任^ニ逸足^ニ再大望^レ之。元無^シ所^レ惜在^ニ使价之貿取^ニ也。微臣獻^ス以^ニ一馬^ヲ。奏^ス

上^ラ惟^ハ寬^{ハス}。餘附^シ嗣音^ニ。自^レ齋^ニ不^レ宜。

龍集丙寅小春 日 (寬永三年十月西曆一六二六年)

大炊頭藤原利勝

日本國臣	大炊頭藤原利勝	回報
暹邏國臣	執政	麾下
		謹封

右兩通之書札認、十月四日之朝、二條、土井大炊頭殿之屋敷へ持參、直に渡^ス之、振舞有^レ之、從^リ其登城、國師之儀被^ル仰出^セ（以上、異國日記）

寛永六己巳年九月十三日、暹邏國の三使、江戸に參着、下谷廣德寺に旅宿す、中根傳七郎（時に小十人頭たり）、賄奉行を奉はる。同十九日兩丸に登城し、呈書、獻物を捧遣して拜禮の儀あり（其儀式前條の如し）。こは新王即位を告げ道好重修を乞ひ奉りしなり、酒井忠世、土井利勝及び板倉重宗にも、かの執政より書儀あり（重宗への來書闕く）。時に山田仁左衛門よりも忠世利勝に書儀を贈りかつ兩丸に物を獻づ、（長崎御代官末次平藏、町年寄高木作右衛門、林永喜にも贈物あり）十月二日、三使を兩丸に召て御暇を下され、銀子時服を賜はり、國王に御返簡及び物を贈り給ふ。忠世、利勝、重宗よりも回報あり、忠世、利勝よりは、山田仁左衛門にも書と物とを贈れり。（御返簡及び忠世、利勝の回章は、金地院崇傳、重宗の返翰は林道春之を作る。是よりのち、此國の使、參拜のこと所見なく通商も明曆の頃にて中絶せり）（以上、通航一覽）

異國日記 二之卷

一 寛永六年（西曆一六二九年）己巳九月十三日、暹邏國三使、^{ロウソクヤコウチ}鸞・沙悃勅、^{クシ}坤・喇圭離、^{クシ}坤・若車末、^{ヨクキマツ}到^コ着^シ江戸寄^ス宿康德寺^ニ（康は廣の假借なり）、中根傳七、賄奉行、被^ル仰付^ケ。

一 九月十九日、出仕、御本丸作法、元和七百年、暹使出仕之模様、圖、書付上候如^ク其、聊無^ク相違^ニ候間、爰に不^レ記、直に西丸へ出仕同前、雅樂殿、大炊殿、御兩人御指引也。

一 同日、國（國師、即ち崇傳）御本丸へ罷出於^ニ御前一書を讀上る。金札譯紙并象牙筒、文箱、以下、酉年上候と同前、則、返書可^レ調由被^ル仰出^セ、譯紙を懷中して退^ク。金札并筒、箱、袋は其儘、御前に置^ケ之、右之書の案在^リ左。

啓此一字折本の上に書す、

暹邏國王上書

^{ブラチヤオ・クルンクサイアム・ソムデットホロム}暹邏國王。奈舜烈。摩倫。摩匹。浮臘照。果朗帕臘。馬訶陸悃。妥瓦納離。西毘耶。摩訶離祿普喇納。
^{クニヤキ}臘日。他尼務離倫。謹致^ニ書于

日本國王殿下

嘗^テ聞古之立^レ國者。以^テ修^レ仁、爲^ス本。欲^セ圖^ラ致^シ治。必^ズ交^ル隣爲^レ先。是故先君遠交惟念。幸哉通^レ和沐^ニ澤貴國^ニ舊矣。今也新嗣^ニ國祚。禮宜^ニ重修尋盟。務^ハ在^ニ情^一意敦篤。交孚倍^ニ勝舊日。相期永久不^レ渝。幸莫^レ大^ニ焉。

貴國通商。視^ニ猶親子民^一。諭^ニ令諸司^一。百^一凡^一節^一省。平^一易^一交^一易。周^一旋^一蛋^一歸。顯^ニ差^ニ使者^一。鸞^一、沙悃勅^一。坤^一喇圭離^一。坤^一、若車末^一。資^ニ捧金書禮儀^一。進^ニ獻代^一問^ニ。

暹邏國書中の使節名に就て

興居。重_レ修和好之誼。願_レ歲歲發_レ舟。遣_レ使音問絡_レ繹。俾_レ知國中。盛_レ平豐稔。政_レ治民安。敵國微_レ有_レ土產珍奇。倘有_レ所_レ需。皆如_レ命也。永固和好。共崇_レ古_レ聖賢_レ之風。以臻_レ雍熙之治。台譽幸孔。外、金書壹函。儀狀壹幅。

歲己巳孟夏望日譯書（寛永六年四月、西曆一六二九年）

謹具 儀狀（自注此二字折本の上に書す）

上奇楠香
次奇楠香

上水片

次水片 已上各暹秤壹觔

西洋緞肆端

西洋花縵伍條

花毛毯貳條

象牙伍擔

謹具

太尊

奇楠香壹觔

水片壹觔俱暹秤

西洋緞貳端

茄花色八絲緞肆端

金銀柳條段共肆端

西洋花縵肆條

一 雅樂殿へも有_レ書、案有_レ左

一 （按ずるに土井利勝への書も、是と同じきを以て略せしなるべし）

暹邏國執政。奉_レ酒井忠世_一書。

暹邏國臣。握_レ雅掌大庫務。詩坦麻喇。致_レ書于日本國臣酒井雅樂頭麾下。職奉_レ我國王令旨云。先父王於_レ戊辰年十一月内_レ外_レ還_レ今_レ新_レ嗣_レ國_レ祚。詢_レ知先王在_レ日與_レ日本國_一通和雅意及諸藩鎮發_レ舟貿易。互_レ。

日本國_一通和雅意及諸藩鎮發_レ舟貿易。互_レ。

通_レ響問_レ情_レ同_レ一國。今也、嗣_レ祚之初。禮宜_レ重_レ修_レ通好之誼。務在_レ情意、敦篤、交孚。倍_レ于舊日。雖_レ滄溟遙隔。然商艘源源。往來絡繹。音問奚異_レ承_レ額接_レ辭哉。命_レ職修_レ書遠意。相_レ期永久不_レ渝。咸結_レ膠漆之堅。誠_レ天_レ緣之嘉會也。願_レ舟艘往來無_レ間彼此周旋平易。依_レ汛蚤歸。均_レ爲_レ兩利。著_レ職遣_レ。

暹邏國書中の使節名に就て

使^{トシテ} 鸞、沙悃納勅。坤、喇圭離。坤、若車末。辨事、悶啞須臘亡。賽^{シテ}捧金書禮物、上好奇楠香、次奇楠香^{各通秤}。上好冰片次冰片^{各通秤}。西洋緞肆端。西洋花縵伍條。毛花毯貳條。象牙伍擔。進^ス獻。

貴國王^一另獻^ニ

太王奇楠香。冰片^{各通秤}。西洋緞貳端。茄花色八絲緞肆端。金銀柳條緞共肆端。西洋花縵肆條。至日煩^ル指示^ヲ進獻惟玉成是囑^ス。

國王另送^ニ

麾下象牙貳擔。烏網伍端。西洋花縵伍條。自具^ス花縵壹條。八絲緞參端。用伸^テ微忱^ヲ。希^ク叱存爲^レ幸^ト。

外附^ニ送^ス

永喜。茄花色八絲緞貳匹。烏網貳匹。高木作右衛門。茄花八絲緞肆匹。末次平藏。茄花八絲緞肆匹。

歲己巳夏孟望日書^{朱印}（寬永六年四月、西曆一六二九年）

一 九月廿一日、相國様御本丸へ御成、暹邏への御返書之下書、雅樂殿、大炊殿、返書持參、此日は得上意候事、不^レ成^ヲ。

一 同廿三日、御本丸へ出仕、雅樂殿、大炊殿、御披露にて於^テ御前^ニ讀^ケ上^リ、講釋^{シテ}入^リ御意^ニ仕合能退出^ス。

一 同廿四日、雅樂殿へ申入て、西之丸へ出仕、代官衆近年之御勘定の趣、被^レ申上^ル。大炊殿、御前に御願入、得^ニ上意^ニ候事不^レ成、雅樂殿同道退出^ス。

一 同廿五日、又、雅樂殿申合西丸へ出仕、大炊殿、雅樂殿、御取成にて於^テ御前^ニ、暹邏の書、讀上げ講釋其後御返書、下書、讀上講釋、雅樂殿、大炊殿の返書、下書とも、讀上げ講釋共^ニ以^テ上意^ニ仕合能退出^ス。

一 同廿六日雅樂殿より使者、先年暹邏へ被^レ遣物、尋^ニ來^ル、則^チ點^シ留書^ニ書付遣す。

一 同廿七日、矢部六之助、下繪之紙、被^レ持來、同晚、酒井讚岐殿（通航一覽曰、按ずるに矢部は御細工頭、讚岐は西丸附老中、酒井讚岐守忠勝）御出、明後廿九日、暹使御暇可^レ被^レ下候間、御返書之清書、明朝仕候而可^レ然由也。

一 同廿八日 御本丸へも西丸へも不^レ出仕、右之書の清書仕候、書の案有^リ左^ニ。
（按ずるに廿九日は延引、十月二日になりしなり）

大猷公復^ニ賜暹邏國王^一御書

日本國。源家光。答^フ書^ヲ

暹邏國王。磨^下

領^シ遠書^ヲ得^ニ來意^ニ。懇懇之篤志。不^レ堪^ニ忻慰^ニ。特受^ニ數般^ノ方物^ヲ。異域珍産、鐘愛無^シ他矣。親^ニ仁吾隣^ニ者古之立^テ國爲^レ政之道也。

暹邏國書中の使節名に就て

貴國於ニ吾邦ニ求ニ交義一乖レ之則非レ道。自ニ先王ニ通交已舊矣。彌倍ニ舊日ニ商舶互憧憧而往來。聊不レ可有ニ疎濶。莫レ訝。吾邦風化三使所ニ歴覽ニ也。不腆、土宜錄ニ別幅ニ送レ之。笑納惟幸。

順序
自齋。

寛永六龍集己巳九月 日

御朱印

別幅

- 一金屏 參双共押金
 - 一鎧 參領共大具
 - 一太刀 貳振
 - 一龍蹄 參疋共鞍皆具
- 計
- 一龍蹄 貳疋共鞍皆具

總計

右間に合、鳥子、下繪、松梅裏切薄清書等如レ常。右別幅も書と同下繪之間に合鳥子也。奥之貳匹之龍蹄は從ニ相國様、被レ遣也、從ニ暹邏ニの信物も、將軍様へ上げし目錄の奥に書候故也。右之書、別幅、一ツに架籠に入、架籠も下繪之間に合也。上書等如レ常。

日本國	源家光	答書
暹邏國王		麾下
		封

酒井忠世土井利勝復ニ暹邏國執政ニ書

日本國臣 酒井雅樂頭忠世、土井大炊頭利勝 呈ニ復

暹邏國臣 握雅掌大庫務。詩坦麻喇床下。

貴國之三使。捧ニ金書一資ニ方物。來

朝二臣相議而聞ニ奏之。吾

暹邏國書中の使節名に就て

大樹兩源君^ニ拜禮肅爾不^ニ亦說^{カラ}乎^ニ。茲閱^ニ私書^ヲ承^ク貴國王之命^ヲ。抑去歲戊辰冬之仲。先王外遐。不堪^ニ驚愕^ニ。遠方訃音。年已越日已過。闕^ニ弔禮^ニ者似^テ慢非^レ慢^ニ。新嗣君。順^ヒ。

先王之嘉政。與^ニ吾

邦^ト。通交倍^ニ舊日^ニ。而商舶往來頻繁。之所^レ求^ニ吾國主^ニ。所^レ被^ル領領^{サル}也。

迺整^ニ調^ニ

答牒。渡^ニ與^ニ三使^ニ。并信具共^ニ以^テ見^ル供^ニ

歡顏^ニ則可也。二臣亦承^ニ

貴國王之賜^ヲ如^ク載錄^{スル}領^ス之。莫^ク勝^ル感幸之至。雖^モ薄物^{ナリト}俊馬壹匹共鞍皆具。二臣同獻^ク之。執^ク奏多幸^{ナリ}。

城中之政事。海晏河清。國泰民康。付^ニ三使^ニ之口陳^ク。不^レ涉^ニ筆記^ニ。餘蘊期^ニ來音^ニ。不^レ悉^ク。

寬永六歲在己巳九月 日(西曆一六二九年)

酒井雅樂頭忠世 朱印

土井大炊頭利勝 朱印

右此書、間に合鳥子無、下繪、架籠以下如常別幅有之。案有左。

追啓二臣同晒白布二十匹充投贈^ニ貴下^ニ。聊表^ニ微志^ニ者也。采納惟仰^{此別幅鳥子に書之、間に合を常の鳥子程に切て書す右之架籠へ入。}。一 十月二日、暹邏人に御本丸、御暇被^レ下、元和七年酉の儀式同前、少^シも無^キ差違^ニ間、不^レ記^ニ于^ニ茲^ニ。但使者^ニに被^レ下物^ヲ。

將軍様より 雅樂殿大炊殿御兩人の指引也。

一 銀子貳百枚、小袖十 一之使

一 銀子百枚、小袖十 二之使

一 銀子五拾枚、小袖三重 三之使是は暹羅の通事ヲコソシヤウ

一 銀子貳拾枚、小袖壹重 通事二五右衛門是は日本の通事也

一 同日 西丸へ直に暹人罷上る。被下物。是も大雅殿雅樂殿指引也。

相國様より

一 銀子百枚 一之使

一 銀子五拾枚 二之使

一 銀子三十枚 三之使

一 銀子二十枚 日本通事

以上

暹羅國書中の使節名に就て

一 同三日、酒井雅樂頭殿より狀來、しやむろ山田仁左衛門へ返書遣候認様、如何と尋に來、則、仁左衛門、書見せに來、案左に有之。

暹邏國在留山田長政。奉酒井忠世家臣書

御書謹而頂戴仕候去年奉捧少分之處。被達上聞之通。無冥加仕合忝奉存候。殊に從貴公様御皮袴五、下被仰付忝拜領仕候。

折此國之國主。舊冬不慮遠行被申付。而從當新王爲

御次目。以金札御禮申上候。則爲使者おろわんさこんでつふ一人、おこんわつけい一人、おこんよ

こはつ一人、通事一人、二五右衛門尉と申者、從拙者船差渡被申候。御前可然様に御披露被爲成

可被下候。然者。拙夫船。去夏差渡可申上處に、南蠻海賊妨通路馳走不罷成。御請遲々仕儀に

御座候。則例年、舟渡海之儀奉願存候。此上愈以御影、御朱印頂戴仕度念願御座候。寔寔國之外聞御

座候條、偏奉願存候。雖近來憚多御座候。兩

上様へ奉捧少分候、可然様に被思召候者、被達上覽可被下候。聊輕微之至御座候得共、紅

ちりめん十端並花毛氈二枚、奉進上候、奉表御祝儀斗御座候。尙此等之趣宜預御披露候。恐惶

謹言。

巳三月三日 (寛永六年)

關主 稅助 殿

御披露

山田仁左衛門尉長正

(通航一覽に曰、按ずるに關主稅助は酒井忠世が家人にや詳ならず)

此雅樂殿より仁左衛門方への返書は雅樂殿へ右筆下書仕候て持參所々相改遣す、案有左。

貴墨披閱。貴國之先君。逝去之告報。悲惜不淺。新國主。爲續且上使捧金札渡海方物共以奏

大樹兩源君。肅禮多幸。迺整得答書。附與三使。且又自分之音具獻上。所被收納也。微臣亦兩種

惠來。如紙面領之。厚意多多。從是晒白布二十匹返贈。聊表寸忱者也。商舶往來。互不可有

疎志。餘屬三使之三寸。不悉。

寛永六巳 十月三日 (西曆一六二九年)

山田仁左衛門殿

酒井雅樂頭
忠世在判

一 大炊殿へも仁左衛門書あり。大形文言同前。返書も雅樂殿よりの文言、大形同前之由是は不及披見故、不記之。

暹邏國書中の使節名に就て

一 今度暹邏之使者之名、一之使、おろわんさこんてつふ。二之使、おこんわつけひい。三之使、おこんよこはつ。通主二五右衛門

(以上、異國日記)

板倉重宗。復暹邏國執政書

日本國。板倉周防大守。源朝臣重宗。復書暹邏國握雅掌大庫務詩坦麻喇坐前。爰惠手書披讀滿悅。不隔異域。恰似晤語。就審

貴國先主既捐館舍。萬里聞訃。不堪驚難。遐想在茲矣。今令嗣當位。可以賀焉。因聞不忘。先主之道令。遠馳三价。恭修舊好。厚情不少。於是及執事者。進言於我。國主。乃令三价獲奉

謁而禮拜之。其所呈之金簡方物件。進納訖。事在我國王回劄中。並附三价。以口授。且寄我以象牙貳擔鳥網肆肆條。共領納之。佳惠不淺。請借足下口。以謝之。足下亦贈我以華縵壹條。八絲緞貳端。感意惟多。夫善隣之道。古今由義何論。暹邏。方今海波不動。商船往還。彼此有幸。豈不厚哉。貼金屏風貳張。雖爲菲薄。聊投酬之。匪報

之也。永以爲好。此惟照亮。不宜。

己巳十月下澣

(羅山林先生文集)

寛永六年冬。暹邏王。遣使來于日本國。獻書翰并方物。告暹邏先主逝去。其嗣子當位也。即被投返書。暹邏王。又贈書并方物於板倉周防守重宗。重宗返書及日本土產。(紀年錄)

暹邏は其國の王后の船と號して大船二艘の名あり、ランニヨン、ランゴンと呼り。ランゴン長さ三十間、横七間、ランニヨンは後の船にして長さ二十五間、横五間、乗來るもの暹邏人のみにあらず、舊牛、占城、太泥、東埔寨、麻六甲なり。船曾は支那の人といふ。寛永の比まで絶ず四十年に及べり、其後、吾國の禁制ありて和蘭と支那の外は來らず。(和蘭通船)

御朱印船

織田信長時代に、邦人が既に暹羅に渡航して居つたことは、確證があるが、神道主義の家に生れた信長は、横暴なる佛教徒を牽制する政策として却て耶蘇教を奨励して、京師には、南蠻寺を安土には學林や大成寺を建てることを許し、その開校式には、フェルト帽、(羊毛で製した現今の中折帽と同様のもの)を被り、緋羅紗の陣羽織を着て、演説した程のハイカラ振りであつた。それ故、天正十年には、大友、大村、有馬の三大名は子弟を遠く羅馬へ遣はした程に、當時の人心は一般に歐洲かぶれをして居たが、之に反し豪放にして經綸ありし秀吉は信長とは大に趣きを異にし、征韓の役を起す程の英傑であつたから、葡人の布教に關する、ゴア副總督の書翰に對しても、日本は神國だから邪教など信奉しないと、返書を送つた程の國粹發揮振であつたから、外人など眼中になく彼が天下を取るに及んで、葡西人の政策が天主教宣布に名を借りて、吾が國權迄も犯さんとする野心が、ほの見えて居るのを悟り、天正十五年の島津征伐の時に秀吉は兵を南九州に

進めたが、到る所の山野、村巷閭里の神社佛閣が見る影もなく破壊されてゐるのを觀て大に之を憤慨し、且つ大村純忠が長崎を借金の抵當に入れた爲、南蠻人の手に占領されて居つたのを譴責して取戻して公領とし耶蘇教を禁ずると同時に邦人の海外渡航に就ても、今迄通りに、自由放任主義にして置いては、不逞の徒が、南蠻人と結託して海外から吾が國に向つて内地の信徒と共に、何事を作動するか判知らないといふ惧を感じたので、愈々渡海者を取締ることとなり、かの海賊と毫も選ぶことのない海寇を禁じ、平和的の通商貿易を奨励せんとして南進政策を樹立し、恰も朝鮮征伐の始つた文祿元年から、朱印狀を京都、堺、長崎の富商に授けて、海外貿易の特許を與へるやうになつたのである。

その特許地は左の十ヶ國である即ち、
長崎志に

一 文祿の初年より長崎、京都、堺の者、御朱印を頂戴して廣南、東京、占城、東埔寨、六崑、太泥、暹羅、臺灣、呂宋、阿媽港、等に爲商賣、渡海する事、御免有し之。

とある、又當時の貿易船數は、九艘、擧げて居る。

長崎より五艘

御朱印船

末次平藏二艘、松本彌平次一艘、荒木宗太郎一艘、絲屋隨衛門一艘、
京都より三艘

茶屋四郎次郎一艘、角倉一艘、伏見屋一艘

堺より一艘

伊勢屋一艘、

又、長崎御用書物、長崎集には、

文祿の頃より秀吉公、御朱印下され、日本人唐造の船にて、暹羅、六昆、太泥、其外の異國へ渡海の事、
御赦免、其後、權現様、台徳院様、御朱印頂戴、寛永十一年迄渡海せり、同十二年より堅く御停止となる。

徳川家康も、亦、秀吉の政策を繼承して、一方、切支丹を禁制すると同時に盛に朱印船を海外
に渡航せしめた。

始め豊光寺承兌、(慶長十二年十二月廿七日歿)、次に圓光寺元信(慶長十七年五月廿日歿)、次に金地
院崇傳、等が相尋いで、朱印狀の執筆に携はり、二三の記録を残して居る。之が所謂、異國御朱
印狀、異國渡海御朱印帳などで、爾來、南禪寺に傳へられたものであるが、現今は京都博物館に
寄託になつて居るといふ。

家康の朱印は、慶長九年から始つて居り、朱印狀の形式は、大高檀紙(おほだかたんし)(往古は専ら檀(マユミ)で
製したものであるが、近年は楮を用ゐる。白地の分厚の皺のある紙で、大高、小高の二種がある之は大形の
方である)。一枚を用ひ、杉原紙(奉書の類で稍々薄く、きめ細かに柔いもの)、二枚で之を包み、その
主文は、

自日本一到暹邏國一舟也

誰 某

右

何年何月何日

朱印

と記した丈で、左側上方に縦八仙七耗(センチミ)、横八仙二耗(ミ)の方形の中に「源家康弘忠恕」と彫つた朱印
を押したものである。此免許狀を所持せずして渡海したものは、海賊船と見做しても差支ないといふ
證據に此朱印狀を下附したものである。

異國渡海御朱印帳は、元和二年九月で筆を擱いて居るが、其間十三ヶ年間に朱印帳に載つて居
る分だけでも船主八十餘人、下附の朱印狀百七十八通に達し、就中、暹羅への渡海免狀下附の數

御朱印船

は南洋諸地方中で最高位を占めて居り、朱印帳に載つて居る分だけでも、實に三十五通の多きに上つて居る。

然しながら朱印狀下附の臺帳に載つて居る分が、渡航者の全部といふ譯ではなく、當時の文獻に徴しても、これ以外に渡航して居る事實は明かである。又、異國渡海御朱印帳は元和二年で打ち切りになつて居るが、これより、寛永の鎖國に至る迄、十數年間、同様、朱印狀は下附されて居たものである。又、朱印狀の臺帳に載つて居らぬ分で朱印狀を下附されて居ることが分明して居る者もあるし、或は暹羅の官憲に近づきの者で、朱印狀なしで渡航したものもあらうし、古い朱印狀で間に合はせた者もあらうから、實際の數は、確にこれ以上に上つて居つたことは想像に難くないことである。

又、當時、暹羅の屬領であつた、東埔寨、並に太泥國へは朱印狀の臺帳では東埔寨へ二十三通、太泥國へは五通である。

太泥は、今の暹羅領、馬來半島のバタニ州で今現にタニなる港もある。東埔寨は十四世紀から暹羅領でバタボンやアンコール地方は近年迄、暹羅領であつたが、明治三十七年の佛暹條約に依つて佛蘭西の保護國たる東埔寨へ割讓してしまつた。朱印狀の臺帳によれば、これらのものを總

括して六十三通の朱印狀が暹羅方面へ下附されたことが知られる、然し前述の如く實際の數は、これよりも、すつと多かつたことを記憶しなくてはならない。

通航一覽卷之二百六十五、暹羅國部一には、

按ずるに國名の字、御書、御朱印等には、皆暹羅を暹羅に作る、今、明史及び清一統志等による。また其稱呼、采覽異言には、スイヤム、印度志、異國和解等には、シヤムとあれども、異國日記、異國渡海御朱印帳及び長崎志、舜水朱氏談綺等シヤムロと旁訓せるもの多きにより、これに従ふ。

本邦よりの海路、四夷八蠻行記には、千八百二十里許と記し、華夷通商考には、二千四百里とあり、清一統志に此國、即ち隋唐の赤土國にして扶南の別種たり。占城チャンゴの西南に在り、東は大泥タニに連り（實は南である）、西は蘭場に接し、北は大海を界とす。（實は北は大陸に連つておる）。周廻千里（本邦の里法に約して百六度志には縦三百里横百里とすまた本邦の里法なり）（十六里二十四町となる印の里法なり）が是なるを知らず。後に國、二分して暹といひ羅斛といひ、元の貞元中より中國に通ず、其後、羅斛、強盛、暹の地を併有して暹羅斛國と稱せしが、明の洪武十年、明主より詔書及び印を授けし時、其印文に、暹羅國王の印とあるにより、是より自ら暹羅國と改稱す。國姓は罽曇氏なり國王、昭祿羣膺哆囉諦刺の時、兵を發して隣國、東蠻牛ベキウ（羽牛是なり）を攻破り、又、眞臘リガヂヤ（東埔寨是なり）を破りて、これを降し、遂に諸國に覇たり。清朝に、いたりて、猶朝貢す、乾隆三十一年、（我明和三年に當る）、其國、

花肚番に破られ、尋て四十六年(我天明元年なり)該國、鄭昭、立て國長となり、瞿曼氏に代れり。

東西洋考には、

此國、大庫司といへる官職九等ありて全州の事を統轄す(これ猶漢土に布政司といふがごとし)其下また、官制九等あり、握亞往、握步喇、握蟒、握坤、握悶、握文、握板、握郎、握救といふ。人みな名ありて姓なし、官仕のものは握某と稱し、民人、上なるは、奈某と稱し、下なるものは隘某と稱せりといふ。また采覽異言、華夷通商考、長崎志、印度志、異國和解、近代翻譯の西書等によるに、此國いはゆる南天竺にして、北極出地十三度、東南は土地平衍、西北は大山多く、熱帯にして四季盛夏のごとし國を八部に分ち王城は、メナム河中の大洲にあり其名も、また暹羅といふ(華夷一覽志に或は今の暹羅と琶牛との地古は合して一國にしてマカツタイと號して即ち梵の摩羯陀國なりといふと記し、近代翻譯の西書にはまた一説を引て印度海中に在る齊狼島をもつて摩羯陀國の故地なりといへり。寛永年中、播磨國高砂の船頭、徳兵衛、摩羯陀國に渡海せし時、暹羅の小國、山田仁左衛門が城下にて日本の御朱印を改めし事、天竺徳兵衛物語といふ冊子に見えれば、華夷一覽志の説、其實を得たるなるべし、然れば、徳兵衛が摩羯陀國といひたるは、往古の國名を呼たりしなり)。

宮殿の規制、最、宏大、皆覆ふに、金瓦を用ふ、子城數十あり、都内の商戸、五十二萬、民口、六十萬七千二百、秋冬の交、メナム等の河水漲るによつて居人、皆高閣を造り、また籐席、竹簟を藉き、其上に寢處して蒸暑を避く、男女推髻、常に裸體にて腰に木綿花布の類を纏ひ其餘端を肩に懸るを禮儀とす、色黒く毛髮、短く、かつ縮み中人以下は皆跣足なり、婦人は識量男子に勝り諸事多くは婦人に決す。人物勁悍にして水戰に習ひ、かつ兵備嚴整、騎歩數十萬、戰象數千匹あり、土人罪科の輕重疑はしき事ある時はこれを判するに四法あり、一に冷水、二に沸油、三に烈火、四に米畫なりまた釋教を崇信して、たゞ佛經を誦し、漢字を用ひず、文字、皆、蝸篆左行にして、字母三十五ありとぞ、(彼國よりの呈書は其國字の書に漢譯の書を副たり、これ其地に流寓せる唐人をして譯せしめしよし、其書中に見えたり)。
我貞亨二年の頃、拂郎察國フランスと通好あり、彼國より西洋教を勧めしかとも、國王これを却けしとぞ(後世釋教の衰へし事下の莫臥兒モウイールの中に見ゆ)府内寺觀二百八十、造工皆妙を盡す、其中、一の大伽藍あり、西南の洋船、此國に入らんとして、先づ此伽藍を望み標準とすと、其高大知るべきなり、則、宇内に西洋の商館あり。

異國御朱印帳

異國御朱印帳

以^テ學校(承兌のこと)所持本。於^テ駿府^ニ寫^ス之。昔(時)慶長十三戊申八月吉辰。(之は圓光寺元信の轉寫し置きしもの) (慶長九年與右衛門より慶長十六年羽柴越中守に至る)

異國渡海御朱印帳 (金地院崇傳の記し置きしもの)

- 一 安南國
- 二 東京
- 三 占城國
- 四 呂宋國
- 五 信州
- 六 大泥國
- 七 暹羅國
- 八 順化
- 九 柬埔寨
- 十 西洋
- 十一 迦知安
- 十二 蜜西耶
- 十三 艾萊
- 十四 占城
- 十五 田彈國
- 十六 摩利伽
- 十七 交趾
- 十八 高砂國
- 十九 摩陸國

異國渡海御朱印帳 (慶長十七年木屋彌三左衛門より元和元年高尾次右衛門に至る)

異國御朱印帳

一 寛永元年六月十八日土井大炊殿、井上主計殿、永井信濃殿より呼^ニ來、登城申候。佐守^(佐渡守)へ御朱印被遣候此字あて字かと御尋候間、まへハ西洋と書申候併西洋ハ西ノ大海と讀申候故、何れノ國へ參候ニも相申候トテ相國様後ニハ西洋へ渡海ノ御朱印不被遣と申候。松右衛門殿も其覺同前也。則御朱印帳取寄懸^ニ御目一異國ノ名共、建部傳内被寫置其案左ニ有之一ヶ國へ一年ニ三通敷、五通敷、餘多ハ不被遣由、申候。是も松右衛門殿覺同前也。

建部傳内、被^ニ書寫^ニ候案左ニアリ

- 一 安南國
- 二 東京
- 三 占城國
- 四 呂宋國
- 五 信州
- 六 大泥國
- 七 暹羅國
- 八 順化
- 九 柬埔寨
- 十 西洋
- 十一 迦知安
- 十二 蜜西耶
- 十三 艾萊
- 十四 占城
- 十五 田彈國
- 十六 摩利伽
- 十七 交趾
- 十八 高砂國
- 十九 摩陸國
- 以上、

右何も被^ニ點付^ニ候也。

一 東京、呂宋、暹羅、柬埔寨、交趾、高砂國、摩陸國

右之國へハ相國様渡海之御朱印被遣候。

一同、翌日十九日ニ豐光寺、圓光寺、金地院、相國様御代之内異國へ被^レ遣候御朱印ノ數書付清兵衛ニ持セ土井大炊殿へ進候也。其案左ニアリ

異國渡海之御朱印被下候覺豐光寺分

- 一 安南國へ十通
- 一 東京へ六通
- 一 占城へ四通
- 一 呂宋へ十四通
- 一 信州へ貳通
- 一 大泥國へ五

異國御朱印帳

- 通 一暹羅國^{シヤムロ}へ十二通 一順化 壹通 一柬埔寨^{カボチヤ}へ十六通 一西洋へ十八通 一迦知安^{カチアン}へ壹通
- 一蜜西耶^{ミサイヤ}へ貳通 一荖萊^{ブルネ}へ貳通 一占城國^{クワン}へ壹通 一田彈國^{タクン}へ貳通 一摩利伽^{モリガ}へ壹通 以上 同
- 圓光寺分
- 一安南國^{アンナム}へ四通 一東京へ一通 一呂宋國^{ロソウ}へ六通 一暹羅國^{シヤムロ}へ十一通 一柬埔寨^{カボチヤ}へ三通 一交趾^{カウチ}
- へ 五通
- 同金地院分
- 一東京へ二通 一呂宋國^{ロソウ}へ十通 一暹羅國^{シヤムロ}へ十二通 一柬埔寨^{カボチヤ}へ四通 一交趾^{カウチ}へ廿一通 一高砂
- 一通 一摩陸國^{モリク}へ壹通 以上
- 暹羅渡海之御朱印被下候覺
- 一、十二通 豐光寺分
- 一、十一通 圓光寺分
- 一、十二通 金地院分
- 一、三十五通也 (以上異國渡海御朱印帳)

通航一覽云

按ずるに、豐光寺承兌、圓光寺元信、金地院崇傳、此三人みな、異國書簡及び、渡海御朱印等の御用を奉

りたり、其事、異國渡海總括之部にあり。

文祿の頃より秀吉公御朱印下され日本人、唐造之船にて暹羅、六昆(按ずるに六昆渡海の御朱印、所見なし、其辨、渡海并漂流の條、六昆渡海の所にあり)大泥其外の異國へ渡海の事、御赦免、其後、權現様、台徳院様、御朱印頂戴、寛永十一年迄、渡海せり。同十二年より堅く御停止となる。

(長崎御用書物、長崎集)

渡天記には、

往古日本より天竺への商人御免被^ニ仰付^ニ候者共には、角倉與市、茶屋四郎兵衛(按ずるに四郎次郎の誤りなるべし)平野屋平四郎(按ずるに天竺徳兵衛物語には藤次郎とあり今是非を辨じ難し)、駕籠屋、紅粉屋、此五人に御座候。

(按ずるに別本天竺徳兵衛物語には、十一組とす、此書、京都の外をもらせしにや)

別本天竺徳兵衛物語には、

天竺へ往來御免の和船は京都にては、角倉與市、茶屋四郎次郎、駕籠屋、紅屋、平野屋藤次郎、同後家、長崎にては末次平藏、同高木作右衛門、天竺の波牟天船(按ずるに波牟天は山田仁左衛門が居城の名にして之れが仕出しの船をいふなり)阿蘭陀の彌養子船^{ヤシヨッス}、暹羅船等、已上十一組なり(按ずるに此書及び前の

渡天記は同書異名にして、たゞ其記事聊、詳略あるのみ、其書の由來は後卷渡海の條にあり。(通航一覽)

按ずるに長崎御用書物、長崎集等によれば、この國に渡海の事は文祿年中より、はじまれり、たゞ御一統以後御朱印、出されしは、慶長九年を、はじめと知らる、また異國渡海御朱印帳載る所は、元和元年九月九日、高尾次右衛門に賜はりしを終りとす、されども、渡海を禁ぜられしは、寛永十二年なれば、其前年までは、渡海ありしなるべし、かつ寛永の頃は、渡海の船、此國に臨みし時、山田仁左衛門が城下にて、日本の御朱印を改めし事、天竺徳兵衛物語に見え、後卷渡海の條に載す、併せ見るべし。

慶長九甲辰年八月廿五日、與右衛門なるものに、暹羅渡海の御朱印を賜はる、(異國渡海御朱印帳に與右衛門は日本人、暹羅住居のものとなり、然ればかれ渡來ありて、此御朱印を乞ひ奉りしなるべし)爾來同しく拜賜せしもの數十人なり。(通航一覽)

通航一覽

慶長十乙巳年、此春、暹羅國等に渡海の船一艘も歸朝せず、其故詳ならず、同十六年亥年八月廿四日細川宰相忠興が渡せし商船歸朝して其産物を献す同十八癸丑年六月廿六日、木屋彌三右衛門も(和泉の國、堺の商買なり)歸朝して東照宮に拜謁す時に其國の事を問はせ給ふ。

當代記 (慶長年録、慶長日記) 卷之三

慶長十年

六月四日將軍秀忠公武州江戸ニ着玉フ。去五月四日ヨリ雨不降、大ニ旱魃、下民悉迷惑相極也。當春、日本國ノ船ルスン、トンキン、シヤムロ、爲賣買渡海ノ處ニ如何シタリケン一艘モ不歸。右ノ船或當岩ニ破損或喧嘩ヲシテ被殺害ケルト云々。又爲取財寶ニヲ彼島々ノ輩打殺シケル共云。又去年エゲレント云處ノ者共黒船ヲ押取ケル處江日本ノ商船參、令商賣、過分得利、歸朝ノ船在之、ルスン西シンチウト云所ニテノ事也。是ハタチウリノ桔梗屋ノ道圓ト云者也京町人羨之、當春船ヲ多遣ケルト云々。

駿府記 (日記摘要、大三川志、外國入津記)

慶長十六年辛亥

八月

廿四日加藤肥後守清正、息男、虎之介、出御前、金五千枚、銀百枚獻之、則中將殿有饗應之儀、是近年爲質子ニ在江戸、今依肥後守死去歸國。長岡越中守忠興獻象牙白絹孔雀豹等(暹羅國遺商船故也云々)(長岡とは細川の別號である)

武徳大成記、東遷基業にも

慶長十六年八月、細川越中守忠興、豊前國の商舶を暹羅に遣し象牙、白絹、孔雀、豹等の物を得て献上しけり。

駿府記

慶長十七年壬子

七月

晦日、連雨不霽、暹羅商客船頭獻段子緋羅鮫皮等、因令問諸國蠻夷之物語給云々。因果居士自京都來、今日御覽居士曰、猶活哉、即令問年給、答申云、八十八。昨今雨入殿主窓戶、漏滴如雨、即大工源右衛門仰曰、此中井大和守不三入念故也、名護屋殿主不可如此造、如此則可爲三曲事云々。大和守當時上京、源右衛門、大和守代棟梁也。廓山上人自江戸來、召而有淨土之御雜談、大久保石見守自一昨夕中風口囁可下賜烏屋圓敷之由、宗哲法印申之云々、

(三木云此大久保石見守は、曾て長政が轎夫をした、大久保治右衛門のことであらうか)

慶長十八年癸丑

六月

五日從長崎長谷川左兵衛、暹羅舟二艘、エグレス舟一艘、其外漳州舟六艘着岸之由申之云々、

駿府記 (如官日簿抄、柳營年表祕録)

慶長十八年癸丑

六月

廿六日、森右近被召出御前御直談、其上青木紀伊守肩衝茶入拜領、是松平左衛門督忠繼舅也忠繼若輩故、可有異見之由被仰歸國云々從長崎飛脚到來、唐船數艘來之由、後藤少三郎申之、又從暹羅國、木屋彌三右衛門歸朝之由、罷下御目見、彼國之事令問給、僧數多有之由、着黃法衣云々、

三木云 森右近とは、寛永九年一月、アンコル、ワット(柬埔寨)を訪れた、森本儀太夫(加藤清正の下來)の子森本右近大夫のことであらうか。

尙、この外に異國御朱印帳、異國渡海御朱印帳に載つて居る、暹羅國の部を、左に掲げてみよ。

一慶長九年甲辰八月廿五日、與右衛門

日本しゃむろに居住之者、但、有馬修理殿より申來也、午八月廿九日請取

異國御朱印帳

一 同年八月廿六日 同

一 同年八月廿六日 同

一 同年閏八月十二日 島津陸奥守 (按ずるに少將家久なり)

一 慶長拾壹年丙午七月廿一日

船頭、堺木屋彌三右衛門、推量、壽閑取次、本上有狀、七ノ廿四日、普界一、船頭惠之、丙午八月十八日渡候、本狀有狀主に請取サスル也。

一 慶長十一年西午八月十一日長崎惣右衛門、本上有狀、請取サスル也、八ノ十八日渡候、普界一惠之。

一 慶長十一年、丙午八月十五日、有馬修理、本上可渡由有狀、但八ノ廿九渡候。

白砂糖大樽二、自有修被贈 (按ずるに有修とは有馬修理のこと)

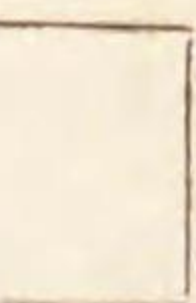
一 慶長十一年丙午十月八日

今屋宗中、普界一惠之、此日御朱印渡候、并御書一通、御具足三領、御中卷中柄、請取候由請取在之、後藤庄三被渡候由文アリ

葉良儀なただは、なん見けるすんへ遣ノ御書は未渡之安仁來り次第也。此以前の御朱印頼而可上ノ由、請取ニ書レ之。

日本へ商船被渡候者、不レ可有疎略一候、國々所々雖何之津湊如何様に商買候共、可レ被ニ心安一候、押買押賣違亂在之間敷間、舟何程成共渡海可然候、委曲、從安仁方可レ申候也。

慶長十一年丙午拾月十日



御印

ハシナドミゲル
半南土美解留

関古邊果伽羅那加

候、請取在レ之。

一 慶長十二年丁未五月七日

博多宗也内、大賀九郎左衛門、本狀有狀於駿府相調、於相國寺渡候。

リンズ一卷惠之、御印渡候六月朔日。

一 慶長拾貳年丁未八月四日 受閑取次、本上有狀、堺木屋彌三右衛門請取する也、去年御印は於駿府舉ルノ由也、後庄三有狀。

一 慶長十二年、丁未小春十八日、島津陸奥守、本上有狀、山口ニ狀被添十ノ十八日、山駿州(山口駿河守)ノ内、和久甚兵衛ニ渡候。

此以前御朱印重而御舉ノ由御狀也、無別音。

一 自日本到暹邏舟也

右、慶長十二年龍集丁未臘月廿四日

異國御朱印帳

長崎後藤宗印被遣也、本狀有狀。

異國御朱印帳

一 自日本到暹羅國舟也

右、慶長十三年戊申孟秋廿五日

一 自日本到……………也
田邊屋又左衛門拜領、白物一惠之、取次平野孫左衛門、本上狀アリ。

右、慶長十四年己酉正月十一日
御朱印本上州取次也。

一 自日本到……………也

右、慶長十四年己酉正月十一日
御朱印本上州取次、景家一卷被_レ惠_レ之。

一 自日本……………也

右、慶長十四年己酉正月十一日

異國御朱印帳

一 自日本到……………也
キリシタンバテレトマス拜領、御朱印、長谷川左兵衛狀アリ。無量一被惠之、曲物一。

右、慶長十四年己酉□□(正月十一日?)

島津陸奥守拜領。御朱印本上州狀アリ。山駿州取次也。

(神野文書)

自日本到

暹邏國舟也

右

慶長拾四年己酉六月朔日

朱印

右、神野文書、

紀伊國和歌山市、西布經町、神野義方藏本、明治二十一年七月、修史局、編修長重野安釋、探訪、明年五月影寫了

一 自日本到……………也

右、慶長十四年孟秋廿五日

一 自日本到……………也
堺ノ木屋彌三右衛門拜領。御朱印本上州狀アリ。受閑ノ取次、普界一被惠之。八月書之。

右、慶長十四年己酉八月廿五日

一 自日本到……………也
龜井武藏守拜領。御朱印本上州取次、八月十四日、於駿府書之。

右慶長十五年庚戌正月十一日

一 自日本到……………也
大村丹後守之内、江島吉左衛門拜領。御朱印本上州、後庄三取次。

右、慶長十五年、庚戌孟秋廿五日

一 自日本到……………也
木屋彌三右衛門拜領、御朱印本上州添狀アリ、普界一被惠之。七夕。

右、慶長十五年、庚戌八月廿二日

一 自日本到……………也
龜井武州拜領。御朱印、本上州狀アリ、普界三被惠之、七月廿八日、書之。

右、慶長十六年辛亥正月十一日

一 自日本到……………也

異國御朱印帳

一六七

羽柴越中守拜領（細川宰相忠興）。

異國渡海御朱印帳

一 自日本到暹邏國舟也

右、慶長十七壬子年八月六日

木屋彌三右衛門拜領、本上州、後庄三狀アリ、於駿府_二子ノ八月六日ニ書_レ之、彌三右衛門に渡候、普界一惠_レ之。古御朱印ハ不_レ見來也。

一 自日本到暹邏國舟也

右、慶長十七壬子年九月九日

やようす拜領也。本上州狀アリ、於駿府_二子ノ九月八日ニ書_レ之、空手ニシ而來、去年圓光寺之被_二書渡_一候、古き御朱印持參之、文言ハ

自日本到廣南舟也。右慶長拾七年壬子正月十一日、上包ノ上書ニ御朱印くわうなんへ、やようすトアリ、當御朱印、古御朱印一ツニ箱ニ入、やようすへ渡_レ之。御前へ、アガルベシ、本上州へ返書遣申候。

一 自日本到暹邏國舟也

右、慶長十八癸丑年正月十一日

長谷川忠兵衛拜領、本上州、後庄三、狀アリ、後庄三、後十月十六日狀來、慶長十七子後十月十八日、於_二駿府_一ニ書_レ之、使ハ長谷川忠兵衛内ノ者、勝八郎ト云也。則、御朱印ノ下書、并本上州、後庄三へ返書迄相認候テ即時ニ使者ニ渡候也。文箱銀子壹枚_レ入來ル也。

一 自日本到暹邏國舟也

右、慶長十八癸丑年正月十一日

まのしる拜領也（葡人也）、慶長十七、十二月廿六日、長谷川左兵衛殿より五通申來也、五通同時ニ書テ渡候。使ハ勘十郎也。無（或は筆か）功不來、左兵衛殿狀アリ、書立モ有_レ之。

一 自日本到暹邏國舟也

右、慶長拾八癸丑年九月九日、

やようす拜領、本上州狀アリ、丑ノ八月三日、於_二駿府_一ニ書_レ之、普界一持參、但、去年ハ持參不被申也。舊御朱印ハ不來也。

一 自日本到暹邏國舟也

右、慶長十九甲正月十一日

木や彌三右衛門拜領。後庄三狀アリ、於_二駿府_一ニ丑ノ七月六日ニ書_レ之、七日に彌三右衛門ニ渡候、功不來、後普界一持參。

一 自日本到暹邏國舟也

異國御朱印帳

右、慶長十九年甲寅九月九日

見うらあんじんニ被下候。本上州狀アリ、寅ノ五月十六日、於駿府書之。空手ニシテ來。

一 自日本到暹邏國舟也

右、慶長十九年甲寅九月九日

長崎之唐人べつけいニ被下候、寅ノ八月十三日書之。本上州添狀有之、長谷川左兵衛ノ者、案内者ニ來、空手也、八月廿九日に普界一持參、勝右衛門、祖首座、請取狀遣之、八月十三日、日付ニテ遣之。

一 自日本到羅邏國舟也

右、慶長貳拾年乙卯九月九日

長崎之唐人三官ニ被下候、卯ノ三月廿四日、於駿府書之、本上州、後庄三御城にて直面ニ被仰候。即刻書候而、本上野殿へ持せ遣候也、直面ニ被仰渡候故、御狀ハ不來也。

一 自日本到暹邏國舟也

右、元和元年乙卯九月九日

權六(長崎奉行長谷川權六)ニ被下候、長谷川左兵衛ヨリ書立來ル。元和元(慶長二十)七月廿日南禪寺ニテ書之、此時以上五通、呂宋ナドへノ下書可相渡也、功不來、後ニ來。

一 自日本到暹邏國舟也

右、元和元年乙卯九月九日

じゃかうべニ被下、本上州狀アリ元和元八月三日、南禪寺ニテ書之功不來。

一 自日本到暹邏國舟也

右、元和元年乙卯九月九日

高尾次右衛門ニ被下候由也。長谷川左兵衛狀アリ。元和元八月十日、南禪寺ニテ書之。功ハ不來。

渡海御朱印

慶長九甲辰年八月廿六日、今屋宗忠に大泥渡海の御朱印を賜はる。同十乙巳年十二月二日、六條仁兵衛にいたりて同じく賜はりしもの、すべて五人なり(此後、御朱印所見なし、明年より、その渡海、絶えたるなるべし)(通航一覽)

大泥國

一 慶長九年甲辰八月廿六日

今屋宗忠

一 同年十二月十六日於江戸

大黒屋助左衛門

一 同年同月同日同所

檜皮屋孫兵衛

一 同十年乙巳正月三日同所

尼崎屋又二郎

異國御朱印帳

一 同年十二月二日

六條仁兵衛

巳十二月五日、仁兵衛、奈良屋立味（自註樵雲軒）二右衛門、三人來、請取は仁兵衛壹人也、普界一、惠之（異國渡海御朱印帳）

通航一覽 卷之二百六十七 六昆 琶牛

暹羅渡海のものうち六昆國にも赴きて商賣せしもの

（渡海の證は首卷渡海御朱印の條にあり、されども、此國渡海の御朱印は、絶て所見なし、おもふに、こは暹羅城中の小邦なれば暹羅の御朱印拜賜のもの往て通販せしなるべし、此國仕出しの船、本邦に來らず、たゞ唐人此國にいたり、天産物を買求めて積渡りしを六昆船と稱せり、貞享元年、六昆船唐人共の御書ありこゝに附載す）

及び隣國琶牛に到りて其寺塔伽藍を見たるもの數人あり（此二國の事、其年代をさしがたければ姑くこゝに附記す）

暹羅國より三日路、北の方に琶牛といへる國あり。此國には、寺塔伽藍ありて出家も多く佛法今なを、むかしのしるしありといへり。又五十年前（按するに此書享保四年の撰なれば五十年前は寛文十年なり）長崎に甚兵衛とかや聞えし逸民あり、若き比、暹羅へ渡海し佛在所を拜まんとて官人と二人、中天竺に到りぬ、今は祇園精舎も礎石のみ残りて石碑も青苔にうづもる、唯むかしをおどろく、しるしには祇園精舎の

跡より四日を過る道の程に敷瓦一面に敷わたしたるが、いまに残りて絶失さるこそ佛の有さま萬國の崇敬おもひやられたれと、かたりぬ。この甚兵衛が物語り或人聞書して持たるを、一とせの火災に焼失ひしより多くのもの語り世にする人もなくなりしこそほむなけれ、今一人の官人は、はやく死して甚兵衛は長崎にて終りぬ、此外、暹羅國へ渡りて琶牛の伽藍に詣て見たりし輩は長崎に多かりしが今は皆夢となりぬ。

（長崎夜話草）

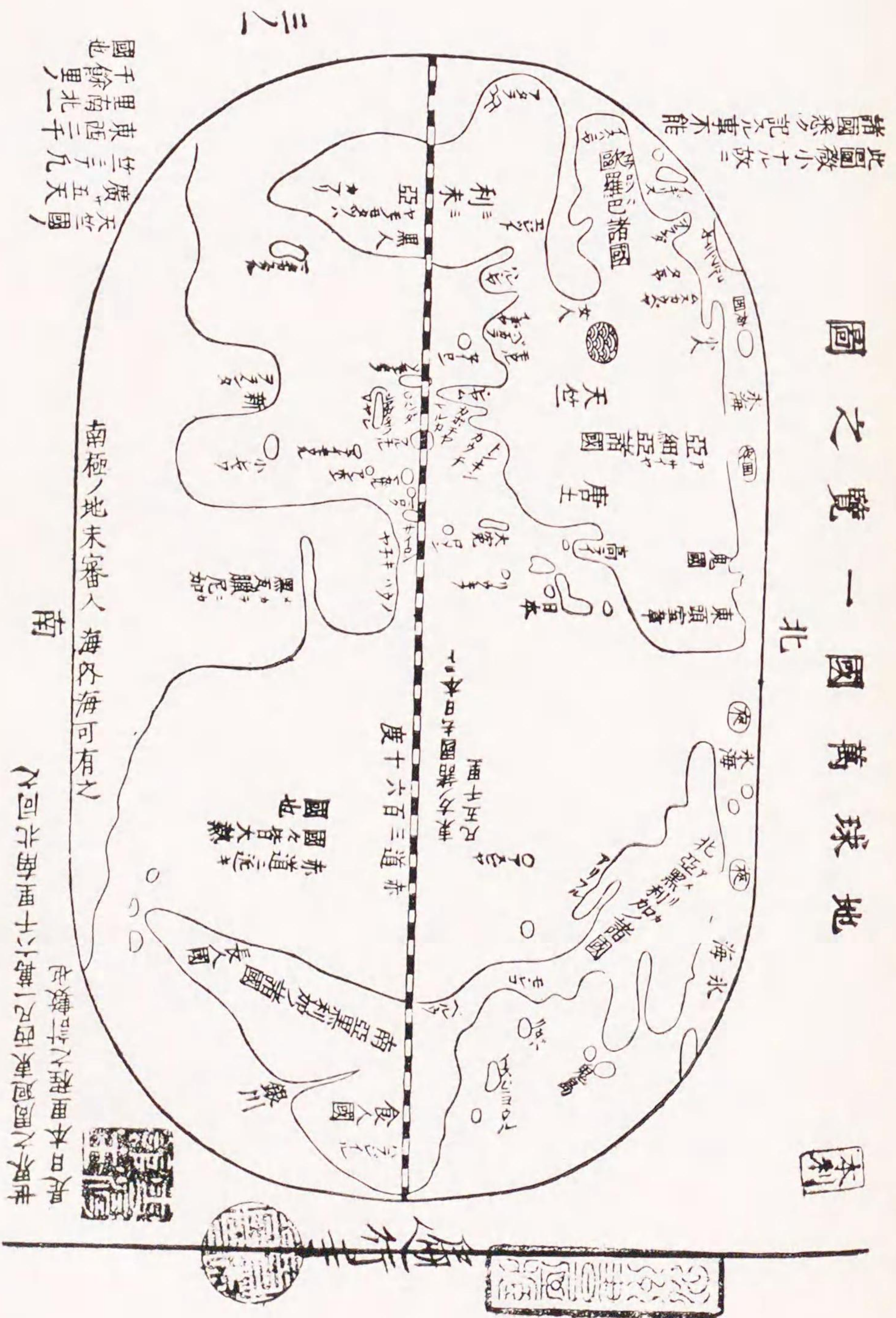
暹羅への航路

元和航海記

一 長崎ヨリ天川へノ乗前。長崎ヨリ外へ船ヲ乗イダサバ、イワウノ島ヲ、マハス風ヲ、ヒロクウクル爲ニ右ノ方ニアル二ツ三ノ島ノソバヲハナレズ行ベキ也。イワウヲ、マハシテ後ハオキバヤ、オキバヤオキ、西ノアヒ(カ)ヲ乗テ、メシマ、ヲ見ベシ。メシマノソバ一里カ一里半カ、アヒヲ置テ、ノルベシ。妻島ヲ通りテ後ハ二月ノ比ナラバ、オキバヤノ方へ、ノヒヒ、オキバヤオキ西ノアヒヲ乗テヨシ、ソノ故ハ其時分ノ風ハアナセナリ。是本道ナリ。若スンボル、ヨリ卅里、卅五里ノ間ニテ、ハルラベント、ニテ、ユカバ卅五尋卅八尋ノ、フカミアリ是ヲシラヌ者ハ灘ノフカミト思也。

○此レヲ通りタルニ於テハ、文深キ處ヲ見付ベシ、次第ニ淺クナラバ唐ノ地ノ方ト心得ベシ。スンボルノ地ヲ見テ夜ナラバ、マハヤオキバヤニ楫ヲトリ、晝ナラバ折々地ヲ見ルヤウニ地ノ方ヲ乗ベシ。但似タル二島有之故ニ、オキノカタヘヨルベシ。其島ノ地ノ方ヲ通りテモ不苦、同クハ、オキノ方ヲ乗タルハ猶ヨシ。此二島ハ遠キ處ヨリハ只一島ト見ヘ近クヨレバ二ツト見ヘ、猶、近ケレバ又一ツト見ヘテ蛇ノナリニ

地球萬國一覽之圖



華夷通商考所輯地圖 寶永五年版(西曆1708年)

見へ、頭ノカタハ南ノ方ニアリ。尾ノカタハ北ニアリ。此島ヲ見知テ後ハ、マハヤノ方ヘ梶ヲトリナラス
ベシ是ハ、ブミシノ島ヲ、ヨクル爲ナリ、コノ島ハ平ノ海ノ方ヘサキヲ、サシタル島ナリ。ブミシヨリ、
オキバヤノ方ヘ、ナガレクル灘ヲ見ベシ。ソレヨリ木ノアラト少、立タル、ヒラキ岩タテノアタリ廿
四ガランブノ處マデ馳ルベシ。此岩タテヲ唐人ノ口ニハクウ、ト名付タリ。ソレヨリ、チシチウノ小島マ
デハ、オキハヤ又、オキハヤオキ、ニシノアヒニ、ナガレタル灘ナリ。ソノスチニルイラウボノ島マデ船
ヲ乗ベシ。其島ハ地ノ方ヘヨリタル三ツノ島也。ソノ島ヨリ二、三里程沖ヲ乗ベシ、ソレヨリ、オキバヤ
ノ方ヘ船ヲ乗ベシ。其アタリニ十八ヒロ、廿ヒロ程、ソコニ荒キ砂アルベシ。夜中ニ大カタノ風ニ船ヲ乗
テ、ランマウノ地ヲ見知_レ不_レ叶、廿三四ヒロノ所ヘノリ出ス爲ニオキハヤノカタニ船ノ面ヲムケテ、何
レニランマウノ地ヲ、マハサヤウニ乗ヘシ廿三四尋、ソコニ黒キ小砂、小石ナトアラバ、ランマウノトヲ
リト心得ベシ。

夜ニテモ、ヒルニテモ地ヲ見ズバ、少猶フカミヘ行過ト、廿七八尋、ソコニ少、クロ目ナル白キ砂ノコ
マカナルニ、泥も少々アルアタリナラバ、ランマウヲ過タルト知ベシ。ソレナラバルイラウボヨリ十二三
里ハヤ過タルモノ也。ルイラウボノ海、ツカハ、コマカナル白キ砂クロマジリナルニ小石モマジリタリ。
地ハ、アラキ砂ニ小石マジリナリ、何レニ、ソコノ、ヤウスヲ以テ、ドコノアタリト云_レヲ知ベシ。ラン
マウヲ過バ、オキバヤニ楫ヲトリテユケ、シロキ島ヲ見出スベシ。

○此ランマウト云島ハ、三ツニテ、日本ヨリ天川ヘ、トヲル時ハ見ル島ナリ。一ツハ如何ニモ長ク、中ノハ

マルク、三番目ノハ中ノヨリ、少長ク、タガイニ近キ島ナリ。

イ、レヨブラコ(白キ島ノ「Peteroblane」ヨリハ、外ヲ、ユカント思ハ、マ西ノカタヘ楫ヲ、トルベシ、内ヲ、ノラント、ヲモハ、マ西オキニシノ、カタヘ、ナビケテ楫ヲトリ、ランタヲ、ノ右ノカタ、イ、リヤドレイメ、ノ口ヘ乗入ベシ。ソレヨリ、ランタヲ、ノ、サキマデ、ハシリテ、ランタヲ、ヨリ、ソノアタリノ島、近ク、マハヤニ面ヲ、ムケテ乗ヘシ。是ハ、ソノ邊ニ、三ヒロカ其ウチ程ノ瀬アルヲヨクル爲ナリ。此瀬ハ、ランタヲノサキ海ノ方ニアリ。ソレニ依テ件ノ島、近ク乗テ其島共ヨリ、マ西ノ方ヘ、ノリテ、イ、ラデジャアガラニ尋ネ達ベシ、ソレヨリ天川、皆不殘、見ユル也。

同上、唐トタカサゴノ、アヒヲノル、鷹架ニサカリ一夜トマリ、明ル朝、日ヲ見テカ、又日ヨリヲ見キハメ、タラバ、一二番島ニ出船スベシ、硫黄ノ島ヲ風下ニ、ヨギテ、ヲモカヂノ方ノ二三ノ島ヲ、ハナレズ乗ベシ、但、風ニヨリテ、大中瀬戸ツキトラス、トモアリ。

硫黄ヲ、マハシテヨリ妻島ヲ立ルニ、オキ西ノトヲリ、ゲンヲ、ノルベシ、此ノリマヘ、ニテハ妻島ノ風上ニユク、又、オキハヤ、ト、オキ西ノアヒノ、小ケン、ヲ、ノリテモ不苦、妻島ヲ、ヲモカヂニ、一二里程、見ルナリ。メシマ、ヨリ百里(卅六丁)、オキヘ、ノリ出シ、ソレヨリ、オキバヤノ方ヘ、ノリ、ウクウタゲン、ヲ、タツルナリ。コレマデ日本道、四百里程アリ、右ノ針ニテ、ノルウチニ唐ノ地ニ乗カクル、ヲソシト思ハ、ツルベヲ打ニ

此ナリニ、ナマリニテ、ヲモサ八斤、九斤ノ間ニ、キテカシラノ繩付ニハ

此カツカウニ、ナマリ八九斤ニテ丸ムレバ惣ノ長サ、七寸五分ニナル也。ホドハ、カツカウニ應ス日本口ニハ、ツルベ。

ナンバン口ニハ、プルウマ。

クロガネヲ、キコミ繩付トス、此ツルベノ尻ヲ、クボメ、牛ノ油ニ、ブタノ油ヲ十ブ一加ヘ、ネリマゼテ置、時々ニ、ヲシコミ、舟ノ、トモニ、ツナ本ヲ持テ、ツルベヲ、モテ、持ユキ打コム、一間アイニ中取シテ、ヲモテヘ遣ス也。打コメハ、一人ノツナヲ、ユルシ、トモノ綱本ヨリ持、マツスグニ、ナツヲ、タテ、ハカル、繩(ブタノ血ヲ、シヒタシ、ヨクシマセテ引出ホス)ノ、小サシナワホド長サハ、八十ヒロ、二ツコシラヘ置、何モ、ワタニ卷、

四十尋、四十五尋アラバ、ヨキ乗マヘナリ。又、其内ナラバ、唐地ニ、ノリカ、リタリト心得、沖へ乗ナヲシ、右ノ、フカサノ所へ、ノルベシ、若、又、四十五ヒロノ上アラバ、又、地ノ方へ乗ベシ、トカク、四十ヒロ、四十五尋ノ、フカサヲ、ノリマヘニシテ、タツネヨ、ソヨ(コ?)ニハ、ゴミアリ如此ノレバウクウタゲン、ノリハツサヌナリ。

妻島ヨリ乗出ストキ、風上ヲ、セツテ、ノレバ、唐ト、メシマ、ノ、アヒニ、アサキ洲アリ。若此トヨリニ、ノリアヒタラバ、チト水ニゴルベシ、フカサ卅ヒロ卅五尋ナリ、ソコニハ、スナアリ、コノ洲ヲ乗コセバ、海フカク成也。

其後、ツルベヲ打テ淺クハ唐ノ地、近シト、コ、ロエヨ。ウンヂウ、ホクチウノカミヲ、タテタラハ、

ウクウノ島ヲキニ五十里ホド、地ヨリ出タルナレバ、其心得スベシ、ウクウノ島ト地トアヒヲ、ノリテモ不苦、サリナガラ、ナルホド沖ヲ、ノルベシ。

タゲン、ヨリ、ラマウヘノ乗マヘハ、タゲンヲ風上ニ日本道、十里程モチテ、オキバヤノ大ゲンヲ、ノル也。但コレニテハ、チト沖ヘ、ハネ出スナリ、オキハヤ、ト、オキ西トノ、アヒヲ乗ヘシ、此間ノミチ日本ノ六十里ホド、ノリテ、其後、オキバヤノ大ゲンヲ乗ベシ、此スチヲ、カヘズシテ、チンナムタウヲタツルナリ。但タゲン、ト、ラマウノ、アヒダノ、フカサ、ラマウ近ク、ノレバ廿尋アリ、若ラマウヨリ上ナレバ荒砂アリ、廿二尋ノ、フカサガ、ホンノツダウ、ナリ。廿ヒロ、ニテハ地ニ、ソウナリ、ラマウ乗通レバ、右ノ廿二ヒロノ、フカサニテ、ソコニ、スナ、細白砂ニ黒砂マジル也、ラマウノ、マンマヘニテハ、細赤砂ニ蠣ガラ、マジリテアリ。ラマウヨリ、チンナムタウノ、アイダ、日本路、四百里ホドアリ、右オキバヤノ、スチニテ、ノルニ、若、風アシクバ、其心得スベシ。チンナムタウ、ヨリ、ホソ島ノ乗マヘ、チンナムタウ、ニ、ノリカケテ、ヲキニ廿里カ十五里カ、ホドニテ、ソレヨリ、ホソ島ノ、ノリヤウハ四十里ホド、マハヤ、ヲキバヤノツキトヲシノスチヲ乗ベシ、ソレヨリ、マハヤ、ト、マハヤ、ヲキバヤノアイノ小スチカ、マハヤノ大スチ、ニテモ、不苦、此ノリマヘニテ、シンチウノ、カミノ島ノ、タツルナリ、クワキヤンヲ、タツルナリ。

ソレヨリ下モハ、ホソ島マデ地ノ、ツマキノ方角、ハラシアナバエ、ノ、ツキトヲシノ、スチノカタニ地ハツミキタル也。地ヨリ沖二十里、十二里ホド、沖へ船ヲ右ノスチノ、カタヘ、ノルベシ、何タル、サ

ハリモ、アルベカラズ、チンナムタウ、ヨリ、クワキアン、マデ、日本道、百七十里ホド也。
一 天川ヨリ日本ヘノ乗前、

イ、リヤドレイメヲ過ルナラバ、マコチニ一日一夜、乗テ、其後コチ北コチへ楫ヲ、トリ、ソレヨリハ地ノ方ヘ、ヨルベカラズ、成ニ於テハ四分一程、沖ノ方ヘ、乗タルハヨシ、此ノリマヘ、ニテ、ランマウ、ヲ、マハスベシ。若夜中ナラバ、ツルベヲ、ウチ、廿二三尋ニテ小石砂ノ黒キナラバ、ランマウノ、マヘト、シルベシ、ソレヲ過バ、コマカナル白キ砂ヲ見ヘシ。黒キハ、イカニモ、スクナカルベシ、ソレヨリ、北ゴチ、又ハ北コチ、ト、コチ北ノアイニ楫ヲトリ、チンチウノ、ナダヲ、ナル程ヨケテ乗ベシ、ソレヨリ、アサキ、カタナラバ、チンチウノナダヨリハ、ベスカダウレスノ、シモノ、カタニ、ヨリタルモノナリ、ソノ時ハ廿五尋アル所マデ地ノ方ヲ乗ベシ、即ホンノ、ミヲナリ。由(油?)斷シテ十三四ヒロホドノ所マデ乗タルニ於テハ、其邊ニ瀬アリ、ソレヨリ内ノ、カタノ淺ミニ、アラノ、ト、シタル、スナアリ。其邊ナラバ、チンチウノ地ノ方、フカキ、カタヘ、楫ヲトルベシ、サテ廿四五尋程ノ深ミヘ、ノリタルト思ハ、北コチ、又、コチ北、コチト北コチノ、アイヲ乗テ、タカサゴヲ見出スベシ。

若此アタリニテ、北コチ、マコチ、ナドノ大風ニ、アハ、チンチウノ、ナダヲヨケテ行ベシ、其故ハ、若ヲシアノ風、來ラバ、カノアタリ、ヨコ風ナルニヨリ行カタモナク難儀ニ、アフモアルベシ。

イ、リヤヘルマウザ(タカサゴト云フ)ヲ見付ルニ於テハ、大キナル地ノ洲サキヲ、コスマデハ、船ノ面ヲ北ゴチ北ニ、ゴチノ、アイ、ヘ、ムケテ乗ベシ。其後ハ、タカサゴヲ、過ルマデハ北コチヘ、ムケテ

乗ベシ、島ノ、マン中程ニハ、大船百艘モ通ル、ホドノ、口アリ。島ヲ、ノリ通りタラバ、北コチ、ト、コチ北コチ、ノ、アイニ、サンガラヅウヲ（サンガラ、ツウヲトハ一日一夜、ノコ也）、三ツホド、ノリテ其後、北コチへ、ノラバ、ウヂクサカキノ島ニ着ベシ、但、此島ヨリ北南ニ四五里程ニ、ヨコタヘタル島ニ、アフベシ、此島ノ、ヲシアナノ方ニハ、タキ石ノヤウナルモノ多キナリ、是ヲ、シルシトスベシ、此島、見付テ後、コシキノ島ノ外ヲ、ユカント思ハ、北ノ方へ楫ヲ、トルベシ。然ラバ、ウチヲサカキ、ト、コシキノ島ヲ見ベシ、コシキノ島ト、イフハ、マハリ十里バカリノ長キ島也。ウチクサカキ、ヨリ、コシキへ通り、タラバ、ハンミチカ其内カ、島ノアタリヲ北コチへ、ムケテ、ノリ天草ノ見ユル所へ、イタルベシ、サキへ船ヲ、ノリテ天草ノ山、四里程ニ乗リテ、北へ、ムケテ、北々コチニ楫ヲ、トラバ、イツモノ、イワウノ島ヲ見付ベシ、ソレヨリ後ハ、人々が存知タル路ナリ。

一 シヤムラウ、ヨリノ乗前

シヤム、ノ湊ヲ出テ西々アナゼへ、ユキテ、トリカチノ山見付テ其山ニ付テ、マハヤ、ヲキバヤヲ、ノリ、ペンテマデノリ、バンコセイアノ、ヲ、少シ、ヲキへ、ノルベシ。其故ハ、ナンバン道、一里半ホド沖ニ瀬アリ、バン、コセイア、ハ、十二ガランブ半アリ、又、高キ山アリ、是バンコセイア、ノ、シルシ也。其處へユク風アラハアリテ鹽ニテ、ユクカ、又、地ノ風ヲ、マツベシ、ソレヨリクイマデ、風ムカイテ、ナラズバ、マヘカドペンテへ、ノルベシ、乍去クイ迄ユケバヨシ、クイヨリ、プロコダウ迄ハ、ヲシアナバヤニテ、ノルベシ、カマヘテ風ヨクハ、鹽ハコチ北コチへ、ツクホドニ、トリカチへ、ユカヌヤウニ用

心セヨ、ヲシアナ、ト、ヲシアナバヤ、ノ、アイノリ長キ島ヲ見付ベシ、是ヲ、プルパン、ジヤウンバアルソ、ト云也。コレヨリ、ナンバン道、五里ユキテ又、島アリ。コレハ、プルパンジヤウニ、バルタデイル（本ト云フ）ト云フ。爰ハ九ガランブ十五ミヌウトアリ。此二ツ島ノ、アイ、ナンバン道、八里アリ、是ヨリ、ヲシアナバヤ、ヲ、ノレ、トリカチヘユクベカラズ、其故ハ、プルパン、ジヤウンバアルソ、ヲ見レバ、船シタカル、也、ソレニヨリ順道ノラレズ、此ヲナジ道ニ、プロウビ、ト云島ヲ後ニ見ルベシ、夜ルニテ、見ヘズバ、プルコダウルト西東ニアリ、ツルベヲ、ウチテ見ヨ、十七ヒロ、十五尋、若ハ廿尋アラバ、プルコダウルノ島ノ外ニ出タリト知ベシ、十五、十七尋アラバ、ヨシ、右三ノシマノ道スガラ十五、十七ヒロアリ、プルコダウル（プロコンドル？）ノ島ヲ見ヌ、サキニ、チイサキ二島アリ、プルコダウルノ西東ニアリ此チイサキ島ヨリ、プルコダウルマデ、ナンバン道、八里アリ。此二島ノ内ナリハ、外ナリハ、時ノ仕合次第ニ、ノルベシ外ハ廿ヒロ、内十七、十八ヒロアリ、又十二、十五ヒロ、モ、アリ。又、此二島ノソバニ地アリ。此二島ヨリ、二里（ナンバン）沖ニ十七尋、ソコニハ、チイサキスナト、チイサキ貝ノ、カラマジリコアリ、プルコダウルヲ見テカラ地山ヲ見ント思ハ、プルコダウル内ナラバ、北コチノ方へノルベシ、外ヲ、ノルナラバ、北北コチヲ、ノルベシ、十八、廿尋ノ所ヲ、ノルベシ、廿ヒロノ、ウヘアラバ、ノルベカラズ、又、十七尋ノ内アラバ、ノルベカラズ、其故ハ、マチウス、ピリイト云石ソコニアリ、十四ヒロノ處ニアリ。此石ノ所ハ、カンボウジャ、ト、チャンバトノ、アイ也。此石ノ、ムカイ地ニ、ソウテ、チイサキ山アリ、是ヨリ、マンリ、マデ、ナンバン道、七八里アリ、マテウスピリイ、